

ご契約のしおり・契約規定

ご契約に関する大切な事柄
必ずお読みください。

ねんきん共済

個人年金共済

「保障のことなら 全労済」

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて各都道府県生協の組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

はじめに

契約者（組合員）の皆さま、全労済の共済を
ご契約いただきましてありがとうございます。

この「ご契約のしおり」は、ねんきん共済（個人年金共済）の
ご契約内容に関する大切な事柄を分かりやすくご説明しています。
詳しくは「契約規定」をご覧ください。

必ずご一読され、契約内容をご確認いただき、
共済契約証書とともに大切に保管してください。

また、内容についてご不明な点、
お気づきの点などございましたら、全労済までお尋ねください。
（各都道府県本部の所在地、電話番号は巻末にご 있습니다）

新しく組合員になられた方へ（出資金について）

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む
生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運
営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生
協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合
員となられる方には、生活協同組合運営のために出資（1,000 円以上）
をお願いしています（出資金は 1 口 100 円で、最低 1 口以上の出資が
必要です）。出資金は、加入される共済の掛金払込方法に応じて下記
のとおりお願いしています。

なお、すべてのご契約を解約された場合、またはご契約が失効とな
り、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、
速やかに最寄りの全労済へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求
の手続きを行ってください。

また、3 年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいて
いない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きを
させていただく場合がありますのでご注意ください。

掛金の払込方法（月払いの場合）— 1,200 円（毎月 100 円× 12 ヶ月）
（半年払いの場合）— 1,000 円（1 回 500 円× 2 回）
（年払いの場合）— 1,000 円（1 回のみ）
（一時払いの場合）— 1,000 円（1 回のみ）

●申込書に記入される前に

「ご契約のてびき（契約概要・注意喚起情報）」をご一読になり、契約の給付
内容や質問表などについて、理解いただきますようお願いします。また、内容
についてご不明な点、お気づきの点などございましたら、最寄りの全労済ま
でお問い合わせください。

●申込書・質問表は契約者ご自身で正確にご記入ください。

申込書は全労済と契約を締結するもの、質問表は健康状態などを告知いた
くものとして、ともに重要です。被共済者になられる方の同意を得て、契約者
自身でご記入いただき、内容を充分お確かめのうえ、署名・押印してください。

●クーリングオフについて

契約申込者（契約者）は、すでにお申し込みをした契約について、申込日
を含めてその日から 8 営業日以内であれば、そのお申し込みの撤回または解除を
すること（クーリングオフといいます）ができます。

※ クーリングオフをする場合、契約申込者（契約者）は、書面に契約の種類、申込日、
契約申込者（契約者）の氏名および住所の内容とともにクーリングオフをする旨を
明記し、署名・押印のうえ、全労済に提出してください。

※ クーリングオフが認められた場合、当該契約は成立しなかったものとし、すでに
初回掛金が払い込まれている場合は、契約申込者（契約者）に初回掛金をお返しし
ます。

●共済契約証書と申込内容のご確認をお願いします。

ご契約をお引き受けしますと、「共済契約証書」をお送りします。お申し込み
の際の内容と相違していないかどうか、もう一度よくお確かめください。

万一、お申し込みの契約内容と相違していたり、ご不明な点がございましたら、
申込先の全労済までご連絡ください。なお、「共済契約証書」は契約上のあらゆる
手続きにかかせないものですので、大切に保管してください。

目 次

ご契約のしおり

主な用語の説明	5
---------	---

I. ねんきん共済のご契約に際して

1. ねんきん共済のしくみと特徴	7
2. 加入できる方(被共済者になることができる方)	8
3. 告知義務について(家族年金・重度障害年金付帯型の場合)	9
4. 契約年金額の単位と限度額について	10
5. 掛金の払込方法について	10
6. お申し込みから契約の発効まで	11
7. 2回目以降の掛金払い込みと払込猶予期間・契約の失効	12
8. 掛金の払い込みが困難になったときの契約の継続方法について	13
9. 掛金の前納について	13
10. 掛金の払込免除について	13
11. 契約が無効となる場合	14
12. 共済金の不法取得目的により契約が無効となる場合	14
13. 詐欺等による契約の取り消しについて	14
14. 契約が解除となる場合	15
15. 契約の消滅について	15
16. 被共済者による契約の解除請求について	16
17. 債権者等による解約および共済金受取人による契約の存続について	16
18. 割り戻し金について	16
19. 契約内容に関する届け出	18

II. 年金・共済金のお支払い

1. 年金・共済金のお支払いについて	19
2. 年金・共済金の請求について	21
3. 年金・共済金の受取人について	21
4. 指定代理請求人について	22
5. 指定代理請求人または代理請求人による年金・共済金の代理請求	23
6. 年金・共済金をお支払いできない場合	23

III. 契約内容の見直しについて

1. 契約年金額の変更	26
2. 確定年金の支払期間の変更	26
3. 年金開始年齢の変更	26
4. 給付型の変更	28
5. 掛金払込期間中の保障型の変更	29
6. 払済契約への変更	29
7. 契約の解約について	30

IV. その他、契約に関してご確認いただきたいこと

1. 契約貸付について	31
2. 権利義務の承継について	32
3. 確定年金・基本型のお取り扱いについて	32
4. 個人年金税制適格年金特則(税制適格タイプ)について	33

V. ねんきん共済と税金について

1. 制度の適用について	34
2. 年金・共済金等の税法上のお取り扱い	36

契約規定

個人年金共済事業 契約規定	40
別表第1～別表第4	71

別 表

解約返戻金額例表	77
----------	----

巻末資料

組合員および出資金について	89
個人情報保護方針	90
ご加入者の個人情報の共同利用について	91
団体事務手数料のお支払いについて	91
苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて	98
納税義務国確認に伴う手続きのお願い	98

主な用語の説明

【共済契約証書・年金受給証】

契約の年金額や契約年金の種類など契約の内容について具体的に記載したものです。

【契約者】

全労済と契約を結び、契約上の権利（例えば共済金請求権など）と義務（例えば掛金の払込義務など）を持つ方です。契約者となる方は、各都道府県労済（共済）生協の組合員になっていただく必要があります。

【被共済者】

その人の生死などが年金・共済金の支払いの対象となる方です。

【指定代理請求人】

契約者または被共済者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合に、共済金等の代理請求をできる人として、あらかじめ指定された人をいいます。

【代理請求人】

契約者または被共済者のいずれか、および指定代理請求人が共済金等を請求できない場合に、共済金等の代理請求をすることができる人をいいます。

【契約年金】

年金開始日以後に支払う年金の種類をいいます。終身年金と確定年金の2種類があり、加入時に指定します。

【年金受取人】

契約年金を受け取る人のことをいいます。

【死亡共済金受取人】

被共済者が死亡したときに支払われる年金・共済金（死亡一時金・家族年金・遺族年金・遺族確定年金）の受取人です。

【増額年金】

年金開始時までにすえ置かれた割り戻し金等で買い増しする年金です。

【長寿祝い】

契約年金開始後の割り戻し金をすえ置いて、5年ごとにまとめてお支払いするものです。

【増加年金】

契約年金開始後の割り戻し金をすえ置いて、5年ごとに買い増しする年金です。

【重度障がい】

P.71の別表第1「重度障害等級表」* または全労済が認めるものをいいます。「重度障害等級表」について労働者災害補償保険法施行規則が改正された場合には、全労済でお支払いする基準も変更になる場合があります。

【掛金の払込免除となる身体障がい】

P.73の別表第3「共済掛金の払込免除となる身体障害の状態」* で規定している身体障がいの状態をいいます。

* 「重度障害等級表」ならびに「共済掛金の払込免除となる身体障害の状態」における「労務」には、一般にいう労働者が賃金報酬を得るための労務ばかりでなく、家事や、学生・児童の就学等も含まれます。

【加入年齢】

発効日における被共済者の年齢を加入年齢といい、掛金額算定等の基準となります。加入年齢は発効日現在における満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

【発効日】

加入年齢や期間の計算の基準となる日で、全労済が契約に関する責任（保障）を開始する日のことです。

【月応当日】

発効日・年金開始日などの各月の同日（応当する日）をいいます。

【年応当日】

発効日・年金開始日などの各年の同月日（応当する日）をいいます。

【払込期日】

払込期日とは、分割払契約の第2回目以降の掛金を払い込む期限のことをいいます。

払込方法により、次のとおりになります。

○年払契約の場合は、1年ごとの発効応当日の前日の属する月の末日

○半年払契約の場合は、半年ごとの発効応当日の前日の属する月の末日

○月払契約の場合は、月ごとの発効応当日の前日の属する月の末日

【年金開始日】

契約年金を受け取る権利が発生する日をいいます。被共済者が契約年金の支払開始年齢に達する日の翌日以降において最初に到来する発効日の年応当日となります（実際の年金支払日とは異なります）。

【積立金】

将来の年金や共済金の支払いに備え、毎回払い込まれた掛金の中から積み立てる資金です。予定の利率で利殖されます。

【責任準備金】

掛金の中から将来にわたって契約の責任を果たしていくために積み立てられる資金のことで、その内の大部分が積立金です。

【割り戻し金】

毎年の決算によって剰余金が生じた場合に、その中から全労済が、契約者に返戻するお金のことをいいます。

【解約返戻金】

契約を解約したときに、お返しするお金です。

【年金現価】

将来に支払う年金額を予定利率で割り引いた金額です。

【契約年金額】

契約年金の初年度の年額です。

【年金額】

実際に支払われる年金の年額です。

【反社会的勢力】

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

I.ねんきん共済のご契約に際して

1. ねんきん共済のしくみと特徴

- (1) 契約年金
確定年金と終身年金の2種類があります。
 - ① 確定年金は、契約年金の支払期間中、被共済者の生死にかかわらず支払われる年金です。
支払期間は、5年・10年・15年のいずれかから選択できます。
掛金の払込方法は分割払い（月払い・半年払い・年払い）となります。
 - ② 終身年金は、年金を生涯にわたって受け取れます。
また、年金開始後に被共済者が死亡しても、保証期間中は遺族の方に年金が支払われます。
掛金の払込方法は一時払いのみです。
- (2) 年金の給付型
定額型と通増型の2種類があります。
 - ① 定額型は、毎年の年金額が一定です。
 - ② 通増型は、年金額が2年目以降、毎年初年度年金額の5%ずつ増加していきます。
- (3) 掛金払込期間中の保障について
確定年金には、掛金払込期間中に被共済者に万一のことがあった場合のための保障がついた家族年金・重度障害年金付帯型（家重型）と、それらの保障をつけない基本型があります。
終身年金は基本型のみとなります。

家族年金・重度障害年金付帯型〔家重型〕

掛金払込期間中の遺族保障・重度障がい保障を付帯する型です。
掛金払込期間中に万一、被共済者が亡くなられた場合、家族年金を支払います。
また、被共済者が全労済の定める重度障がい状態となられた場合には、重度障害年金が支払われ、掛金の払い込みも免除されます。

- ※〔家重型〕は、職業・健康状態等質問表の回答内容により、加入できない場合があります。
- ※ 確定年金の基本型は、単独での契約はできません。他の契約（確定年金の家重型等）とのセット専用契約となります。詳しくはP.32「3. 確定年金・基本型のお取り扱いについて」をご確認ください。
- (4) 個人年金税制適格年金特則（税制適格タイプ）をつけることにより、個人年金保険料控除の対象となります。特則をつけるには、一定の要件を満たす必要があります。詳しくはP.33「4. 個人年金税制適格年金特則（税制適格タイプ）について」をご確認ください。

〈契約のタイプ〉

払込方法	契約年金	保障型	給付型
分割払い （月・半年・年）	確定年金	家重型	定額型
			通増型
一時払い	終身年金	基本型	定額型

〈セット専用契約〉

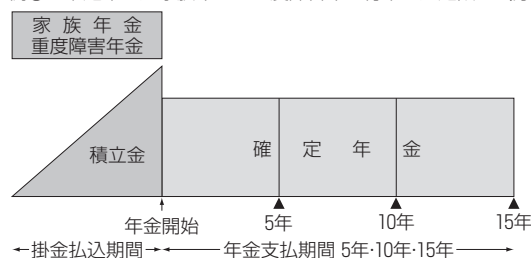
払込方法	契約年金	保障型	給付型
分割払い （月・半年・年）	確定年金	基本型	定額型
			通増型

※ 確定年金・基本型は、加入にあたり、契約年齢や掛金払込期間、年金開始年齢、

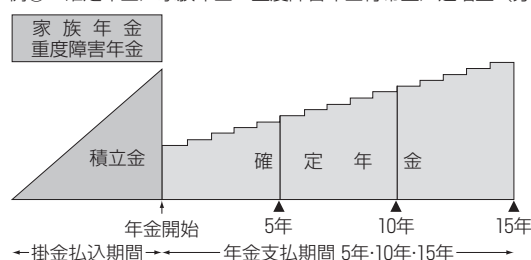
年金支払期間など、他の契約のタイプと取り扱いが異なる点があります。詳しくはP.32「3. 確定年金・基本型のお取り扱いについて」をご確認ください。

〈加入例〉

例① 確定年金／家族年金・重度障害年金付帯型／定額型（分割払い）



例② 確定年金／家族年金・重度障害年金付帯型／通増型（分割払い）



例③ 終身年金／基本型／定額型（一時払い）



2. 加入できる方(被共済者になることができる方)

- (1) 被共済者となるのは次の方です。
- ① 契約者
 - ② 契約者の配偶者（内縁関係を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます）
 - ③ 契約者と生計を一にする、契約者の子、孫、父母および兄弟姉妹
 - ④ 契約者と生計を一にする、契約者の配偶者の子、孫、父母および兄弟姉妹
- ※ 養子縁組のない場合、子の配偶者（嫁、婿）および継父母は被共済者となることはできません。

※ 税制適格タイプの場合は次のとおりです。

- ① 契約者
- ② 契約者の配偶者（内縁関係を含みません）

- (2) 加入できる年齢（発効日現在の満年齢）の範囲は、掛金払込方法・契約年金・確定年金の支払期間によって異なります。

① 分割払い（非適格タイプ）

契約年金		加入年齢	年金開始年齢	払込期間
確定年金	10年・15年	15歳～60歳	55歳～65歳	5年～50年
	5年	40歳～60歳		5年～25年

分割払い（税制適格タイプ）

契約年金		加入年齢	年金開始年齢	払込期間
確定年金	10年・15年	15歳～55歳	60歳～65歳	10年～50年

※ 確定年金・基本型についてはP.32「3. 確定年金・基本型のお取り扱いについて」をご覧ください。

② 一時払い

契約年金	加入年齢	年金開始年齢	すえ置き期間
終身年金	50歳～65歳	55歳～65歳	0年～5年

● すえ置き期間

終身年金に加入する場合、掛金を払い込んでから年金開始まですえ置くことができます。すえ置き期間は、0年～5年の範囲から選択していただけます。

3. 告知義務について（家族年金・重度障害年金付帯型の場合）

共済は大勢の方が掛金を出し合って、相互に助け合う制度です。従って、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事されている方などが無条件で契約されますと、加入者間の公平性が保たれません。

そこで契約に際して、契約者や被共済者の方には、過去の病歴（病名や治療期間など）、現在の健康状態や身体の障がい状態などについて、正しく告知していただく義務があります。

質問表には過去の病歴（病名、治療期間など）など、全労済がお尋ねする事柄について、ありのままを正しく告知してください。

告知していただく内容は、質問表に質問事項として記載してあります。もし、故意または重大な過失によって、事実を告知していただけなかったり、事実と異なることを告知されますと、全労済は「告知義務違反」として契約を解除することがあります。

この場合には、たとえ共済事由が発生していても、共済金をお支払いすることはできません。

(1) 職業について

契約の発効日において、次のいずれかの職業に従事されている方は、〔家重型〕への加入ができません。

- ① 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業
- ② テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業
- ③ 競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者
- ④ 潜水、潜函、サルベージ等に従事する方
- ⑤ 坑内、トンネル内作業に従事する方
- ⑥ 近海または遠洋漁業の船舶乗組員
- ⑦ 1,000 トン未満の船舶乗組員
- ⑧ その他全労済が指定する職業に従事する方

(2) 健康状態について

健康状態等についての質問にお答えいただけます。回答内容をもとに全労済で加入の可否を判断します。病気やけがの内容、発病・発生した時期等によっては、〔家重型〕に加入いただけないことがあります。

4. 契約年金額の単位と限度額について

- (1) 契約年金額は12万円を1口として、被共済者1人について最高90万円(7.5口)までです。

なお、すでに他のねんきん共済をお持ちの方は、次のいずれも満たすものとしします。

① 現在お持ちの個人年金共済（ねんきん共済S型含む）の契約年金額と通算して90万円以内

② 現在お持ちの団体ねんきん共済、新団体年金共済および個人年金共済（ねんきん共済S型含む）の契約年金額と通算して120万円以内

※ 年金支払期間が重複しない場合も通算を行います。

※ 団体ねんきん共済および新団体年金共済が年金開始日前の場合は通算を行いません。

※ 逓増型の場合は、年金開始初年度の額となります。

※ 逓増型の増額分と増額年金・増加年金分は、最高限度額に含まれません。

- (2) 契約額の最低限度は契約年金の種類と被共済者の年齢により以下のとおりです。

① 分割払い

契約年金	満年齢	15歳～39歳	40歳～60歳
	確定年金	10年・15年	24万円(2口)
確定年金	5年	加入できません	24万円(2口)

② 一時払い

契約年金	満年齢	50歳～65歳
	終身年金	24万円(2口)

- (3) 複数同時加入について

複数の契約に同時に加入する場合も、契約ごとに上記の額が最低限度となります。ただし、年金開始日等が同一の場合は、契約内容によって取り扱いが異なるものがあります。

- (4) 追加加入について

追加で加入する場合も、上記の額が最低限度となります。ただし、すでにお持ちの契約と追加で加入する契約の内容によっては、契約年金額12万円（1口）以上で加入できる場合があります。

5. 掛金の払込方法について

- (1) 払込方法

契約年金の種類によって以下のとおりです。

① 確定年金は分割払いとなります。分割払いには、月払い、半年払い、年払いがあります。

② 終身年金は一時払いとなります。

- (2) 払込方法の変更

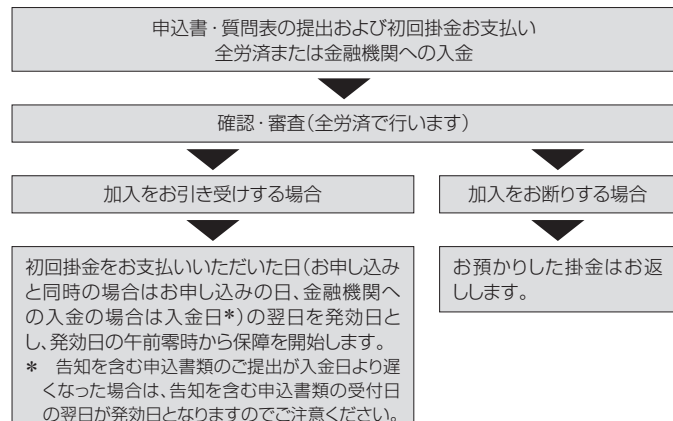
掛金の払込方法が分割払いの場合は、発効日の年応当日に限りその他の分割払いに変更できます。

6. お申し込みから契約の発効まで

全労済が加入の申し込みを承諾したときは、申込日に契約が成立したものとみなします。申し込みから保障の開始（契約の効力の発生）までは次のとおりです（契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます）。

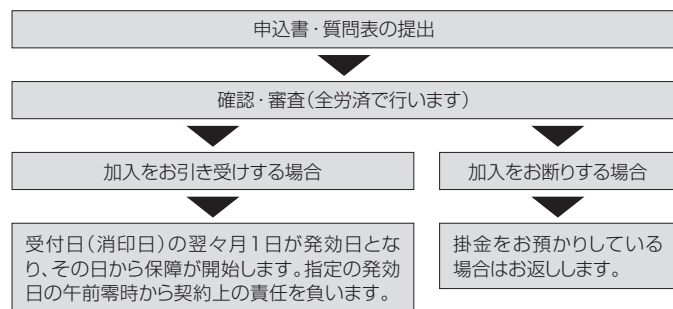
なお、申込書をご記入の際には、「申込日（告知日）」（申込書および質問表への回答を記入された日）を必ずご記入ください。

- (1) 申し込みと同時に初回掛金を全労済または金融機関への入金により払い込む場合



※ 初回掛金は、申込日からその日を含めて 1 ヶ月以内に、全労済窓口あるいは最寄りの金融機関にお支払いください。申込日から 1 ヶ月を過ぎますと、契約が不成立となり、再度申し込みいただくこととなります。

- (2) 指定の口座から預金口座振替により初回掛金を払い込む場合
全労済の指定した金融機関を通じて、全労済が指定する振替日までに指定の口座へ払い込んでください。



※ 指定の口座から初回掛金の振替ができなかったときは、申し込みはなかったものとなります。全労済が指定する振替日までに指定の口座へ払い込みください。

【掛金の預金口座振替に関する注意】

同一の指定口座から 2 契約以上（全労済が実施する他の共済事業による契約を含みます）の掛金を振り替える場合、合計金額を振り替えるものとし、一部の掛金のみを振り替えることはできません。掛金の遅延がある場合は、延滞分も合算して振り替えられます。口座の残高が不足していますと、すべての掛金が振替不能となり契約が失効となる場合があります。

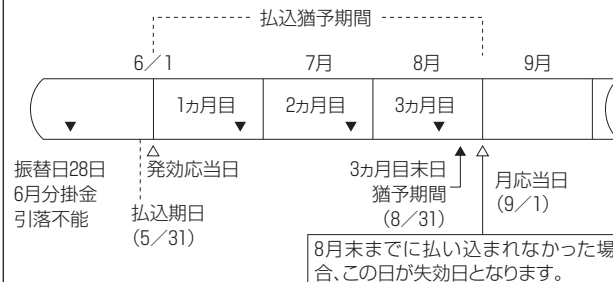
7. 2回目以降の掛金払い込みと払込猶予期間・契約の失効

2 回目以降の掛金払い込みは、申込日の翌月以降から払込方法ごとの払込期日の属する月の 28 日（この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします）に指定口座より引き落とされます。

2 回目以降の掛金払い込みは払込期日の翌日から 3 ヶ月の猶予期間があります。猶予期間内に掛金がい込まれない場合、契約は次のときに効力を失い消滅します。この場合、その旨を契約者に通知します。

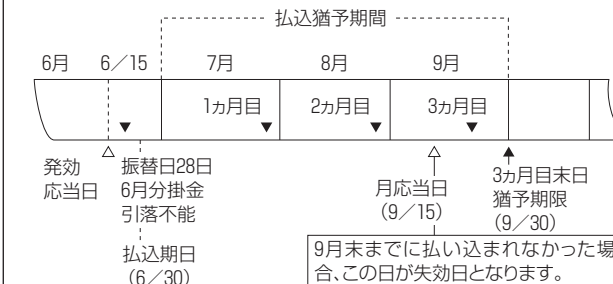
- (1) 発効日または更新日が月の 1 日である契約については、払込期日の翌日の午前零時

【例①】 発効日が1日の契約の場合(6月分掛金から未払い込み)



- (2) 発効日が月の 1 日でない契約については、払込期日が属する月の発効当日の午前零時

【例②】 発効日が1日以外の契約の場合(6月分掛金から未払い込み)



※ 失効となった場合、失効となる日までの未払込掛金を差し引いて、解約返戻金相当額をお支払いします。

※ 払込猶予期間内に共済金（死亡一時金、家族年金、重度障害年金）を支払うことになった場合には、その共済金から未払込掛金を差し引きします。

また、掛金の払込免除となる事由が発生した場合でも、掛金払込免除の事由発生時までの未払込掛金は払い込んでいただきます。

8. 掛金の払い込みが困難になったときの契約の継続方法について

掛金の払い込みを続けることが困難になったときは、次の方法がご利用できます。

- (1) 払済契約
その時点で掛金の払い込みを終了します。P.29「6. 払済契約への変更」をご確認ください。
- (2) 契約貸付（振替貸付）
掛金への充当を目的に貸付を受けられます。P.31「1. 契約貸付について」をご確認ください。
- (3) 減額
契約年金を減額することによって、払込掛金額を減らすことができます。P.26「1. 契約年金額の変更」をご確認ください。

9. 掛金の前納について

分割払契約の掛金は前納することができます。その場合、前納回数や払込方法に応じた全労済所定の利率で割り引いて算出した額を払い込みいただきます。

前納を希望する方は、全労済へお申し出ください。

- ※ 確定年金・基本型の契約は、加入後2年間は前納することができません。
- ※ 貸付金のある場合は、前納することはできません。
- ※ 前納の割引率は、金融情勢の変化などを考慮し、見直しを行う場合があります。適用される利率は、前納の申込時の利率となります。

- (1) 前納の回数
前納の回数は払込方法ごとに次のとおりになります。
月払い 掛金 3回分以上
半年払い 掛金 1回分以上
年払い 掛金 1回分以上
(注) 長期にわたる前納をするときは、掛金の払込方法を年払いに変更したほうが掛金が少なくなすむ場合があります。あわせて払込方法の変更をおすすめします。
- (2) 前納掛金の返戻
前納された掛金は原則としてお返しすることはできませんが、解約された場合や、掛金の払込免除となった場合など、払い込まれた掛金が必要でなくなった場合には、前納掛金のすべてまたは残額を返戻します。

10. 掛金の払込免除について

- (1) 被共済者が掛金払込期間中に、以下に示す身体障がいの状態になられた場合、掛金の払い込みが免除されます。
【家重型】と【基本型】では掛金の払込免除となる状態が異なります。
 - ① 【家重型】の場合
ア 発効日以後に生じた疾病または傷害によって、掛金払込期間中にP.71別表第1「重度障害等級表」の状態に該当したとき
イ 発効日以後に生じた不慮の事故を直接の原因とし、事故の日からその日を含んで180日以内にP.73別表第3「共済掛金の払込免除となる身体障害の状態」に定める状態に該当したとき
 - ② 【基本型】の場合

発効日以後に生じた不慮の事故を直接の原因とし、事故の日からその日を含んで180日以内にP.71別表第1「重度障害等級表」の状態またはP.73別表第3「共済掛金の払込免除となる身体障害の状態」に定める状態に該当したとき

- (2) 次の場合は掛金の払込免除となりません。
 - ① 次のア～エにより重度障がい状態に該当したとき
ア 被共済者の発効日から1年以内の自殺行為によるとき
イ 被共済者の故意（自殺行為を除く）によるとき
ウ 被共済者の犯罪行為によるとき
エ 契約者が、故意に被共済者（契約者と同一人である場合を除く）を身体障がいとさせたとき
 - ② 次のア～カにより身体障がいの状態に該当したとき
ア 契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき
イ 被共済者の犯罪行為によるとき
ウ 被共済者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき
エ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
オ 被共済者の精神障がいまたは泥酔によるとき
カ 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき
 - ③ 原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの
 - ④ 戦争その他の非常な出来事の場合のほか、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によるとき

11. 契約が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- (1) 被共済者が発効日にすでに死亡していたとき
 - (2) 被共済者が発効日現在、全労済の定める被共済者の範囲外であったとき
 - (3) 契約年金額が最高限度額を超過していた場合の、超過分の契約
 - (4) 契約者が被共済者の同意を得ずに契約の申し込みをしていたとき
 - (5) 契約者の意思によらず契約の申し込みがなされていたとき
- ※ 契約が無効の場合、すでに払い込まれた当該契約にかかる掛金の全部または一部を契約者にお返しします。
 - ※ 契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

12. 共済金の不法取得目的により契約が無効となる場合

全労済は、契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合には、その契約を無効とし、掛金を返還しません。

また、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求します。

13. 詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、被共済者または共済金受取人が、申し込みの際に、詐欺または強迫行為を行ったとき契約が取り消される場合があります。

- ※ 契約が取り消しとなった場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。
- ※ 共済事由が発生した後に、取り消しとなった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合は、返還していただきます。

14. 契約が解除となる場合

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- (1) 共済金の請求・受領に際して共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- (2) 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、共済事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- (3) 契約者、被共済者または共済金受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 反社会的勢力に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) 他の共済契約や保険契約との重複加入によって、共済金額等の合計額が著しく過大となって共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (5) (1)～(4)のほか、全労済が契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由があるとき
- (6) 契約者または被共済者が、契約の申し込み（契約の締結）の際に、故意または重大な過失によって、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

ただし、以下の場合は除きます。

- ① 契約の申し込みの際に、全労済がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
 - ② 全労済が、契約者または被共済者が事実の告知をすることを妨げたとき
 - ③ 全労済が、契約者または被共済者に対し、事実の告知をせず、または事実でないことの告知をすることをすめたととき
- ※ 上記②、③については、全労済の行為の有無にかかわらず、契約者または被共済者が事実の告知をせず、または事実でないことの告知をしたと認められる場合には解除されることがあります。

契約の解除は契約者に対する通知によって行われます。ただし、契約者の所在不明、死亡その他の理由で契約者に通知できない場合は、被共済者または共済金受取人に対する通知によって行われます。

共済事由発生または掛金払込免除事由発生後に契約が解除された場合でも、共済金（共済金受取人が（3）のみに該当した場合で、その共済金受取人が共済金の一部の受取人であるときは、共済金のうち、その受取人に支払われるべき共済金をいいます）を支払わず、または掛金の払い込みを免除しません。すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還をしていただきます。また、掛金の払い込みを免除していたときは、払い込みを免除した掛金の払い込みを請求させていただきます。

15. 契約の消滅について

次の場合に契約は消滅します。

- (1) 終身年金または確定年金のお支払いが終了したとき
- (2) 遺族年金または遺族確定年金のお支払いが終了したとき
- (3) 家族年金のお支払いが終了したとき
- (4) 被共済者の死亡により死亡一時金をお支払いしたとき

16. 被共済者による契約の解除請求について

- (1) 被共済者が契約者以外である場合において、次のいずれかに該当する場合には、被共済者は年金開始日の前日までに限り契約者に対し、契約を解除することを求めることができます。ただし、家族年金または重度障害年金の支払期間中である場合は除きます。
 - ① 契約者または共済金受取人に P.15 「14. 契約が解除となる場合」(1) または (2) のいずれかの行為があったとき
 - ② 契約者または共済金受取人が P.15 「14. 契約が解除となる場合」(3) に該当するとき
 - ③ ①および②のほか、契約者または共済金受取人が、被共済者に対する信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき
 - ④ 契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他全労済が定める事由により、被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
- (2) 契約者は、上記 (1) の①～④のいずれかに該当する場合において、被共済者から解除請求があったときは、全労済に対する通知により、契約を解除しなければなりません。
- (3) 被共済者は、上記 (1) の①～④のいずれかに該当する場合で、かつ契約者が契約解除請求に応じないときは、全労済の定める方法により、全労済に対し、契約の解除を求めることができます。
- (4) (3) の解除請求を受けた場合には、全労済は、将来に向かって契約を解除することができます。
- (5) (4) により、契約が解除された場合には、全労済は契約者の住所宛にその旨を書面により通知します。

17. 債権者等による解約および共済金受取人による契約の存続について

- (1) 差押債権者、破産管財人等の契約者以外で、契約の解約をすることができる方（以下「債権者等」といいます）が契約を解約する場合（年金開始日の前日までに限ります）には、全労済が定める方法によって行うものとします。ただし、家族年金または重度障害年金の支払期間中である場合は解約できません。
- (2) (1) の解約を行う場合には、解約の通知が全労済に到達したときから1ヵ月を経過した日に効力を生じます。
- (3) (1) および (2) の解約が通知された場合でも、通知のときに次の①および②のいずれも満たす共済金受取人は、契約者の同意を得て、(2) の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が全労済に到達した日に解約の効力が生じたとすれば全労済が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、全労済にその旨を通知したときは、(1) および (2) の解約はその効力を生じません。
 - ① 契約者の親族、被共済者の親族または被共済者本人であること
 - ② 契約者でないこと
- (4) (1) の解約の通知が全労済に到達した日以後、当該解約の効力が生じた場合は (3) により効力が生じなくなるまでに、死亡一時金、家族年金、重度障害年金、契約年金の共済事由が生じ、全労済が共済金を支払うべきときは、全労済の定める金額を支払います。

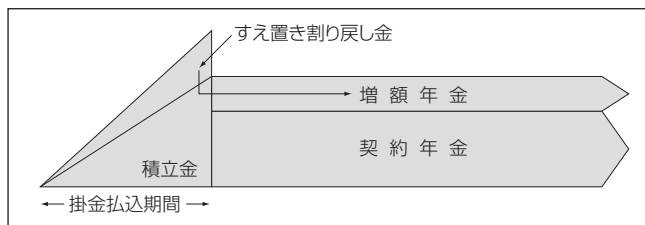
18. 割り戻し金について

全労済の毎年の事業年度（6月1日から翌年5月31日まで）の決算によって剰余金が生じた場合は、契約者に割り戻し金としてお返しします。

- (1) 割り戻し金の支払方法

① 契約年金の掛金払込期間中の割り戻し金

掛金払込期間中の割り戻し金は、年金開始日まで全労済所定の利息をつけてすえ置き、年金開始時に契約年金の買い増しにあてられます。これを増額年金といいます。



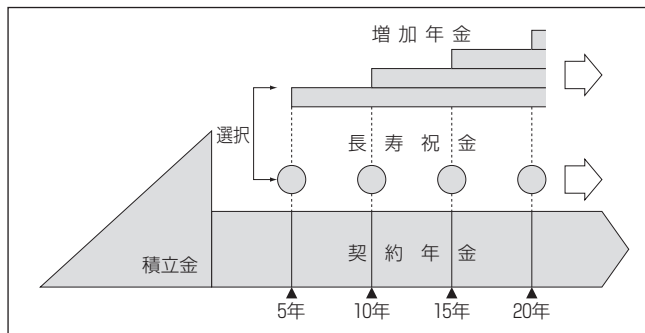
② 契約年金の年金開始後の割り戻し金

年金開始後の割り戻し金は年金開始時に次のいずれかから選択します。

ア 増加年金…毎年すえ置いて5年ごとに年金が買い増しされます。

確定年金の場合は選択できません。

イ 長寿祝金…毎年すえ置いて5年ごとにまとめて割り戻し金支払われます。



(2) 契約者の任意請求によるすえ置き割り戻し金の支払い

非適格タイプの場合、契約者の任意の請求により、すえ置き割り戻し金の全額または一部の額をお支払いすることができます。税制適格タイプでは任意の請求はできません。

	契約年金開始前	契約年金開始後
非適格タイプ	任意に割り戻し金を請求できます。	長寿祝金コースに限り、任意に割り戻し金を請求できます。
税制適格タイプ	任意に請求することはできません。	任意に請求することはできません。

19. 契約内容に関する届け出

契約者は次の場合は、直ちに全労済へご連絡ください。所属する団体を通じてご加入の場合は、所属団体を通じて全労済へご連絡ください。

- 契約者の転居や住所表示の変更があったとき
 - 契約者、被共済者、受取人、指定代理請求人が改姓・改名したとき
 - 死亡共済金受取人や指定代理請求人を指定・変更したいとき
 - 契約者、被共済者、受取人が死亡したとき
年金受取人が死亡したときは、新しい受取人に変更する手続きをしていただきます。
 - 被共済者が加入いただける方の範囲（続柄等）に該当しなくなったとき
 - 届出印の紛失や盗難にあったとき。または改印を希望するとき
 - 共済契約証書を紛失したとき
 - 掛金の払込方法や指定口座の変更を希望するとき
 - 契約者が海外勤務、留学などにより海外に長期滞在をすることになったとき
- ※ 通知が遅れますと、全労済からのご連絡がお手元に届かない等の原因となり、契約が継続できなくなったり、お支払いした共済金を返戻していただく場合もありますのでご注意ください。

II. 年金・共済金のお支払い

1. 年金・共済金のお支払いについて

お支払いする場合	お支払いする年金等※3	お支払いする額	お支払方法	受取人
年金開始日以後	※1 10～15年保証期間付終身年金 被共済者が、年金開始日以降、生存されているとき	終身年金	契約年金額	年金受取人
	被共済者が、年金開始日以降、保証期間中に死亡されたとき	遺族年金	契約年金相当額 (死亡日以降、保証期間終了までの分)	死亡共済金受取人
	5年10年15年確定年金 被共済者が、年金開始日以降、年金支払期間中、生存されているとき	確定年金	契約年金額 (1)定額型の場合 「契約年金額」と同額 (2)逓増型の場合 ①初年度に支払う年金額は「契約年金額」と同額 ②2年目以降の年金額は、前年の年金額に初年度年金額の5%相当額を加えた額	年金受取人
	被共済者が、年金開始日以降、年金支払期間中に死亡されたとき	遺族確定年金	契約年金相当額 (死亡日以降、確定年金の支払期間終了までの分)	死亡共済金受取人
年金開始日前	家族年金 被共済者が、掛金払込期間中、年金開始日の前日までに死亡されたとき	家族年金	契約年金額の2倍の額を10年間 ※逓増型の場合は、2年目以後、初年度年金額の5%ずつ増額	死亡共済金受取人
	重度障害年金付帯型 被共済者が、発効日以後に生じた病気またはけがにより掛金払込期間中に別表第1「重度障害等級表」の状態になったとき※4	重度障害年金	契約年金額と同額(重度障害がいたった日以降、年金開始日の前日または死亡日、もしくは重度障害がいたった状態がなくなった日までの間) ※逓増型の場合でも、2年目以後の年金額は初年度と同額	被共済者
	基本型 被共済者が、発効日以後、年金開始日の前日までに死亡されたとき	死亡一時金	死亡日における責任準備金額と、発効日から死亡日までに払い込まれるべき掛金の累計額のいずれか多い金額	被共済者の死亡時に一括支払い 死亡共済金受取人

※1 終身年金の保証期間

終身年金の保証期間は、年金開始日から15年を限度として、年金開始年齢によって次のとおりとなります。

年金開始年齢(歳)	55～60	61	62	63	64	65
保証期間(年)	15	14	13	12	11	10

※2 受取回数と年金のお支払いについて

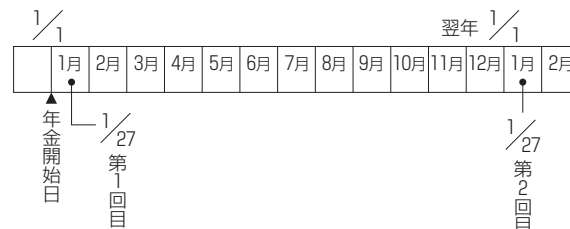
契約年金は、毎年1回受け取れます。年金額によっては、年2回・4回・6回の受け取りを年金開始時に選択することができます。この場合、最初の年金の支払いとなる基準日(実際の年金支払日とは異なります)は、年2回の受け取りでは年金開始日の6ヵ月後、年4回の受け取りでは年金開始日の3ヵ月後、年6回の受け取りでは年金開始日の2ヵ月後となります。

受取回数によって、以下のとおり支払います。

① 受取回数＝年1回の場合

年金開始日から1年分の年金を当月に支払います。なお、年金開始日が28日～31日の場合には、翌月に支払います。

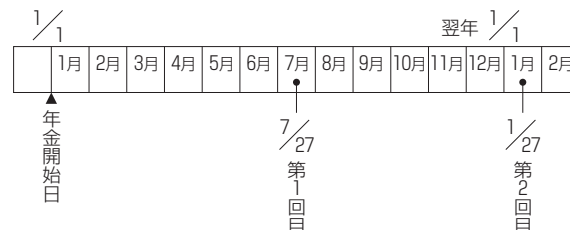
(例) 年金開始日が1月1日で年1回受け取りの場合



② 受取回数＝年2回の場合

年金開始日から6ヵ月分の年金を7ヵ月目(翌月)に支払います。

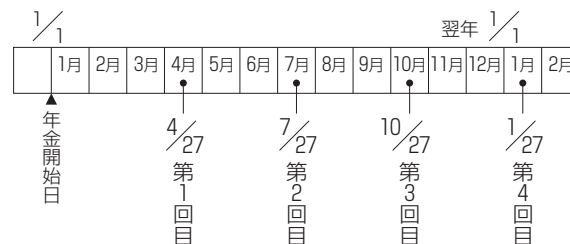
(例) 年金開始日が1月1日で年2回受け取りの場合



③ 受取回数＝年4回の場合

年金開始日から3ヵ月分の年金を4ヵ月目(翌月)に支払います。

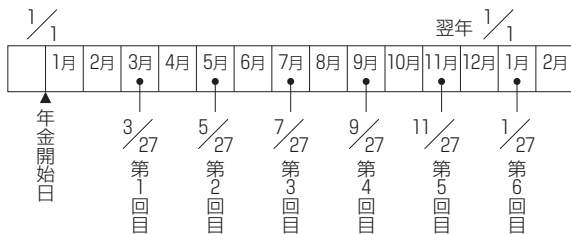
(例) 年金開始日が1月1日で年4回受け取りの場合



④ 受取回数＝年6回の場合

年金開始日から2ヵ月分の年金を3ヵ月目（翌月）に支払います。

（例）年金開始日が1月1日で年6回受け取りの場合



※3 年金の一括受け取りについて

保証期間分の終身年金、遺族年金、支払期間分の確定年金、遺族確定年金、支払期間分の家族年金は、全期間または残りの期間分を一括受け取りすることもできます。ただし、受取額は、予定利率で割り引いた年金の現価となり、年金で受け取るよりも少ない額となります。また、払い込んだ掛金の総額を下回る場合もありますので、事前に確認をお願いします。

※4 重度障害年金が支払われる事由のあったときは、掛金の払い込みは免除となります。また、年金開始日以後被共済者が生存されている場合は、契約年金が、掛金払込期間中に死亡された場合は、家族年金が支払われます。

2. 年金・共済金の請求について

年金・共済金の共済事由が発生した場合は、直ちに全労済へご連絡ください。所属する団体を通じてご加入の場合は所属団体を通じて全労済にご連絡ください。ご連絡があり次第、年金請求書等必要な書類一式をお送りしますので、受取人は遅滞なく年金・共済金の請求を行ってください。

※ 終身年金・確定年金につきましては、年金開始日が近づきましたら、全労済から契約者に年金請求書等必要な書類一式をお送りします。

《年金・共済金等請求の時効に関する注意》

- ① 年金の受取人が年金の請求を年金開始日の翌日から3年間怠ったときは時効となり、年金の全額または一部が、支払われません。
- ② 契約者が掛金の返還、諸返戻金および割り戻し金等の請求を共済事由の発生した日の翌日から3年間怠ったときは、それらの返戻金は支払われません。

3. 年金・共済金の受取人について

(1) 年金・共済金の受取人は次のとおりです。

- ① 契約年金・重度障害年金の受取人は被共済者となります。
- ② 遺族（遺族確定）年金・家族年金・死亡一時金の受取人（死亡共済金受取人）は契約者となります。
 - ※ ただし、契約者と被共済者が同一の場合は、次にあげる順序によります。なお、イからオについては先に列記されている方が上位となります。

ア 契約者の配偶者（内縁関係を含みます。ただし契約者または内縁関係にある方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます）

イ 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた、契約

者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

ウ 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた、契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

エ イ以外の契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

オ ウ以外の契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

※ イ～オにおいて、同順位の共済金受取人が2人以上いるときは、代表者を1人定めていただきます。

- ③ 遺族年金・遺族確定年金を受給中の受取人が死亡されたときには、残期間分の年金現価を一時金としてその受取人の相続人に支払います。
- (2) 受取人を指定することができます。

① 契約年金（終身年金・確定年金）

契約者と被共済者が同一人でないときは、年金開始時に被共済者の同意および全労済の承諾を得て契約者を契約年金の受取人に指定することができます。

※ 税制適格タイプの場合、契約年金の受取人は被共済者となり、指定することはできません。

※ 重度障害年金は受取人を指定することはできません。

② 遺族（遺族確定）年金・家族年金・死亡一時金

契約者は被共済者の同意と全労済の承諾を得て、前記（1）の②のア～オの死亡共済金受取人の順位または順序を変更することができます。また死亡共済金受取人を前記（1）の②のア～オ以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。

※ ただし、死亡共済金をお支払いする事由が発生する前に指定された死亡共済金受取人が死亡されたときは、指定がなかったものとして、上記（1）の②の取り扱いとなります。

※ 死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が全労済に到着する前に、指定前または変更前の受取人に支払った時は、その支払後に共済金の請求を受けても、二重には共済金を支払いません。

※ 税制適格タイプの場合、死亡一時金を除き、被共済者の死亡時に契約者またはその配偶者（内縁関係は含みません）が生存しているときは、指定がなかったものとして契約者またはその配偶者が死亡共済金受取人となります。

- 死亡共済金受取人の指定・変更を希望する場合は、全労済までご連絡ください。

4. 指定代理請求人について

(1) 契約者または被共済者が年金・共済金（いかなる名称であるかを問いません。また、返戻金、割り戻し金および掛金の返還を含みます）を請求できない特別な事情があるときには、あらかじめ指定した指定代理請求人から請求することができます。

(2) 契約者は、全労済所定の書類により、被共済者の同意および全労済の承諾を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。次の範囲から1人に限り、指定してください。

- ① 契約者の配偶者
- ② 契約者の直系血族
- ③ 契約者の兄弟姉妹
- ④ 契約者と同居し、または契約者と生計を一にする契約者の3親等内の親族

※ 契約の権利義務が承継されたときは、指定代理請求人の指定または変更は取り消されます。

5. 指定代理請求人または代理請求人による年金・共済金の代理請求

- (1) 指定代理請求人が指定されている場合で、次の特別な事情があり契約者または被共済者が年金・共済金を請求できないときには、指定代理請求人から請求することができます。
- ① 共済金等の請求を行う意思表示が困難であると全労済が認めたとき
 - ② その他全労済が認めたとき
- (2) 指定代理請求人は、請求時において、P.22「4. 指定代理請求人について」の(2)に定める範囲内であることが必要です。
- (3) 契約者または被共済者に共済金等を請求できない(1)に定める特別な事情があり、かつ、次の①から③のいずれかを満たす場合、代理請求人*が全労済の承諾を得て、共済金等を請求することができます。
- ① 指定代理請求人が年金請求時にP.22「4. 指定代理請求人について」の(2)に定める範囲外であるとき
 - ② 指定代理請求人が指定されていないとき（指定代理請求人の指定が撤回されている場合、または指定代理請求人が死亡している場合を含みます）
 - ③ 指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき
- * 代理請求人は、請求時において次の①または②のいずれかの人であることが必要です。
- ① 契約者と同居し、または契約者と生計を一にする契約者の配偶者
 - ② ①に規定する人がいない場合、または①に規定する人に年金を請求できない特別な事情がある場合には、契約者と同居し、または契約者と生計を一にする契約者の3親等内の親族

6. 年金・共済金をお支払いできない場合

- (1) 共済事由に該当しても共済金を支払わない場合（免責事由）

共済金	共済事由に該当しても共済金を支払わない場合（免責事由）	共済事由に該当しても共済金を支払わない場合の取り扱い
遺族（遺族確定）年金	死亡共済金受取人が故意に被共済者を死亡させたとき	①被共済者を死亡させた死亡共済金受取人が、共済金の全部の受取人だった場合は、被共済者の死亡時の死亡共済金受取人の中からその人を除いた順序で、遺族（遺族確定）年金をお支払いします。 ②被共済者を死亡させた死亡共済金受取人が、共済金の一部の受取人だった場合、以下のとおりお支払いします。 ア 死亡共済金受取人を指定している場合は、他の死亡共済金受取人に遺族（遺族確定）年金をお支払いします。 イ 死亡共済金受取人を指定していない場合は、上記(1)に同じです。

共済金	共済事由に該当しても共済金を支払わない場合（免責事由）	共済事由に該当しても共済金を支払わない場合の取り扱い	
		基本型	家重型
家族年金・死亡一時金	①被共済者の、発効日から1年以内の自殺	契約者に責任準備金相当額をお支払いします。	契約者に以下のうち、いずれか少ない額をお支払いします。 ・責任準備金相当額 ・家族年金一括支払現価
	②被共済者の犯罪行為による死亡	契約者に責任準備金相当額をお支払いします。	契約者に以下のうち、いずれか少ない額をお支払いします。 ・責任準備金相当額 ・家族年金一括支払現価
	③死亡共済金受取人が故意に被共済者を死亡させたとき	上記①、②に同じ。ただし被共済者を死亡させた死亡共済金受取人が共済金の一部の受取人だった場合は、他の死亡共済金受取人に、死亡共済金をお支払いします。	
	④契約者が故意に被共済者を死亡させたとき	契約者に被共済者の死亡日における解約返戻金相当額をお支払いします。	
	①～④の複数に該当するとき	契約者に被共済者の死亡日における解約返戻金相当額をお支払いします。	

共済金	共済事由に該当しても共済金を支払わない場合（免責事由）	共済事由に該当しても共済金を支払わない場合の取り扱い
重度障害年金	①被共済者の、発効日から1年以内の自殺行為による重度障がい ②被共済者の故意による重度障がい ③被共済者の犯罪行為による重度障がい ④契約者が故意に被共済者を重度障がいとさせたとき	左記①～④に該当するときは、重度障害年金は支払われません。また、掛金の払込免除ともなりません。なお、契約は継続します。

- (2) 詐欺等による契約の取り消しとなった場合
詳しくはP.14「13. 詐欺等による契約の取り消しについて」を参照
- (3) 契約が無効となった場合
詳しくはP.14「11. 契約が無効となる場合」を参照
- (4) 契約が解除となった場合
詳しくはP.15「14. 契約が解除となる場合」を参照
- (5) 契約が失効となった場合
詳しくはP.12「7. 2回目以降の掛金払い込みと払込猶予期間・契約の失効」を参照

Ⅲ. 契約内容の見直しについて

加入後の生活環境の変化に合わせて、途中で契約内容を変更することができます。契約内容の変更ができるのは以下のとおりです。

1. 契約年金額の変更（減額）
2. 確定年金の支払期間の変更
3. 年金開始年齢の変更
4. 給付型の変更（通増型→定額型、定額型→通増型）
5. 保障型の変更（基本型→家重型、家重型→基本型）（※）
6. 払済契約への変更
7. 掛金の払込方法の変更（⇒ P.10 「5. 掛金の払込方法について」参照）
8. 死亡共済金受取人の指定・変更（⇒ P.21 「3. 年金・共済金の受取人について」参照）
9. 指定代理請求人の指定・変更（⇒ P.22「4. 指定代理請求人について」参照）
10. 税制適格年金特則の付帯（⇒ P.33 「4. 個人年金税制適格年金特則（税制適格タイプ）について」参照）

《ご注意》

上記2.～6.について、以下の①～⑥の場合は契約内容の変更はできません。また、上記「1. 契約年金額の変更（減額）」については、以下の①②⑤の場合は変更できません。

- ① 年金の支払期間中であるとき
- ② 掛金払込免除中であるとき
- ③ すでに払済契約であるとき
- ④ 一時払契約であるとき
- ⑤ 契約変更後の契約年金額が12万円（1口）未満になるとき
ただし、変更後の契約年金額が12万円未満となる場合であっても、変更時に整数口数となるよう変更時追加加入を行えば変更は可能です。
- ⑥ 発効日から2年以上経過していないとき

（※）〈基本型から家重型への変更の場合〉

上記の制限のほか、新規加入時と同様に職業・健康状態に関する質問事項の回答をもとに変更の可否を判断させていただきます。P.9 「3. 告知義務について（家族年金・重度障害年金付帯型の場合）」をご参照ください。

〈税制適格タイプの場合〉

税制適格タイプの場合、変更後の契約内容が税制適格タイプの要件にあてはまらなくなる場合は、変更できません。税制適格タイプの要件については P.33 「4. 個人年金税制適格年金特則（税制適格タイプ）について」をご参照ください。

〈一時払いの場合〉

一時払いの場合は、「1. 契約年金額の変更」「8. 死亡共済金受取人の指定・変更」「9. 指定代理請求人の指定・変更」に限られます。

〈追加契約〉

契約変更後、口数が端数口数になってしまう場合には口数を整数倍にそろえるときに限り、一定の条件のもとに契約年金額1万2千円（0.1口）単位で追加契約することができます。契約年金額を減らしたくない場合は追加加入（追加契約）をおすすめします。P.10 「4. 契約年金額の単位と限度額について」をご参照ください。

1. 契約年金額の変更

(1) 契約年金額の増額

同一契約を増額することはできません。追加契約として新たに申し込んでください。限度額を超過しないようご注意ください。P.10 「4. 契約年金額の単位と限度額について」をご参照ください。

(2) 契約年金額の減額

契約年金額の減額は一部解約という形で、減額後の口数が1口単位となるように行います。また、〔家重型〕の場合は、自動的に家族年金・重度障害年金も減額になります。

・掛金

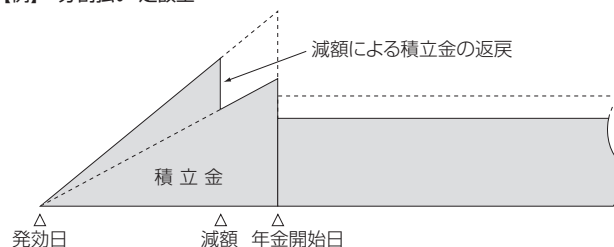
分割払いの場合は、一部解約した契約年金額の分だけ、掛金は少なくなります。一時払いの場合は、契約の一部を解約することになります。

・減額分の積立金

契約者に返戻します。

※ 税制適格タイプの場合は、掛金に充当するか、すえ置いて増額年金とするか選択していただきます。

【例】 分割払い・定額型



2. 確定年金の支払期間の変更

確定年金の支払期間は変更できます。変更は期間の延長、期間の短縮のいずれも可能です。変更できる期間の範囲は加入時と同じで、5年・10年・15年のいずれかに変更できます。

(1) 支払期間の延長

変更日の前日の積立金が増額後の確定年金の積立金の何口分に相当するか、再計算されます。その結果、期間延長の場合、口数・契約年金額は減ります（〔家重型〕の場合は、家族年金・重度障害年金の保障額も減ります）。また、掛金も若干下がります。

(2) 支払期間の短縮

変更後の口数・契約年金額は変わりません。掛金は下がり、余分な積立金は返戻します。

※ 税制適格タイプの場合、余分な積立金が増額後の掛金に充当するか、すえ置いて増額年金とするか選択していただきます。口数は変わりません。なお、年金支払期間を5年に短縮することはできません。

3. 年金開始年齢の変更

年金開始年齢を変更することができます。変更は年金開始年齢を早くすること、遅くすることもできます。

年金の開始を早くする……………年金開始年齢の繰り上げ
年金の開始を遅くする……………年金開始年齢の繰り下げ

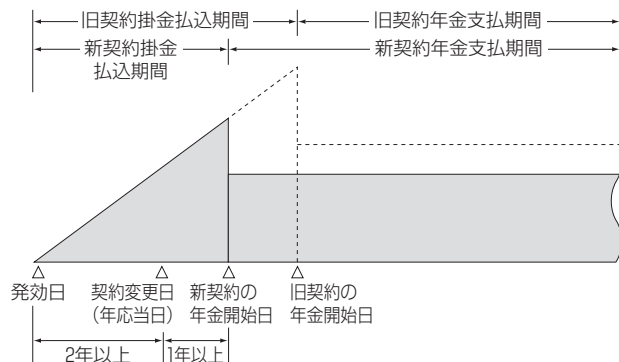
(1) 年金開始年齢の繰り上げ

繰り上げ後の年金開始日の1年前までに申請が必要です。

変更日の前日における積立金が繰り上げ後の積立金の何口分に相当するかを再計算します。この場合、掛金の水準はあまり変わらず、契約年金額は下がります。また、〔家重型〕の場合は、家族年金・重度障害年金額も下がります。

※ 税制適格タイプの場合、年金開始年齢は終身年金のときは55歳～65歳までの範囲で、確定年金のときは60歳～65歳までの範囲で変更できます。

【例】 定額型



(2) 年金開始年齢の繰り下げ

繰り下げ前の年金開始日の2年前までに申請が必要です。

変更日は繰り下げ前の契約の年金開始日となりますので、変更のお申し出日から繰り下げ前の年金開始日までの契約内容に、特に変化はありません。掛金の払い込みは、繰り下げ前の年金開始日までで終了します。なお、積立金は繰り下げ前の年金開始日から、繰り下げ後の年金開始日まですえ置かれます。

〈年金額〉

多くの場合、すえ置き期間中に積立金は増加し、一方年金開始年齢が遅くなるので、当初の年金開始年齢より年金額は増加します。ただし、一部契約においては、年金額が減少する場合があります。

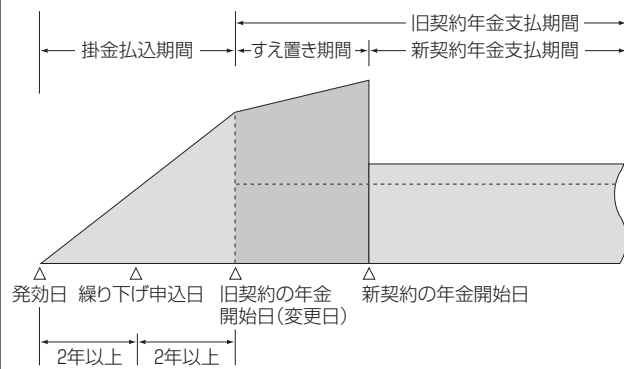
〈変更が無効となる時〉

変更のお申し出後であっても、繰り下げ前の年金開始日の前に被共済者の死亡など、共済事由が発生した場合は繰り下げのお申し出は無効となります。

〈変更の取消・変更申込後の変更〉

変更の申込後に、繰り下げを取り消すときは、繰り下げ前の年金開始日の1年前までに全労済に連絡してください。

【例】 定額型



4. 給付型の変更

加入時に選択した給付型は変更することができます。次のいずれの変更も可能です。

定額型から通増型への変更
通増型から定額型への変更

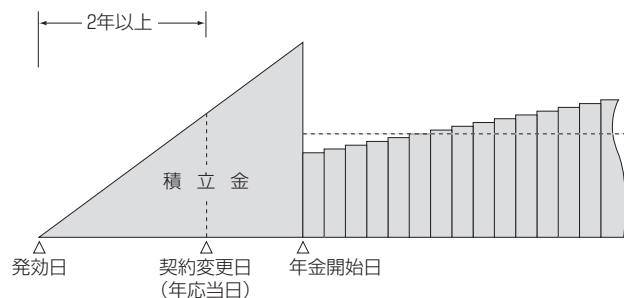
(1) 定額型→通増型

変更にあたっては、変更日の前日の積立金が増後の積立金の何口分に相当するか、再計算されます。通増型は定額型より1口あたりの積立金を多く必要とするので、契約年金額は下がり、契約口数も減ることになります。

〔家重型〕の場合は、家族年金・重度障害年金額も下がります。

また、変更後は、掛金が若干下がることになります。

【例】 定額型→通増型

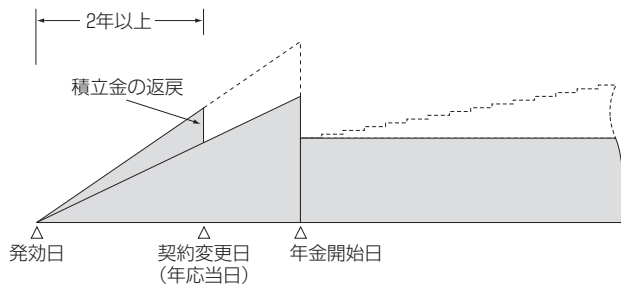


(2) 通増型→定額型

定額型は通増型より積立金は少なくてすみます。従って契約年金額は変わらず、掛金額は下がります。変更により余分となった積立金は契約者に返戻します。

※ 税制適格タイプの場合、余分となった積立金は、掛金に充当するか、すえ置いて増額年金とするか選択していただけます。

【例】 逡増型→定額型



5. 掛金払込期間中の保障型の変更

掛金払込期間中の保障型を変更することができます。保障型の変更は年金開始日の1年前までに申請が必要です。

基本型から家族年金・重度障害年金付帯型への変更
家族年金・重度障害年金付帯型から基本型への変更

(1) 基本型から家族年金・重度障害年金付帯型

変更後、契約年金額は減ります。ただし、契約によっては、契約年金額が変わらない場合があります。また、家族年金・重度障害年金の保障額は契約年金額に応じた額となります。なお、変更により余分となった積立金は契約者に返戻します。

※ 税制適格タイプの場合、余分な積立金は、掛金に充当するか、すえ置いて増額年金とすることが選択していただけます。

(注) 新たに、家族年金・重度障害年金を付帯するので、新規の加入要件と同様になります。

- ① 変更日時時点の被共済者の年齢が60歳以下であること
- ② 変更日時時点の被共済者の職業および健康状態等が、ご加入を認められる状態および範囲であること

※ 変更のお申込時に質問表にご回答いただき、回答内容をもとに全労済で変更の引き受けの可否を判断します。

(2) 家族年金・重度障害年金付帯型から基本型

この変更では、多くの場合、契約年金額は変わりません。ただし、一部契約においては、契約年金額が減少する場合があります。また、掛金は下がります。変更により余分となった積立金は契約者に返戻します。

※ 税制適格タイプの場合、変更により余分となった積立金は、掛金に充当するか、すえ置いて増額年金とすることが選択していただけます。

6. 払済契約への変更

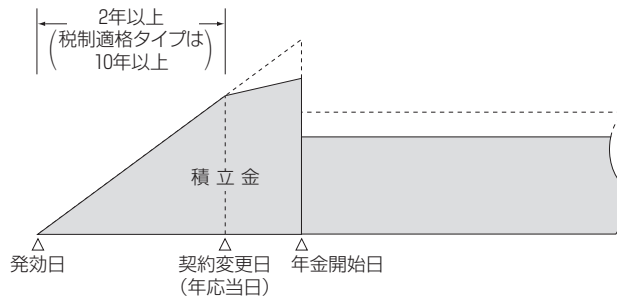
掛金の払い込みが困難になった場合、契約年金や保障型などの支払条件を変えずに、契約年金額を減額することにより、将来の掛金の払い込みを中止する契約変更です。

この場合、契約年金額が減少し、〔家重型〕の場合は家族年金・重度障害年金の保障額もそれに伴い減少します。

払済契約への変更は、年金開始日の1年前の年応当日までの、各年の年応当日に行うことができます。ただし、年金の支払期間中のとき、変更後の契約年金額が12万円(1口)未満になるときは変更できません。

※ 税制適格タイプの場合、発効日から10年以上経過していなければ払済契約へ変更することはできません。

【例】 定額型



7. 契約の解約について

契約者は、契約年金開始日の前日までに限り、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。この場合、解約返戻金をお支払いします。

ただし、〔家重型〕の契約で、家族年金または重度障害年金の支払期間中は、解約できません。

※ 契約後短期間で解約されたときの返戻金はほとんどありません。また、一定期間を経過するまでは、払い込まれた掛金相当額を上回ることはありません。

- ねんきん共済では、払い込みいただいた掛金を預貯金のように、そのまま積み立てるのではなく、一部は年金・共済金のお支払いに、一部は契約を維持するための経費等に当てられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が、解約の際に払い戻しされます。従って、特に契約後しばらくの間は、掛金の大部分が契約管理のための経費に当てられますので、解約されたときの返戻金は、多くの場合まったくないかあってもごくわずかです。
- 解約された場合の返戻金は、全労済所定の基準で計算した金額となります。また、返戻金は、契約年齢、掛金払込期間、年金開始年齢、経過年数等によりその金額が異なります。P.77～P.88 別表「解約返戻金額例表」をご参照ください。
- やむをえず、契約を解約される場合には、解約の手続きをお願いします。
- 失効になった契約についても返戻金をお支払いできる場合があります。

IV. その他、契約に関してご確認いただきたいこと

1. 契約貸付について

契約者は、発効日から、年金開始日の前日までに限り、次の貸付を利用することができます。各年金の支払開始後は、貸付を利用することはできません。

(1) 普通貸付

契約者が一時的に必要な資金の貸付を受ける制度です。

項 目	概 要
貸 付 期 間	1年間。ただし、各年金開始日の前日が限度です。 なお、1年以内に貸付が完済されなかった場合には、貸付をさらに1年更新します。
貸付最低額および貸付単位	貸付1回につき、10万円以上、1万円単位です。
貸 付 最 高 額	契約の解約返戻金または家族年金を一括で受け取ったとした場合の現価のいずれか少ない金額の80%です(振替貸付と合計して)。
返 済 方 法	貸付期間中において、全部または一部を随時返済することができます。
利 息	全労済が毎年定める所定の利率により計算します。 ※貸付を更新する場合、更新日現在の利率により計算します。

(2) 振替貸付

契約者が一時的に掛金の立替を受けられる制度です。払済契約などの契約の変更を行わずに、一時的に掛金の払い込みを中止できます。

※ 分割払いの場合にご利用いただけます。

項 目	概 要
貸 付 期 間	1年間。ただし、各年金開始日の前日が限度です。 なお、1年以内に貸付が完済されなかった場合には、貸付をさらに1年更新します。
貸 付 最 低 額	貸付1回につき、掛金の払込方法ごとに次のとおりです。 貸付最低額 ・月払い……………掛金の6ヵ月分 ・半年払い・年払い……………掛金の1回分
貸 付 最 高 額	契約の解約返戻金または家族年金を一括で受け取ったとした場合の現価のいずれか少ない金額の80%を限度とします(普通貸付と合計して)。
返 済 方 法	貸付期間中において、全部または一部を随時返済することができます。
利 息	全労済が毎年定める所定の利率により計算します。 ※貸付を更新する場合、更新日現在の利率により計算します。

2. 権利義務の承継について

(1) 契約者は、契約年金開始日の前日までに限り、被共済者の同意を得て、契約の権利と義務を新たな契約者に承継させることができます。

新たな契約者の範囲は次のとおりです。

- ① 被共済者本人
 - ② 被共済者の配偶者(内縁関係を含みます。ただし、いずれかに婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合は除きます)
 - ③ 被共済者と生計を一にする、被共済者の父母、子、祖父母または兄弟姉妹
 - ④ 被共済者と生計を一にする、被共済者の父母の配偶者、被共済者の子の配偶者、被共済者の祖父母の配偶者または被共済者の兄弟姉妹の配偶者
- (2) 年金の受取人が契約者と同一人でない場合には、契約年金が開始される日より契約者の権利義務は年金受取人(被共済者)に承継されます。
この場合、契約の承継人となった方は、労済生協の組合員となっていました。
- (3) 契約者が死亡された場合には、被共済者がこの会の承諾を得て、契約の権利義務を承継し、新たな契約者となることができます。

3. 確定年金・基本型のお取り扱いについて

確定年金の基本型は、セット専用の契約です。他のねんきん共済契約にご加入の場合に、セットして加入することができます。

- ねんきん共済の他の契約と同時に加入する場合や、すでにご加入の他の契約に追加加入する場合、および、すでにご加入のねんきん共済S型(94年7月受付終了)に追加加入する場合にご利用いただけます。

確定年金の基本型は、ご利用にあたって契約年齢や掛金払込期間、年金開始年齢、年金支払期間等の取り扱い条件があります。

(1) 確定年金・基本型のご契約に際して

- ① 被共済者となる方
 - ア ねんきん共済の他の契約(終身年金の基本型または家重型、確定年金の家重型)と同時に加入される方
 - イ ねんきん共済またはねんきん共済S型にすでに加入されている方
- 確定年金・基本型をセットできる契約は次の範囲となります。セットする確定年金・基本型は、契約者・被共済者・掛金振替口座が同一であることが必要です。

終身年金・基本型	年金支払期間10年または15年の契約をセットすることができます。
終身年金・家重型	
確定年金・家重型 年金支払期間15年	
確定年金・家重型 年金支払期間10年	
確定年金・家重型 年金支払期間5年	年金支払期間10年または15年の契約をセットすることができます。
ねんきん共済S型の積立契約	

(2) 契約内容

加入年齢	年金開始年齢	払込方法	払込期間	年金支払期間	給付型
15～55歳	60～65歳	分割払い	10～50年	10年・15年	定額型・通増型

(3) 契約年金額の単位と限度額

ア 加入口数は1口単位で設定していただきますが、既契約(または同時

V. ねんきん共済と税金について

この取り扱いは、平成 27 年 4 月現在の税制にもとづくもので、今後、税制の改正により取り扱いが変更されることがあります。詳しくは所轄の税務署等にお問い合わせください。

1. 制度の適用について

- (1) ねんきん共済の掛金は、一般生命保険料控除の対象となり、一定の額が契約者のその年の所得から控除されます。
- ① 一般生命保険料控除の対象となる契約
契約者が掛金を支払い、年金受取人が本人または配偶者（内縁関係にある方を除く）その他の親族である契約
 - ② 一般生命保険料控除の対象となる掛金
その年の 1 月から 12 月までに払い込まれた掛金の合計額から、その年度の割り戻し金を差し引いた額（正味払込掛金額）
 - ③ 所得税の一般生命保険料控除額
ア 月払い、半年払い、年払いの場合

正味払込掛金額	控除金額
20,000円以下の場合	正味払込掛金額と同額
20,000円を超え 40,000円以下の場合	(正味払込掛金額×1/2) +10,000円
40,000円を超え 80,000円以下の場合	(正味払込掛金額×1/4) +20,000円
80,000円を超える場合	一律40,000円

イ 前納した掛金の場合

何年間分かの掛金をまとめて前納している場合であっても、その全額が払い込まれた年の掛金となるのではなく、その年に到来する払込期日に対応する掛金部分が、その年に払い込まれた掛金とみなされます。残りの掛金については、次年度以降の掛金とみなされます。

$$\text{前納掛金総額} \times \frac{\text{本年度中に到来する払込期日の回数}}{\text{払込期日の総回数}}$$

ウ 一時払いの場合

払い込んだ年度のみ、控除対象となります。控除金額は③のアの表にあてはめて計算します。

- ④ 住民税の一般生命保険料控除額
ア 月払い、半年払い、年払いの場合

正味払込掛金額	控除金額
12,000円以下の場合	正味払込掛金額と同額
12,000円を超え 32,000円以下の場合	(正味払込掛金額×1/2) +6,000円
32,000円を超え 56,000円以下の場合	(正味払込掛金額×1/4) +14,000円
56,000円を超える場合	一律28,000円

にご加入の他の契約年金）と合わせて最高限度の満額 90 万円（7.5 口）になるときは 0.1 口単位（1.0 口以上）でご加入いただけます。

イ 契約額の最低限度は 24 万円（2 口）となります。ただし、セットする確定年金・基本型の下記の項目が、既契約（または同時にご加入の他の契約年金）とすべて同一であり、確定年金・基本型の年金支払期間が既契約の支払期間と同じか短い場合は、最低 12 万円（1 口）から加入いただけます。

- a 契約者
- b 被共済者
- c 発効日（同時加入の場合）
- d 年金開始日
- e 契約年金の受取人
- f 死亡共済金受取人（遺族年金または遺族確定年金の受取人）
- g 掛金振替口座

(2) 掛金の前納について

確定年金・基本型は、加入後発効日から 2 年間は掛金を前納することができません。

4. 個人年金税制適格年金特則(税制適格タイプ)について

税制適格タイプの掛金は、個人年金保険料控除の対象となり、一定の額が契約者のその年の所得から控除されます。

(1) 税制適格タイプにするための要件は以下のとおりです。

- ① 掛金の払込方法が分割払いであること
- ② 被共済者の範囲が、契約者およびその配偶者（内縁関係にある方を除く）であること
- ③ 発効日現在における被共済者の年齢が、満 15 歳～満 55 歳までであること
- ④ 契約年金の受取人は被共済者としてすること
- ⑤ 掛金の払込期間が 10 年以上であること
- ⑥ 確定年金の場合は、年金の開始年齢が満 60 歳以上であること、また、支払期間が 10 年以上であること

(2) 税制適格タイプの契約については、契約の取り扱いに一定の制限があります。

- ① すえ置き割り戻し金の任意請求によるお支払いはできません。
- ② 税制適格タイプの要件を満たさなくなる、次の契約内容の変更はお取り扱いできません。
 - ・掛金払込期間が 10 年未満になる年金開始年齢の繰り上げ
 - ・確定年金で、年金開始年齢を 60 歳未満とする年金開始年齢の繰り上げ
 - ・発効日から起算して 10 年以内の払込契約への変更
 - ・確定年金の支払期間が 10 年未満になる変更
- ③ 年金額を減額したときの解約返戻金、契約変更による返戻金および前納掛金を返戻するときは、掛金に充当するか、またはすえ置いて（すえ置き返戻金）増額年金とするかいずれかを選択していただけます。

(3) 加入後、途中で税制適格タイプとする（個人年金税制適格年金特則の付帯）ことができます。税制適格タイプを途中で非適格タイプ（特則を付帯されていない契約）に任意に変更することはできません。

- イ 前納した掛金の場合
所得税に同じ算式でその年度の控除対象となる正味払込掛金額を計算します。
- ウ 一時払いの場合
払い込んだ年度のみ、控除の対象となります。控除金額は④のアの表にあてはめて計算します。

- (2) 個人年金税制適格年金特則を付帯した場合（税制適格タイプ）について
税制適格タイプの掛金は、個人年金保険料控除の対象となり、一定の額が契約者のその年の所得から控除されます。

- ① 個人年金保険料控除の対象となる契約
契約者が掛金を支払い、被共済者が契約者本人または配偶者（内縁関係にある方を除く）であり、かつ年金受取人が被共済者である契約
- ② 個人年金保険料控除の対象となる掛金
その年の1月から12月までに払い込まれた掛金の合計額
- ※ 掛金を前納している場合には、次の式による金額が控除の対象となります。

$$\text{前納掛金総額} \times \frac{\text{本年度中に到来する払込期日の回数}}{\text{払込期日の総回数}}$$

- ③ 所得税の個人年金保険料控除額

年間払込掛金	控除金額
20,000円以下の場合	正味払込掛金額と同額
20,000円を超え 40,000円以下の場合	(正味払込掛金額×1/2) +10,000円
40,000円を超え 80,000円以下の場合	(正味払込掛金額×1/4) +20,000円
80,000円を超える場合	一律40,000円

- ④ 住民税の個人年金保険料控除額

年間払込掛金	控除金額
12,000円以下の場合	正味払込掛金額と同額
12,000円を超え 32,000円以下の場合	(正味払込掛金額×1/2) +6,000円
32,000円を超え 56,000円以下の場合	(正味払込掛金額×1/4) +14,000円
56,000円を超える場合	一律28,000円

- 割り戻し金のある契約は、その年に払い込まれた掛金合計額から割り戻し金を差し引いた残額が年間正味払込掛金額になります。ただし、税制適格タイプの場合は、掛金合計額から割り戻し金額を差し引く必要はありません。

- (3) 掛金控除の手続きについて
控除をお受けになるには申告が必要です。全労済より「控除証明書」（共済掛金証明書）を発行しますので、以下の要領で申告してください。

- 給与所得者
毎年の年末調整に間に合うよう「保険料控除申告書」に「控除証明書」を添付して勤務先に提出してください。
- 申告納税者
事業所得者などの申告納税者の方は、確定申告の際、「確定申告書」に

控除対象額を記入し、「控除証明書」を添付して税務署に提出し控除を受けてください。

2. 年金・共済金等の税法上のお取り扱い

年金・共済金等にかかる税金は、契約者・被共済者・受取人の関係によって異なります。下表は契約者＝掛金負担者の場合です。

- (1) 年金を受け取られたときの税金について

- ① 終身年金・確定年金の受取人に対する課税

契約例			税の種類	
契約者	被共済者	契約年金受取人	年金開始時	毎年の年金受取時
夫	夫	夫	—	所得税(雑所得)と住民税
夫	妻	夫	—	
夫	妻	妻	贈与税	所得税(雑所得)と住民税*

- ② 家族年金の受取人に対する課税

契約例			税の種類	
契約者	被共済者	家族年金受取人	年金開始時	毎年の年金受取時
夫	夫	妻または子	相続税	所得税(雑所得)と住民税*
夫	妻	夫	—	所得税(雑所得)と住民税
夫	妻	子	贈与税	所得税(雑所得)と住民税*

- ③ 遺族年金・遺族確定年金の受取人に対する課税

契約例						毎年の 年金受取時
契約者	被共済者	契約年金受取人		遺族年金受取人		
		開始時の 課税	開始時の 課税	妻または子	相続税	
夫	夫	夫	—	妻または子	相続税	所得税(雑 所得)と住 民税※
夫	妻	夫	—	子	贈与税	
夫	妻	妻	贈与税	夫または子	相続税	

※ 毎年受け取られる年金のうち、贈与税等の課税対象となった部分については、所得税・住民税が非課税となります（年金受け取りの1年目は全額非課税です）。

- 上記加入例以外での課税については、最寄りの税務署または全労済までお問い合わせください。

- ④ 重度障害年金の受取人に対する課税

重度障害年金の受取人は被共済者であり、その被共済者が契約者、契約者の配偶者または直系血族、あるいは生計を一にするその他の親族である場合には課税されません。

- ⑤ 長寿祝金に関する税金

非適格タイプ	雑所得
税制適格タイプ	長寿祝金受取時の一時所得

- ⑥ 増加年金に関する税金

非適格タイプ	増加年金受け取りが始まってから雑所得
税制適格タイプ	

- 源泉徴収について

年金のお支払いに際して、所得税法の定めにより、お支払いする年金から所得税を源泉徴収する場合があります。源泉徴収の基準は次のとおりです。

① 源泉徴収の基準額 = 年金支払額^{*1} - 必要経費^{*2}

② 必要経費^{*2} = 年金支払額^{*1} × $\frac{\text{払込掛金累計額}}{\text{年金支払見込総額}}$

※1 年金支払額とは、その年に支払う契約年金額と増額年金額等の合計額です。
※2 必要経費とは年金額に対する払込額のことをいい、上記②のとおり算出します。

● 源泉徴収の基準額が25万円以上になったときは、源泉徴収が行われます。

源泉徴収額 = 源泉徴収の基準額 × 10.21%

※ 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は所得税に復興特別所得税（源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額）をあわせて徴収することとされました。

● 年金受取人は、源泉徴収の有無にかかわらず、確定申告の際に年金受け取りの申告をしてください。

● 詳しくは、最寄りの税務署または全労済にお問い合わせください。

(2) 共済金等を受け取られたときの税金について

① 死亡一時金の受取人に対する税金

契約者 (掛金負担者)	被共済者	受取人	税の種類
夫	夫	妻または子	相続税
夫	妻	夫	所得税(一時所得) と住民税
夫	夫	本人の妻・子・ 父母以外の者	相続税(遺贈)
夫	妻	子	贈与税

○ 生命保険金の非課税について

契約者と被共済者が同一人で、死亡一時金の受取人が、その契約者の法定相続人にあたる場合には、死亡一時金（契約が2件以上の場合は合計します）について相続税法上、次の範囲で非課税扱いを受ける特典があります。

《生命保険金の非課税金額》

500万円 × 法定相続人数

※ 家族年金を受け取る権利、および一括して受け取る場合も同様です。

② 解約返戻金の受取人に対する税金

契約者 (掛金負担者)	被共済者	受取人	税の種類
夫	夫または妻	夫	所得税(一時所得) と住民税

※ 掛金負担者でない契約者が解約返戻金を受け取ったときは、贈与として贈与税が課税されます。

③ その他の割り戻し金受け取りに関する税金

割り戻し金が付随して支払われる本体の共済金等と同様の扱いとなります。

MEMO

ねんきん共済

個人年金共済

個人年金共済事業 契約規定

目 次

I 一般条項

第1章 共済契約の締結	40
第2章 共済金額	45
第3章 共済金の支払い	45
第4章 共済金等の請求、支払時期および支払場所	48
第5章 共済掛金の払込み	50
第6章 共済掛金払込みの猶予期間および共済契約の失効	52
第7章 共済契約の取消し、無効、解除および消滅	53
第8章 共済契約の変更	57
第9章 契約者割りもどし金	61
第10章 雑則	62

II 掛金口座振替特則条項

III 確定年金特則条項

IV 個人年金税制適格年金特則条項

V 共済金の年金払特則条項

VI インターネット特則条項

VII 共済契約貸付条項

別表第1 重度障害等級表	71
別表第2 不慮の事故の定義とその範囲	72
別表第3 共済掛金の払込免除となる身体障害の状態	73
別表第4 各共済金請求等の提出書類	75

個人年金共済事業 契約規定

「ご契約のしおり」に記載されたこの契約規定は、個人年金共済事業規約にもとづき、共済契約の内容となるべき重要な事項を定めたものです。個人年金共済の共済契約について、ご加入からお支払いまでの大切な事柄を記載していますので、ご一読いただき、共済契約証書とともに大切に保管していただきますよう、お願いいたします。

この契約規定は2015年4月1日以降に発効する共済契約から適用します。

なお、つぎの規定は2015年4月1日から一斉に適用します。

- ア I 一般条項 第1章 共済契約の締結 2. 定義中、指定代理請求人および代理請求人
イ 同 6. 指定代理請求人
ウ 同 第4章 共済金等の請求、支払時期および支払場所
2. 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求

趣 旨

〈個人年金共済とは〉

- 年金開始日まで被共済者が生存していたときは、終身年金または確定年金をお支払いします。
- 年金開始日の前日までに被共済者が死亡したときは、基本型の場合は死亡一時金を、家族年金・重度障害年金付帯型の場合は家族年金をお支払いします。
- 年金開始日の前日までに被共済者が重度障害の状態となったときは、家族年金・重度障害年金付帯型の場合に限り、重度障害年金をお支払いします。

I 一般条項

第1章 共済契約の締結

1. 共済契約の締結

個人年金共済の共済契約の契約内容は、この契約規定によります。

2. 定 義

この契約規定において使用する用語の定義は、つぎのとおりとします。

用 語	定 義
共済契約者	全国労働者共済生活協同組合連合会(以下「この会」といいます。)と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する人をいいます。
被共済者	共済の対象として、その生死等が共済事故とされる人をいいます。
共済金受取人	共済事故が発生した場合に、この会に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる人をいいます。
死亡共済金受取人	共済金受取人のうち、被共済者が死亡した場合に、この会に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる人をいいます。
指定代理請求人	共済契約者または被共済者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合に、共済金等の代理請求を行うことができる人として、あらかじめ指定された人をいいます。
代理請求人	共済契約者または被共済者のいずれか、および指定代理請求人が共済金等を請求できない場合に、共済金等の代理請求をすることができる人をいいます。
共済契約の発効日	申し込まれた共済契約の保障が開始される日をいいます。
払込方法別応当日	共済掛金の払込方法に応じた1年ごと、半年ごとまたは1月ごとの共済契約の発効日に対応する日をいいます。
掛金払込期間	共済掛金の払込方法が分割払いである場合に、共済掛金の払い込みを要する期間をいいます。
共済契約証書	共済契約の成立および内容を証するため、共済契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいいます。
共済事故(支払事由)	共済金等が支払われる事由をいいます。

重度障害	別表第1「重度障害等級表」に規定する身体障害の状態その他この会が認めるものをいいます。なお、「重度障害」の等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号。（以下「施行規則」といいます。））第14条（障害等級等）に準じて行います。
不慮の事故	別表第2「不慮の事故の定義とその範囲」に規定する不慮の事故をいいます。
他覚症状	神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的、かつ、医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚（疼痛等）は含みません。
生計を一にする	日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。ただし、同居であることを要しません。
共済契約者の収入により生計を維持していた	共済契約者の収入により、日常の消費生活の全部または一部を営んでおり、共済契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。
年金開始日	被共済者が年金開始年齢に達する日の翌日以降に最初に到来する発効日の年応当日をいいます。
契約年金	年金開始日より支払われる終身年金および確定年金をいいます。
終身年金	年金開始日以降に、被共済者が生存していた場合に支払われる年金をいい、かつ、この契約規定においては、保証期間付終身年金を指します。
確定年金	「Ⅲ 確定年金特則条項」に規定する確定年金特則を付帯した場合に支払われる年金をいい、年金開始日以降に、被共済者の生死にかかわらず、一定の期間支払われます。
保証期間	被共済者の生死にかかわらず、終身年金が支払われる期間をいいます。
給付型	年金の支払方法のことをいい、つぎのいずれかの型をいいます。 (1) 定額型 年金の額が毎年一定であるもの (2) 増増型 2年目以後の年金の額が毎年、契約年金共済金額の100分の5に相当する金額ずつ増加するもの
保障型	発効日以後年金開始日の前日までに、共済事故が発生した場合に保障する年金等のことをいい、つぎのいずれかの型をいいます。 (1) 基本型 死亡一時金を支払うもの (2) 家族年金・重度障害年金付帯型 家族年金および重度障害年金を支払うもの
死亡一時金	発効日以後年金開始日の前日までに、被共済者が死亡した場合に支払われる一時金をいいます。
家族年金	発効日以後年金開始日の前日までに、被共済者が死亡した場合に支払われる年金をいいます。
重度障害年金	発効日以後年金開始日の前日までに、被共済者が重度障害の状態となった場合に支払われる年金をいいます。
遺族年金	終身年金の保証期間内に被共済者が死亡した場合に、その残余期間に対して支払われる年金をいいます。
遺族確定年金	確定年金の支払期間中に、被共済者が死亡した場合に、その残余期間に対して支払われる年金をいいます。
年金の現価	年金の一括支払時において、将来の年金額をこの会の定めにより割り引いた金額をいいます。
電磁的方法	電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）第53条（電磁的方法）第1項第1号にもとづくものをいいます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
契約者割りもどし金	毎事業年度の決算により、剰余金が生じた場合に、共済契約者に還元するものをいいます。
特則	一般条項に規定されている内容と異なる要件を付帯することができるものをいいます。

3. 共済契約者の範囲

共済契約者は、この会の会員である組合の組合員でなければなりません。

4. 被共済者の範囲

(1) 被共済者となることのできる人は、共済契約の発効日において共済契約者との続柄がつぎの範囲内にある人です。

- ① 共済契約者本人
- ② 共済契約者の配偶者（内縁関係にある人を含みます。ただし、共済契約者または内縁関係にある人に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。）
- ③ 共済契約者と生計を一にする、共済契約者の子、父母、孫および兄弟姉妹
- ④ 共済契約者と生計を一にする、共済契約者の配偶者の子、父母、孫および兄弟姉妹

(2) (1) に規定する被共済者となることのできる人の年齢は、第5章「1. 共済掛金の払込み」

(1) に規定する共済掛金の払込方法による共済契約ごとに、つぎのとおりとします。

- ① 分割払契約 共済契約の発効日現在の年齢が満 15 歳から満 70 歳まで
- ② 一時払契約 共済契約の発効日現在の年齢が満 50 歳から満 75 歳まで。ただし、この会が特に認める場合には、満0歳から満 75 歳までとすることができます。

(3) 家族年金・重度障害年金付帯型に限り、共済契約の発効日においてつぎの職業に従事している人は被共済者となることができません。

- ① カ士、拳闘家、プロレスラー、かるわど師その他これらに類する職業
- ② テストパイロット、テストドライバーその他これらに類する職業
- ③ 競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者
- ④ 潜水、潜函、サルベージ等に従事する人
- ⑤ 坑内、隧道内作業に従事する人
- ⑥ 近海または遠洋漁業の船舶乗組員
- ⑦ 1,000 トン未満の船舶乗組員
- ⑧ その他この会が指定する職業

5. 共済金受取人

(1) 契約年金および重度障害年金の共済金受取人は、被共済者です。

(2) (1) の規定にかかわらず、共済契約者は、年金開始日において、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、共済契約者を契約年金の共済金受取人（以下「契約年金受取人」といいます。）に指定することができます。ただし、重度障害年金の共済金受取人は指定または変更することはできません。

(3) (2) の規定により指定された契約年金受取人が死亡した場合において、被共済者は、契約年金受取人の死亡日に、この会の承諾を得て、共済契約による契約年金受取人の権利義務を承継します。

(4) (3) の規定により共済契約の承継人となる人は、この会の会員である組合の組合員とならなければなりません。

(5) 死亡共済金受取人は共済契約者です。

(6) (5) の規定にかかわらず、被共済者と同一人である共済契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、つぎの①から⑤のとおりとします。この場合において、共済金を受け取るべき人の順位は、つぎの①から⑤の順序により、②から⑤までの中にあつては、それぞれの項目中の順序によります。

- ① 共済契約者の配偶者
- ② 共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ③ 共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ④ ②に該当しない共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ⑤ ③に該当しない共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(7) (6) の場合において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合において、その代表者は、他の死亡共済金受取人を代表します。

(8) (5) および (6) の規定にかかわらず、共済契約者は、共済金の支払事由が発生するまでは、つぎの①から④のいずれかに該当する場合に限り、この会所定の書類により被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。

- ① (1) に規定する死亡共済金受取人の順位または順序を変えるとき
- ② (6) の①から⑤に該当しない共済契約者の親族に指定または変更するとき

- ③ この会が認める金融機関等の債権保全のとき
- ④ その他特にこの会が認めるとき
- (9) (8)の書類がこの会に到達し、この会が承諾した場合には、死亡共済金受取人の指定または変更は、共済契約者が当該書類を発した時にその効力が生じたものとします。ただし、当該書類がこの会に到達する前に指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払っていたときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、この会は共済金を支払いません。
- (10) (8)の規定により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後新たな死亡共済金受取人が指定されない場合の死亡共済金受取人は、(5)および(6)に規定する順位および順序によります。
- (11) 被共済者と同一人である共済金受取人が死亡した場合において、この会が共済金を支払うときは、(1)および(2)の規定にかかわらず、共済金受取人に支払うべき契約年金および重度障害年金(ただし、当該共済契約の消滅時、この会が共済金受取人から共済金の請求を受けていない部分に限ります。)の共済金受取人は死亡共済金受取人とします。

6. 指定代理請求人

- (1) 指定代理請求人は、つぎに掲げる事項を請求することができます。
 - ① 共済契約者または被共済者が受け取ることとなる共済金等(いかなる名称であるかを問いません。また、返戻金、契約者割りもどし金および共済掛金の返還を含みます。)
 - ② 第5章「5. 共済掛金の払込免除」に規定する共済掛金の払込免除
- (2) 共済契約者は、この会所定の書類により、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。つぎの範囲から共済契約者の代理人となりうる人を1人に限り、指定してください。
 - ① 共済契約者の配偶者
 - ② 共済契約者の直系血族
 - ③ 共済契約者の兄弟姉妹
 - ④ 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の3親等内の親族
- (3) この会は、(2)の規定により、指定代理請求人の指定または変更がされている場合において、その後「5. 共済金受取人」(3)または第8章「1. 共済契約の属性等の変更」(1)の規定により共済契約の権利義務が承継されたときは、指定代理請求人の指定または変更は取り消されるものとします。

7. 共済契約のタイプ

- (1) 共済契約者は、共済契約締結の際、つぎのいずれかの契約タイプにより契約し、この会はそれぞれで規定する共済金を支払います。
 - ① 終身年金の基本型
 - ア 終身年金
 - イ 死亡一時金
 - ウ 遺族年金
 - ② 確定年金の家族年金・重度障害年金付帯型
 - ア 確定年金
 - イ 家族年金
 - ウ 重度障害年金
 - エ 遺族確定年金
 - ③ 確定年金の基本型
 - ア 確定年金
 - イ 死亡一時金
 - ウ 遺族確定年金
- (2) (1)の②の共済契約は、つぎのいずれかに該当した場合には契約できません。
 - ① 一時払契約
 - ② 被共済者の発効日における年齢が満61歳以上の人
 - ③ 被共済者が共済契約申込みの当時、「4. 被共済者の範囲」(3)に規定する職業に従事している人
 - ④ 共済契約申込みの当時すでに重度障害の状態になっている人
- (3) 共済契約申込者が第5章「1. 共済掛金の払込み」(1)に規定する一時払契約を申し込む場合には、「Ⅲ 確定年金特則条項」に規定する確定年金特則を付帯する場合を除き、給付型は定額型とします。

- (4) 共済契約申込者が第5章「1. 共済掛金の払込み」(1)に規定する分割払契約を申し込む場合には、「Ⅲ 確定年金特則条項」に規定する確定年金特則を付帯しなければなりません。
- (5) 共済契約申込者が「Ⅲ 確定年金特則条項」に規定する確定年金特則を付帯する基本型の共済契約を申し込む場合には、つぎの①または②のいずれかの場合に限ります。
 - ① 当該共済契約について、つぎのアおよびイを満たすとき。
 - ア. つぎの(a)から(c)のいずれかを満たすとき。
 - (a) 当該共済契約申込者が、基本型(「Ⅲ 確定年金特則条項」に規定する確定年金特則が付帯されていない契約に限ります)または家族年金・重度障害年金付帯型の共済契約を同時に申し込むこと。
 - (b) 当該共済契約申込者が、基本型(「Ⅲ 確定年金特則条項」に規定する確定年金特則が付帯されていない契約に限ります)または家族年金・重度障害年金付帯型の共済契約者であること。
 - (c) 当該共済契約申込者が、この会の実施する年金共済事業規約または個人年金税制適格年金共済事業規約にもとづく共済契約の共済契約者であること。
 - イ. その他この会の定める事項。
 - ② 当該共済契約に、「Ⅴ 共済金の年金払特則条項」に規定する共済金の年金払特則が付帯されるとき。

8. 年金開始年齢

年金開始年齢は、年金開始日現在の被共済者の年齢が満55歳から満65歳までの任意の年齢とします。ただし、この会が特に認める場合には、満0歳から満75歳までとすることができます。

9. 保証期間

保証期間は、被共済者の死亡にかかわらず、年金開始日から10年以上15年以下の期間とし、年金開始年齢に応じてつぎのとおりとします。

年金開始年齢(歳)	60歳以下	61	62	63	64	65～75
保証期間 (年)	15	14	13	12	11	10

10. 共済契約の申込みと成立

- (1) 共済契約申込者は、共済契約申込書につぎの必要事項を記載し、被共済者になる人の同意を得て、署名押印のうえ、この会に提出してください。
 - ① 契約年金の種類
 - ② 保障型
 - ③ 給付型
 - ④ 契約年金共済金額
 - ⑤ 共済契約者の氏名、生年月日、性別および住所
 - ⑥ 被共済者の氏名、生年月日、性別、共済契約者との続柄および職業
 - ⑦ 申込日
 - ⑧ 年金開始年齢
 - ⑨ 共済掛金額
 - ⑩ 共済掛金の払込方法および払込場所
 - ⑪ 個人年金税制適格年金特則の付帯の有無
 - ⑫ その他この会が必要と認めた事項
- (2) (1)の場合には、家族年金・重度障害年金付帯型に限り、共済契約申込者または被共済者となる人は、共済金の支払事由の発生の可能性に関係のある重要な事項のうち、この会が書面で行う被共済者の健康および職業等に関して告知を求めた事項(以下「質問事項」といいます。)について、この会の指定する書面により事実を正確に告げなければなりません。
- (3) 共済契約申込者は、(1)および(2)に規定するもののほか、この会が定める基準により、この会の指定する書類を提出しなければなりません。
- (4) この会は、共済契約の申込みがあったときは、提出された共済契約申込書の内容を、この会が定める基準により審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知します。この会が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、共済契約証書の交付により行います。なお、年金の支払いを開始する場合においては、共済契約証書に替えて年金受給証を交付します。
- (5) 共済契約申込者または共済契約者(以下「共済契約者等」といいます。)は、第1回の共済掛金に相当する金額(以下「初回掛金」といいます。)を、共済契約申込みの日から

- 1 か月以内に、この会に払い込まなければなりません。
- (6) この会が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、この会は、つぎのいずれかの日の午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始します。
- ① この会が初回掛金を受け取った日の翌日
 - ② ①の規定にかかわらず、この会が、共済契約申込書のうち質問事項に対する回答を受け取る前に初回掛金を受け取ったときは、質問事項に対する回答の受付日の翌日
 - ③ この会が特に認める場合であり、かつ、初回掛金を受け取ったときは、共済契約申込みの日の翌日以後の共済契約者が指定する任意の日
- (7) (6) に規定する日を共済契約の発効日とします。
- (8) (6) の③の規定により共済契約の発効日を指定した場合には、共済契約者等は、初回掛金を共済契約の発効日の前日までにこの会に払い込まなければなりません。
- (9) この会は、共済契約の申込みを承諾した場合には、初回掛金を共済契約の発効日において第1回の共済掛金として充当します。
- (10) この会は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていないときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還します。
- 11. 共済契約の申込みの撤回等**
- (1) 共済契約者等は、すでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回または解除（以下「申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。
- (2) 共済契約の申込みの撤回等をするときは、共済契約者等は、書面につぎの必要事項および申込みの撤回等をする旨を明記し、署名押印のうえ、この会に提出しなければなりません。
- ① 契約年金の種類
 - ② 申込日
 - ③ 共済契約者等の氏名および住所
- (3) 共済契約の申込みの撤回等がされた場合には、当該共済契約は成立しなかったものとします。また、すでに初回掛金が払い込まれているときには、この会は、共済契約者等に初回掛金を返還します。
- 12. 共済期間**
- 共済期間は、共済契約の発効日から共済契約の消滅の日までとします。

第2章 共済金額

1. 契約年金共済金額

- (1) 契約年金共済金額の最低限度は、この会が別に定めます。
- (2) 契約年金共済金額の最高限度は、被共済者1人につき90万円です。
- ただし、つぎの①から④により増額された共済金額は、契約年金共済金額の最高限度には含めません。
- ① 第5章「6. 共済掛金の前納」(5)
 - ② 第8章「2. 共済契約の締結内容の変更」(5)の⑤
 - ③ 第9章「1. 契約者割りもどし金」(5)および(6)
 - ④ 「IV 個人年金税制適格年金特則条項」における「6. 税適扱契約の返戻金等」(1)
- (3) (2)の規定にかかわらず、この会の実施する他の共済契約に加入がある場合は、つぎの①および②のいずれも満たすものとします。
- ① 年金共済事業規約、個人年金税制適格年金共済事業規約、およびこの契約規定にもとづく共済契約の契約年金共済金額を通算して90万円
 - ② 団体年金共済事業規約、新団体年金共済事業規約、年金共済事業規約、個人年金税制適格年金共済事業規約、およびこの契約規定にもとづく共済契約の契約年金共済金額を通算して120万円
- (4) 契約年金共済金額の単位は12万円としますが、この会が認めた場合は、12,000円または0.12円単位とすることができます。

第3章 共済金の支払い

1. 共済金の支払い

各共済金の支払いはつぎのとおりです。

共済金の種類	共済金等を支払う場合(支払事由)	共済金の額	受取人	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)
終身年金	年金開始日以降につき、被共済者が生存していた場合	契約年金共済金額	共済金受取人	
遺族年金	保証期間内に被共済者が死亡した場合	終身年金を引き続き支払うとした場合の金額	死亡共済金受取人(以下「遺族年金受取人」といいます。)	
家族年金(家族年金・重度障害年金付帯型)	発効日以後年金開始日の前日までに被共済者が死亡した場合	契約年金共済金額×2	死亡共済金受取人(以下「家族年金受取人」といいます。)	つぎのいずれかに該当したとき (1) 被共済者が、発効日から1年以内に自殺したとき (2) 被共済者の犯罪行為により死亡したとき (3) 共済金受取人が、故意に被共済者を死亡させたとき。ただし、その人が共済金の一部の共済金受取人である場合には、その全額を他の共済金受取人に支払います。 (4) 共済契約者が、故意に被共済者を死亡させたとき(共済契約者と被共済者が同一人である場合を除きます。)
重度障害年金(家族年金・重度障害年金付帯型)	被共済者が発効日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として、契約年金の年金開始日の前日までに、重度障害の状態になった場合	契約年金共済金額	被共済者	つぎのいずれかに該当したとき (1) 被共済者が、発効日から1年以内に自殺行為により重度障害となったとき (2) 被共済者の故意(自殺行為を除きます。))により重度障害となったとき (3) 被共済者の犯罪行為により重度障害となったとき (4) 共済契約者が、故意に被共済者を重度障害とさせたとき(共済契約者と被共済者が同一人である場合を除きます。)
死亡一時金(基本型)	被共済者が発効日以後年金開始日の前日までに死亡した場合	(死亡日における責任準備金)または(発効日から死亡日までに払い込まれるべき共済掛金の累計額)のいずれが多い金額	死亡共済金受取人	つぎのいずれかに該当したとき (1) 被共済者が、発効日から1年以内に自殺したとき (2) 被共済者の犯罪行為により死亡したとき (3) 共済金受取人が、故意に被共済者を死亡させたとき。ただし、その人が共済金の一部の共済金受取人である場合には、その全額を他の共済金受取人に支払います。 (4) 共済契約者が、故意に被共済者を死亡させたとき(共済契約者と被共済者が同一人である場合を除きます。)

(1) 終身年金

- ① 終身年金は、年金開始日および年金開始日の年応当日ごとに、給付型に応じて支払います。
- ② 終身年金の支払期間は、つぎのＡおよびＢに規定する支払開始日から支払終了日までとします。
- ア 支払開始日 年金開始日
- イ 支払終了日 死亡日の直後に到来する支払開始日の年応当日の前日
- ③ 前表「終身年金」の共済金の額にかかわらず、共済金受取人は、保証期間の全期間分または残余期間分の終身年金の現価を一括して受け取ることができます。

(2) 遺族年金

- ① 遺族年金は、年金開始日の年応当日ごとに、残余の保証期間分の終身年金相当額を継続して支払います。
- ② 遺族年金の支払期間は、つぎのＡおよびＢに規定する支払開始日から支払終了日までとします。
- ア 支払開始日 被共済者の死亡日直後の年金開始日の年応当日
- イ 支払終了日 保証期間の末日または遺族年金受取人の死亡日のどちらか早い日
- ③ ①および②の規定にかかわらず、遺族年金受取人は、保証期間の残余期間分の現価を一括して受け取ることができます。
- ④ 遺族年金支払開始後に遺族年金受取人が死亡した場合には、その相続人に、保証期間の残余期間分の現価を一括して支払います。
- ⑤ この会は、遺族年金を支払う場合において、遺族年金受取人が故意に被共済者を死亡させたときは、つぎのＡおよびＢについて、それぞれに規定する人を遺族年金受取人とします。ただし、被共済者を死亡させた遺族年金受取人が、共済金の一部の受取人である場合には、その全額を他の遺族年金受取人に支払います。
- ア 共済契約者と同一人である被共済者が死亡したとき
- 第１章「５．共済金受取人」(6)に規定する人の中から、被共済者を死亡させた遺族年金受取人を除いた順位および順序による人
- イ 共済契約者と同一人ではない被共済者が死亡したとき
- 第１章「５．共済金受取人」(5)の規定にかかわらず、第１章「５．共済金受取人」(6)の①から⑤に規定する順位および順序による人
- ⑥ ⑤の規定にかかわらず、被共済者を死亡させた遺族年金受取人が、第１章「５．共済金受取人」(8)に規定する指定受取人であった場合において、この会は、第１章「５．共済金受取人」(8)の規定にかかわらず、つぎのＡおよびＢについて、それぞれに規定する人を遺族年金受取人とします。ただし、被共済者を死亡させた遺族年金受取人が、共済金の一部の受取人である場合には、その全額を他の遺族年金受取人に支払います。
- ア 共済契約者と同一人である被共済者が死亡したとき
- 第１章「５．共済金受取人」(6)に規定する人の中から、被共済者を死亡させた遺族年金受取人を除いた順位および順序による人
- イ 共済契約者と同一人ではない被共済者が死亡したとき
- 共済契約者

(3) 家族年金

- ① 家族年金は、家族年金の支払開始日および支払開始日の年応当日ごとに、契約年金の給付型に応じて支払います。
- ② 家族年金の支払期間は、つぎのＡおよびＢに規定する支払開始日から支払終了日までとします。
- ア 支払開始日 共済事故の発生日（死亡日）
- イ 支払終了日 支払開始日より10年経過後の支払開始日の年応当日の前日
- ③ ①および②の規定にかかわらず、家族年金受取人は、②に規定する支払期間の全期間分または残余期間分の家族年金の現価を一括して受け取ることができます。
- ④ 家族年金支払開始後に家族年金受取人が死亡した場合には、その相続人に、②に規定する家族年金支払期間の全期間分または残余期間分の家族年金の現価を一括して支払います。

(4) 重度障害年金

- ① 重度障害年金は、重度障害年金の支払開始日および支払開始日の年応当日ごとに支払います。
- ② 重度障害年金の支払期間は、つぎのＡおよびＢに規定する支払開始日から支払終了日までとします。

- ア 支払開始日 共済事故の発生日（重度障害確定の日）
- イ 支払終了日 年金開始日の前日の直後に到来する支払開始日の月応当日の前日、死亡日の直後に到来する支払開始日の年応当日の前日または重度障害でなくなった日の直後に到来する支払開始日の年応当日の前日のいずれか早い日

③ 重度障害年金の給付型は、契約年金の給付型にかかわらず、定額型とします。

(5) 死亡一時金

前表「死亡一時金」の共済金の額にかかわらず、当該共済契約に契約変更があった場合において、死亡一時金の額は、死亡日における責任準備金と、当初から変更後契約の内容であったとみなしたときの、発効日から死亡日まで払い込まれるべき共済掛金の累計額のいずれか多い額とします。

2. 年金の支払い回数の変更

- (1) 「1. 共済金の支払い」(1)の①および(2)の①の規定にかかわらず、この会は、契約年金共済金額（年金開始日に増額された共済金額が発生している場合には、その共済金額を含みます）がつぎの金額となる場合にはそれぞれに規定する回数で契約年金および遺族年金を分割して支払うことができます。
- ① 36万円未満の場合
分割不可
- ② 36万円以上48万円未満の場合
年2回、年4回
- ③ 48万円以上の場合
年2回、年4回、年6回
- (2) (1)の規定にかかわらず、この会が別に定める基準を満たす場合には、団体年金共済事業規約および新団体年金共済事業規約にもとづく共済契約とこの契約規定にもとづく共済契約の契約年金共済金額（年金開始日に増額された共済金額が発生している場合には、その共済金額を含みます）を通算して(1)の基準を適用することができます。
- (3) 契約年金受取人または遺族年金受取人は、この会の定める方法により、年金開始日または年金開始日以降の年金開始日の年応当日に限り、年金の支払回数の変更ができます。
- (4) 年金を分割して支払う場合の支払いは、つぎのとおりとします。
- ① 年2回の場合
年金開始日の6か月ごとの月応当日から30日以内に支払います。
- ② 年4回の場合
年金開始日の3か月ごとの月応当日から30日以内に支払います。
- ③ 年6回の場合
年金開始日の2か月ごとの月応当日から30日以内に支払います。
- (5) 年金を分割して支払う場合の1回あたりの支払額には、(4)に規定するそれぞれの月応当日までの期間につき、予定利率にもとづく利息をつけます。

第4章 共済金等の請求、支払時期および支払場所

1. 共済金等の請求、支払時期および支払場所

- (1) 共済金受取人は、被共済者について共済事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく別表第4「各共済金請求等の提出書類」に規定する請求書類をこの会に提出して、共済金を請求してください。
- (2) この会は、共済金の請求を受け、必要と認めた場合には、共済契約者、被共済者または共済金受取人に対し、事実を確認すること、および、この会の指定する医師または歯科医師の診断を求めることができます。
- (3) この会は、共済金の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後30日以内に、傷病の内容、事故発生の状況、事故の原因、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他この会が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査（以下「必要な調査」といいます。）を終えて、この会の指定した場所で、共済金を共済金受取人に支払います。
- ただし、必要な調査のため特に日時を要する場合において、つぎの①から⑥のいずれかに該当するときには、その旨をこの会が共済金受取人に通知し、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後、①から⑥に規定する期間内（複数に該当するときは、そのうち最長の期間）に共済金を共済金受取人に支払います。

①	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された災害の被災地域において調査を行う必要があるとき	60日
②	医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行う必要があるとき	
③	この会ならびに共済契約者、被共済者および共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なとき	90日
④	身体障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、身体障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果について照会を行う必要があるとき	120日
⑤	弁護士法（昭和24年6月10日法律第205号）その他の法令にもとづく照会が必要なとき	
⑥	警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき	180日
⑦	日本国外で傷病が発生した等の事情により、日本国外において調査を行う必要があるとき	
⑧	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生したとき	360日

(4) この会が必要な調査を行うにあたり、つぎの①または②のいずれかに該当することにより、調査が遅延した期間については、(3)の期間に算入しないものとし、また、その調査が遅延した期間は共済金を支払いません。

① 共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、もしくはこれに応じなかったとき（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）。

② 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、(2)にいう事実の確認、医師または歯科医師の診断を妨げ、もしくはこれに応じなかったとき（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）。

(5) この会は、共済掛金の返還の請求または返戻金もしくは契約者割りもどし金（以下「諸返戻金等」といいます。）の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後 30 日以内に、この会の指定した場所で、共済契約者に支払います。

2. 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求

(1) 指定代理請求人が指定されている共済契約において、共済契約者または被共済者が共済金等（いかなる名称であるかを問いません。また、返戻金、契約者割りもどし金および共済掛金の返還を含みます。以下、この項目において同じです。）を請求できないつぎの①から③のいずれかの特別な事情がある場合には、指定代理請求人が別表第 4「各共済金請求等の提出書類」に規定する書類を提出して、共済金等を請求することができます。

① 共済金等の請求を行う意思表示が困難であることこの会が認めたとき。

② 治療上の都合により、この会が認める傷病名について告知を受けていないとき、または余命の告知を受けていないとき。

③ その他①および②に準じる状態であることこの会が認めたとき。

(2) (1) の共済金等の請求を行う場合、指定代理請求人は、請求時において第 1 章「6. 指定代理請求人」(2) に定める範囲内のいずれかの人であることを要します。

(3) 共済契約者または被共済者に共済金等を請求できない (1) に定める特別な事情があり、かつ、つぎの①から③のいずれかをみたす場合には、代理請求人が別表第 4「各共済金請求等の提出書類」に規定する書類を提出して、この会の承諾を得て、共済金等を請求することができます。

① 指定代理請求人が共済金等請求時に第 1 章「6. 指定代理請求人」(2) に定める範囲外であるとき。

② 指定代理請求人が指定されていないとき（指定代理請求人の指定が撤回されている場合、または指定代理請求人が死亡している場合を含みます。）。

③ 指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき。

(4) (3) の共済金等の請求を行う場合、代理請求人は、請求時においてつぎの①または②のいずれかの人であることを要します。

① 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の配偶者

② ①に規定する人がいない場合、または①に規定する人に共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の 3 親等内の親族

(5) (1) から (4) までの規定にかかわらず、共済契約者と被共済者が異なる共済契約において、つぎに規定する共済金の受取人が、その共済金を請求できない (1) に規定する特別な事情があるときは、①および②に規定する人が別表第 4「各共済金請求等の提出書類」に規定する書類を提出し、共済金を請求することができます。

① 重度障害年金 共済契約者

② 共済契約者が受取人である契約年金 被共済者

(6) (1) から (5) までの規定にかかわらず、つぎの①から③のいずれかに該当する場合には、指定代理請求人、代理請求人または (5) に規定する人は共済金等を請求することができます。

① 共済契約者または被共済者の代理人に、共済金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき。

② 指定代理請求人、代理請求人または (5) に規定する人が、故意または重大な過失により、共済事故を生じさせたとき。

③ 指定代理請求人、代理請求人または (5) に規定する人が、故意または重大な過失により、共済契約者または被共済者を (1) の①または③の状態に該当させたとき。

(7) この会は、(1) から (6) までの規定により共済金等を指定代理請求人、代理請求人または (5) に規定する人に支払った場合には、その後重複して当該共済金等の請求を受けても、共済金等を支払いません。

(8) 指定代理請求人または代理請求人が、第 5 章「5. 共済掛金の払込免除」の規定により、共済掛金の払込免除を請求する場合には、(1) から (4)、(6) および (7) までの規定を適用します。

3. 被共済者が身体障害状態でなくなったときの通知義務

(1) 被共済者が、身体障害でなくなったことを知った場合において、共済契約者、被共済者または共済金受取人は、遅滞なくそのことをこの会に通知してください。

(2) (1) の通知が遅れた場合において、この会が重度障害年金をすでに支払っていたとき、および、共済掛金の払込免除によりこの会に共済掛金が払込まれなかったときは、共済金受取人は、すでに支払われた共済金をこの会に返還し、共済契約者は払込まれるべき共済掛金をこの会に払込まなければなりません。

第 5 章 共済掛金の払込み

1. 共済掛金の払込み

(1) 共済掛金の払込方法は、月払、半年払、年払または一時払とします（以下、それぞれの払込方法による共済契約を「月払契約」「半年払契約」「年払契約」または「一時払契約」といい、月払契約、半年払契約および年払契約を包括して「分割払契約」といいます。）。

(2) 第 2 回以後の共済掛金は、払込方法別応当日の前日までに払い込まなければなりません。

(3) (2) で払い込むべき共済掛金は、払込方法別応当日からその翌払込方法別応当日の前日までの期間（以下「掛金充当期間」といいます。）に対応する共済掛金とします。

(4) この会は、(2) の規定にかかわらず、第 2 回以後の共済掛金の払込みについて、払込方法別応当日の前日の属する月の末日（以下「払込期日」といいます。）までとすることができます。

(5) (1) から (4) までの規定にかかわらず、家族年金を支払うときは、共済掛金の払込みは必要ありません。

(6) 共済掛金がその払込方法別応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに共済掛金の払込みを要しなくなった場合には、この会は、その払い込まれた共済掛金を共済契約者に遅滞なく返還します。ただし、被共済者と同一人である共済契約者が死亡した場合において、この会が共済金を支払うときは、死亡共済金受取人に支払います。

2. 共済掛金の払込期間

(1) 分割払契約の掛金払込期間は、5 年以上 60 年以内です。

(2) (1) に規定する掛金払込期間の満了する日は、年金開始日の前日となります。

3. 共済掛金の据置期間

一時払契約の、発効日から年金開始日の前日までの期間（以下「掛金据置期間」といいます。）

は、最長を5年とします。

4. 共済掛金の払込場所

- (1) 共済掛金は、この会の事務所またはこの会の指定する場所に払い込まなければなりません。
- (2) 共済契約者等は、「Ⅱ 掛金口座振替特則条項」に規定する掛金口座振替特則を付帯することにより、当該共済契約の共済掛金をこの会の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込むこと（以下「口座振替扱」といいます。）ができます。

5. 共済掛金の払込免除

- (1) 分割払契約において、被共済者が、掛金払込期間中に、つぎのいずれかに該当する場合には、この会は、共済掛金の払込みを免除します。
- ① 共済契約の発効日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とし、その事故の日からその日を含めて180日以内に、重度障害に該当したとき（共済契約の発効日前にすでにあった障害状態に、共済契約の発効日以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって重度障害に該当したときを含みます。以下この項目において同じです。）。
 - ② 共済契約の発効日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とし、その事故の日からその日を含めて180日以内に、別表第3「共済掛金の払込免除となる身体障害の状態」に規定する身体障害の状態に該当したとき。
 - ③ 保障型が家族年金・重度障害年金付帯型である共済契約において、共済契約の発効日以後の傷害または疾病を原因とし、重度障害に該当したとき。
- (2) (1)の規定により共済掛金の払込みを免除する場合には、この会は、(1)に規定する身体障害の状態が固定した日の直後に到来する掛金充当期間以後の共済掛金から払込みを免除します。ただし、その後、当該被共済者が身体障害でなくなったときは、そのときをもって共済掛金の払込みは終了します。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、重度障害の状態となったものおよび不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に別表第3「共済掛金の払込免除となる身体障害の状態」に規定する身体障害の状態となったものとみなす取扱いについては、この会が定めます。
- (4) (1)の規定により共済掛金の払込みを免除した場合には、この会は、以後、払込方法別応当日の前日までに共済掛金の払込みがあったものとして取り扱います。
- (5) 掛金充当期間に対応する共済掛金が、払込方法別応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに共済掛金の払込みが免除された場合において、この会は、その払い込まれた共済掛金を共済契約者に払い戻します。
- (6) この会は、共済掛金の払込みを免除したときは、共済契約証書を再発行します。
- (7) 共済契約が掛金払込免除となった場合には、以下の契約変更ができません。
- ① 契約年金共済金額の減額
 - ② 払済契約への変更
 - ③ 給付型の変更
 - ④ 年金開始年齢の変更
 - ⑤ 保障型の変更
 - ⑥ 契約年金についての変更
 - ⑦ その他この会の定めるもの
- (8) つぎの①または②のいずれかに該当する場合には、この会は、共済掛金の払込みを免除しません。
- ① つぎのいずれかに該当することにより、(1)の①および③に該当するとき。
 - ア 被共済者の、発効日から1年以内の自殺行為によるとき。
 - イ 被共済者の故意（自殺行為を除きます。）によるとき。
 - ウ 被共済者の犯罪行為によるとき。
 - エ 共済契約者が、故意に被共済者（共済契約者と同一人である場合を除きます。）を身体障害とさせたとき。
 - ② つぎのいずれかに該当することにより、(1)の②に該当するとき。
 - ア 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき。
 - イ 被共済者の犯罪行為によるとき。
 - ウ 被共済者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき。
 - エ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。

オ 被共済者の精神障害または泥酔によるとき。

カ 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき。

- (9) この会は、原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないものに対しては、共済掛金の払込みを免除しません。
- (10) この会は、第10章「5. 戦争その他の非常な出来事の場合」に規定するもののほか、地震、津波、噴火その他これらに類する天災による場合には、総会の議決を経て共済掛金の全部または一部の額についてその払込みを免除しないこともあります。
- (11) (1)の規定に該当した場合には、共済契約者は、遅滞なくこの会に通知してください。この場合において、共済契約者は、別表第4「各共済金請求等の提出書類」で定める請求書類をこの会に提出して、共済掛金の払込免除を請求してください。

6. 共済掛金の前納

- (1) 共済契約者は、この会の承諾を得て、掛金払込期間中に共済掛金を前納することができます。ただし、つぎの場合には共済掛金の前納はできません。
- ① 「Ⅶ 共済契約貸付条項」の規定による共済契約貸付の残額があるとき。
 - ② 未払込共済掛金があるとき。
 - ③ 「Ⅲ 確定年金特則条項」に規定する確定年金特則を付帯する基本型の共済契約において、発効日から2年以内のとき。
- (2) この会は前納された共済掛金（以下「前納共済掛金」といいます。）を、利息をつけて積み立てておき、払込方法別応当日に共済掛金に充当します。
- (3) 共済掛金の払込みの必要がなくなった場合には、前納共済掛金の残額を共済契約者に返します。ただし、被共済者と同一人である共済契約者が死亡した場合において、この会が共済金を支払うときは、共済金とともに死亡共済金受取人に支払います。
- (4) (1)の規定により、共済掛金が前納された場合において、この会は、つぎの①から③のいずれかに該当するときは、前納共済掛金の全額または残額を共済契約者に返します。
- ① 共済契約を変更するとき。
 - ② 共済契約申込みの取消しのとき。
 - ③ その他この会が特に認めたとき。
- (5) 年金開始日の前日において、前納共済掛金の残額のうち、共済掛金に充当されない前納共済掛金の残額がある場合には、その前納共済掛金の残額について、共済契約者の申し出により、つぎの①または②のいずれかの方法で取り扱います。
- ① 共済金額の増額にあてて方法
 - ② 共済契約者に返戻する方法
- (6) (5)により増額された共済契約の共済金額の給付型、年金開始年齢、保証期間（確定年金契約においてはその支払期間）およびその取扱いとは原契約と同一とします。

第6章 共済掛金払込みの猶予期間および共済契約の失効

1. 共済掛金の払込猶予期間

- (1) この会は、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から3か月間の払込猶予期間を設けます。
- (2) 地震、津波、噴火その他これらに類する天災により第2回以後の共済掛金の払込みが一時的困難であると、この会が認める場合には、この会は、(1)に規定する払込猶予期間を延長することができます。

2. 共済契約の失効

- (1) 共済掛金の払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合は、共済契約はつぎのときに効力を失い、共済契約は消滅します。この場合、この会はその旨を共済契約者に通知します。
- ① 発効日が月の1日である共済契約については、払込猶予期間の末日の翌日の午前零時
 - ② 発効日が月の1日でない共済契約については、払込猶予期間の末日の属する月の発効応当日の午前零時
- (2) (1)の規定により共済契約が失効となった場合において、この会は、解約返戻金の額に相当する金額（以下「解約返戻金相当額」といいます。）を共済契約者に支払います。

3. 共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い

- (1) この会は、共済掛金の払込猶予期間中に共済金の支払事由が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、共済金から未払込共済掛金の全額を差し引いて支払うこと（以下「共済金の差額支払い」といいます。）ができるものとします。

- (2) (1)の規定にかかわらず、未払込共済掛金の全額が共済金の額をこえているとき、または共済契約者の申し出により共済金の差額支払いを行わないときは、共済契約者は、未払込共済掛金の全額を払い込まなければなりません。なお、払込猶予期間中に未払込共済掛金の全額の払込みがされない場合は、この会は、共済金を支払いません。

第7章 共済契約の取消し、無効、解除および消滅

1. 詐欺等による共済契約の取消し

- (1) この会は、共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫により、共済契約を締結した場合には、当該共済契約を取り消すことができます。
- (2) (1)の規定による取消しは、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができます。

2. 共済金の不法取得目的による無効

この会は、共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結をした場合には、その共済契約を無効とし、共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

3. 共済契約の無効

- (1) つぎのいずれかに該当する場合には、共済契約は無効とします。
- 被共済者が共済契約の発効日にすでに死亡していたとき。
 - 被共済者が共済契約の発効日において第1章「4. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外であったとき。
 - 共済契約の申込みの際し、被共済者の同意を得ていなかったとき。
 - 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがされたとき。
 - 契約年金共済金額が「第2章 共済金額」に規定する最高限度をこえていたときは、そのこえた部分の契約年金共済金額の共済契約
- (2) この会は、(1)の場合において、当該共済契約にかかる共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還します。
- (3) この会は、(1)の規定により、共済契約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

4. 共済契約の解約

- (1) 共済契約者は、年金開始日の前日までの期間であれば、いつでも将来に向かって共済契約を解約し、解約返戻金をこの会に請求することができます。ただし、家族年金および重度障害年金の支払期間中である場合は解約できません。
- (2) 解約する場合には、別表第4「各共済金請求等の提出書類」に定める所定の書類に解約の日などの必要事項を記入し、届出印を押して署名し、共済契約証書を添えて、この会に提出してください。
- (3) 解約の効力は、(2)の解約の日または(2)の書面がこの会に到達した日のいずれか遅い日の翌日の午前零時から生じます。

5. 債権者等による解約および共済金受取人による共済契約の存続

- (1) 差押債権者、破産管財人等の共済契約者以外で共済契約の解約をすることができる人（以下「債権者等」といいます。）が共済契約を解約する場合（年金開始日の前日までに限ります。）には、この会が定める方法により書面にて行ってください。ただし、第3章「1. 共済金の支払い」の(3)家族年金または(4)重度障害年金に定める、それぞれの共済金の支払期間中である場合は解約することはできません。
- (2) 「4. 共済契約の解約」の規定にかかわらず、(1)の規定による解約は、解約の通知がこの会に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じることとします。
- (3) (1)および(2)の解約が通知された場合でも、通知の時につぎの①および②を満たす共済金受取人は、共済契約者の同意を得て、(2)の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知がこの会に到達した日に解約の効力が生じたとすればこの会が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、この会にその旨を通知したときは、(1)および(2)の解約はその効力を生じないこととします。
- 共済契約者もしくは被共済者の親族または被共済者本人であること
 - 共済契約者でないこと
- (4) (1)の解約の通知がこの会に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは(3)の規定により効力が生じなくなるまでに、つぎの①から④のいずれかの共済金の支払事由が生

じ、この会が共済金を支払うべきときは、それぞれに規定する金額（諸返戻金等がある場合はその金額を含め、精算すべきものがある場合はその金額を差し引いた金額とします。以下、この項目において同じです。）の限度で、(3)に規定する金額を債権者等に支払います。この場合、それぞれに規定する金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額があるときは、その残額を一括して共済金受取人に支払います。

- | | |
|----------|--------------------------|
| ① 死亡一時金 | 死亡一時金 |
| ② 家族年金 | 全期間分の家族年金の現価 |
| ③ 重度障害年金 | 重度障害の状態となった日における責任準備金相当額 |
| ④ 契約年金 | 年金開始日の前日における共済掛金積立金 |

6. 重大事由による共済契約の解除

- (1) この会は、つぎの①から⑥のいずれかに該当するときは、将来に向かって共済契約を解除することができます。
- この共済契約にもとづく共済金の請求および受領または共済掛金の払込免除の請求に際し、共済金受取人または共済契約者が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。
 - 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、この会に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
 - 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、つぎのいずれかに該当するとき。
 - 反社会的勢力に該当すると認められること。
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の契約等との重複により、被共済者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき。
 - ①から④までのいずれかに該当するほか、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。
- (2) (1)の規定により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事故発生または共済掛金払込免除事由発生ののちになされたときであっても、この会は、(1)の①から⑥に規定する事実が発生した時から解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金（共済金受取人が(1)の③のみに該当した場合で、その共済金受取人が共済金の一部の受取人であるときは、共済金のうち、その受取人に支払われるべき共済金をいいます。以下、この項目において同じです。）を支払わず、または共済掛金の払込みを免除しません。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求し、共済掛金の払込みを免除していたときは、払込みを免除した共済掛金の払込みを請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除は、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができます。

7. 共済契約の解除

(1) 共済契約者または被共済者が、共済契約締結の当時、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げた場合には、この会は、将来に向かって共済契約を解除することができます。ただし、つぎの①から④のいずれかに該当する場合には、共済契約を解除することができます。

- 共済契約の締結時において、この会がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき。
- この会のために共済契約の締結の媒介を行うことができる人（この会のために共済契約の締結の代理を行うことができる人を除きます。以下「共済媒介者」といいます。）が、共済契約者または被共済者が事実を告げることを妨げたとき。
- 共済媒介者が、共済契約者または被共済者に対し、事実を告げず、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
- 当該被共済者にかかる共済契約の発効日または保障期の変更日から2年以内に共済事故および共済掛金の払込免除となる事由がいずれも生じなかったとき。ただし、発効日

- 前に原因が生じていたことにより、共済金が支払われないときおよび共済掛金払込免除とならないときを除きます。
- (2) (1)の②および③の規定は、共済媒介者の行為がなかったとしても共済契約者または被共済者が(1)の事実を告げず、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- (3) (1)の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生または共済掛金払込免除事由発生のものになされたときであっても、この会は、解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金を支払わず、または共済掛金の払込みを免除しません。また、すでに共済金を支払っていたときは共済金の返還を、共済掛金の払込みを免除していたときは払込みを免除した共済掛金の払込みを、請求することができます。ただし、共済契約者または共済金受取人が、被共済者の共済事故の発生の原因が解除の原因となった事実によらなかったことを証明した場合は、つぎの共済金の共済事故発生ごとに、それぞれに規定する金額（諸返戻金等がある場合はその金額を含め、精算すべきものがある場合はその金額を差し引いた金額とします。）を一括して共済金受取人に支払います。
- ① 家族年金 全期間分の家族年金の現価
- ② 重度障害年金 重度障害の状態となった日における責任準備金相当額
- (4) (1)の規定による解除権は、つぎの①または②のいずれかに該当する場合には、消滅します。
- ① この会が解除の原因を知ったときから解除権を1か月間行使しなかったとき。
- ② 共済契約締結時から5年を経過したとき。
- (5) (1)の規定による解除は、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができます。
- 8. 被共済者による共済契約の解除請求**
- (1) 被共済者が共済契約者以外である場合において、つぎの①から④のいずれかに該当するときは、その被共済者は、年金開始日の前日までの期間に限り、共済契約者に対し共済契約（その被共済者にかかる部分に限り）を、以下、この項目ならびに「11. 解約または解除の場合の返戻金の返戻」および「13. 解約、解除または消滅の場合の前納共済掛金の返戻」において同じです。）を解除することを求めることができます。ただし、第3章「1. 共済金の支払い」の(3)家族年金または(4)重度障害年金に定める、それぞれの共済金の支払期間中である場合は解除することはありません。
- ① 共済契約者または共済金受取人に、「6. 重大事由による共済契約の解除」(1)の①または②のいずれかに該当する行為があったとき。
- ② 共済契約者または共済金受取人が、「6. 重大事由による共済契約の解除」(1)の③に該当するとき。
- ③ ①および②のほか、共済契約者または共済金受取人が、①および②の場合と同程度に被共済者のこれらの人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。
- ④ 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他この会が定める事由により、この共済契約の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき。
- (2) 共済契約者は、(1)の①から④のいずれかに該当する場合において、被共済者から(1)に規定する解除請求があったときは、この会に対する通知により、共済契約を解除しなければなりません。
- (3) 被共済者は、(1)の①から④のいずれかに該当する場合で、かつ、共済契約者が解除請求に応じないときは、この会が定める方法により、この会に対し共済契約を解除することを求めることができます。
- (4) この会は、(3)に規定する解除請求を受けた場合は、将来に向かって共済契約を解除することができます。
- (5) (4)の規定により共済契約が解除された場合には、この会は、共済契約者の住所にあてて、その旨を書面により通知します。
- 9. 共済契約の消滅**
- (1) 共済契約は、第3章「1. 共済金の支払い」(1)の②のイ、(2)の②のイもしくは(3)の②のイに規定する共済金の支払終了日または死亡一時金を支払う場合の被共済者の死亡日に消滅します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、つぎの①から⑦のいずれかに該当する場合には、それぞれに規定する日に、共済契約が消滅します。

- ① 「5. 債権者等による解約および共済金受取人による共済契約の存続」の(4)の規定により、この会がつぎのいずれかの共済金を支払うべきとき
- ア 死亡一時金または家族年金
被共済者の死亡日
- イ 重度障害年金
重度障害の状態となった日
- ウ 契約年金
年金開始日
- ② 第3章「1. 共済金の支払い」(1)の③に規定する終身年金の一括支払の場合において、保証期間中に被共済者が死亡したとき
死亡日
- ③ 第3章「1. 共済金の支払い」(2)の③の規定により、保証期間の残余期間分の遺族年金を一括支払したとき
共済金の支払日
- ④ 第3章「1. 共済金の支払い」(2)の④の規定により、保証期間の残余期間分の遺族年金を一括支払したとき
遺族年金受取人の死亡日
- ⑤ 第3章「1. 共済金の支払い」(3)の③の規定により、家族年金の支払期間中の全期間分または残余期間分の家族年金を一括支払したとき
共済金の支払日
- ⑥ 第3章「1. 共済金の支払い」(3)の④の規定により、家族年金の支払期間中の残余期間分の家族年金を一括支払したとき
家族年金受取人の死亡日
- ⑦ 第3章「1. 共済金の支払い」の表中「家族年金」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）、および「死亡一時金」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）により、共済金を支払わないとき
死亡日
- 10. 取消しの場合の共済掛金の返戻および共済金等の取扱い**
- この会は、「1. 詐欺等による共済契約の取消し」の規定により、共済契約を取り消した場合には、共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。
- 11. 解約または解除の場合の返戻金の返戻**
- (1) この会は、「4. 共済契約の解約」「6. 重大事由による共済契約の解除」「7. 共済契約の解除」「8. 被共済者による共済契約の解除請求」または第8章「2. 共済契約の締結内容の変更」(11)の規定により共済契約が解約され、または解除された場合において、解約返戻金相当額を共済契約者に支払います。ただし、つぎの①から④のいずれかの共済金の支払期間中である場合はそれぞれに規定する金額を共済金受取人に一括して支払います。
- ① 家族年金
残余期間分の家族年金の現価
- ② 重度障害年金
重度障害の状態でないときのみとした場合の解約返戻金相当額
- ③ 終身年金（第3章「1. 共済金の支払い」(1)の③の規定により、すでに保証期間の全期間分または残余期間分の年金を一括して受け取っている場合を除きます。）
保証期間の残余期間分の終身年金の現価
- ④ 遺族年金
保証期間の残余期間分の遺族年金の現価
- (2) (1)の規定にかかわらず、この会は、「6. 重大事由による共済契約の解除」(1)の③に該当し共済契約を解除した場合において、「6. 重大事由による共済契約の解除」(2)の規定により共済金の一部の受取人に対して共済金を支払わないときは、支払われない共済金に対応する部分の解約返戻金相当額を共済契約者に支払います。ただし、つぎの①または②のいずれかの共済金の支払期間中である場合はそれぞれに規定する金額を共済金受取人に一括して支払います。
- ① 家族年金
支払われない共済金に対応する部分の残余期間分の家族年金の現価
- ② 遺族年金
支払われない共済金に対応する部分の保証期間の残余期間分の遺族年金の現価

- (3) (1)の規定にかかわらず、「7. 共済契約の解除」(3)または第8章「2. 共済契約の締結内容の変更」(1)の⑥に規定する金額を一括して支払う場合には、(1)に規定する金額を支払いません。
- 12. 消滅の場合の返戻金の返戻**
- (1) この会は、「9. 共済契約の消滅」(2)の⑦の規定により共済契約が消滅した場合で、かつ、第3章「1. 共済金の支払い」の表中「家族年金」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)の(1)から(3)のいずれか、または「死亡一時金」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)の(1)から(3)のいずれかに該当し家族年金または死亡一時金を支払わないときは、つぎの①または②の保障型により、それぞれに定める金額を共済契約者に支払います。
- ① 基本型
責任準備金相当額
- ② 家族年金・重度障害年金付帯型
責任準備金相当額、家族年金を支払うとみなした場合に一括支払いする家族年金現価のいずれか少ない額
- (2) この会は「9. 共済契約の消滅」(2)の⑦の規定により共済契約が消滅した場合で、かつ、第3章「1. 共済金の支払い」の表中「家族年金」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)の(4)、または「死亡一時金」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)の(4)に該当し家族年金または死亡一時金を支払わないときは、解約返戻金相当額を共済契約者に支払います。
- (3) この会は、「9. 共済契約の消滅」(2)の⑦の規定により共済契約が消滅した場合で、かつ、第3章「1. 共済金の支払い」の表中「家族年金」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)の(1)から(4)、または「死亡一時金」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)の(1)から(4)の2つ以上に該当することにより、家族年金または死亡一時金を支払わないときには、解約返戻金相当額を共済契約者に支払います。
- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、共済契約が消滅した場合であっても、第3章「家族年金」の共済金を支払う場合の規定により家族年金が支払われたときには、この会は、当該共済契約の未經過共済期間に対する共済掛金を共済契約者に払い戻しません。
- 13. 解約、解除または消滅の場合の前納共済掛金の返戻**
- (1) この会は、「4. 共済契約の解約」[6. 重大事由による共済契約の解除」「7. 共済契約の解除」[8. 被共済者による共済契約の解除請求」または「9. 共済契約の消滅」の規定により共済契約が解約され、解除され、または消滅した場合において、当該共済契約に前納共済掛金のあるときは、前納共済掛金の残額を共済契約者に払い戻します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この会は、「6. 重大事由による共済契約の解除」(1)の③に該当し共済契約を解除した場合において、「6. 重大事由による共済契約の解除」(2)の規定により共済金の一部の受取人に対して共済金を支払わないときは、支払われない共済金に対応する部分の前納共済掛金の残額を共済契約者に払い戻します。
- 14. 失効、解約、解除または消滅の場合の未払込共済掛金の精算**
- (1) この会は、第6章「2. 共済契約の失効」、この章の「4. 共済契約の解約」[6. 重大事由による共済契約の解除」[7. 共済契約の解除」[8. 被共済者による共済契約の解除請求」[9. 共済契約の消滅」[11. 解約または解除の場合の返戻金の返戻」または「12. 消滅の場合の返戻金の返戻」の規定により共済契約が失効し、解約され、解除され、または消滅し、かつ、解約返戻金、解約返戻金相当額または責任準備金相当額を共済契約者に支払う場合において、当該共済契約に未払込共済掛金があるときは、その金額を解約返戻金、解約返戻金相当額または責任準備金相当額から差し引きます。
- (2) 「9. 共済契約の消滅」の規定により共済契約が消滅し、かつ、共済金を共済契約者または死亡共済金受取人に支払う場合において、当該共済契約に未払込共済掛金があるときは、共済掛金の払込猶予期間中であっても、その金額を共済金から差し引きます。
- (3) (1)および(2)に規定する場合において、この会が解約返戻金、解約返戻金相当額、責任準備金相当額または共済金とともに契約者割りもどし金を支払うときは、これらの額を含めた額について、(1)および(2)を適用します。

第8章 共済契約の変更

1. 共済契約の属性等の変更

(1) 共済契約による権利義務の承継

- ① 共済契約者は、年金開始日の前日までに限り、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、共済契約による権利義務を第三者に承継させることができます。ただし、この場合の第三者(あらたな共済契約者となるべき人)は、承継の申し出の日において被共済者との関係がつぎのAからEのいずれかに該当する人でなければなりません。
- A 被共済者本人
イ 被共済者の配偶者
ウ 被共済者と生計を一にする、被共済者の父母、子、祖父母または兄弟姉妹
エ 被共済者と生計を一にする、被共済者の父もしくは母の配偶者、被共済者の子の配偶者、被共済者の祖父もしくは祖母の配偶者または被共済者の兄弟姉妹の配偶者
- ② 年金開始日の前日までに共済契約者が死亡した場合には、被共済者がこの会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。ただし、被共済者が承継することが困難な場合には、この会が定める基準により他の人が承継することができます。
- ③ ②の場合には、死亡した共済契約者の相続人の同意および被共済者の同意を得なければなりません。
- ④ ②および③の規定による承継がなされなかったときは、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、共済契約者の相続人が、共済契約による権利義務を承継することができます。
- ⑤ ④の場合において、あらたな共済契約者となる相続人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合において、その代表者は、他の共済契約者を代表します。
- ⑥ ⑤の場合において、共済契約者の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合には、この会が共済契約者の1人に対して行ったことは、他の人に対しても効力を生じます。
- ⑦ ④の場合において、共済契約者が2人以上あるときには、その責任は連帯とします。
- ⑧ 共済契約者が死亡してから3か月以内に②から④までの規定による承継の手続きがなされなかった場合には、その共済契約は、当該3か月を経過した日の午前零時に消滅します。この場合において、この会は、相続人に解約返戻金相当額を支払います。ただし、この3か月の間につぎのAからEのいずれかの共済金の支払事由が生じ、この会が共済金を支払うべきときは、それぞれに規定する金額(諸返戻金等がある場合はその金額を含め、精算すべきものがある場合はその金額を差し引いた金額とします。)を相続人に支払います。
- | | |
|----------|--------------------------|
| A 死亡一時金 | 死亡一時金 |
| イ 家族年金 | 全期間分の家族年金の現価 |
| ウ 重度障害年金 | 重度障害の状態となった日における責任準備金相当額 |
| エ 契約年金 | 年金開始日の前日における共済掛金積立金 |
- ⑨ ②から⑧までの規定にかかわらず、共済契約者と被共済者が同一人ではない場合において、重度障害年金支払中に共済契約者が死亡したときは、被共済者は、共済契約者の死亡日に、この会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継します。
- ⑩ 共済契約者と契約年金受取人が同一人ではない場合において、契約年金受取人は、年金開始日に、この会の承諾を得て、共済契約による共済契約者の権利義務を承継します。
- ⑪ 遺族年金および家族年金の支払開始時に、共済契約者と死亡共済金受取人が同一でないときは、死亡共済金受取人は、第3章「1. 共済金の支払い」(2)の②のAに規定する支払開始日または第3章「1. 共済金の支払い」(3)の②のAに規定する家族年金の支払開始日に、この会の承諾を得て、共済契約による共済契約者の権利義務を承継します。
- ⑫ ①、②、④、⑨、⑩および⑪の規定により共済契約の承継人になる人は、この会の会員である組合の組合員とならなければなりません。
- (2) 生年月日および性別の誤りの取扱い
共済契約申込書に記載された被共済者の生年月日および性別に誤りがあった場合において、被共済者が第1章「4. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外となるため当該共済契約が無効になるとき以外の場合は、この会は、共済契約者から提出されたこの会所定の書類に記入された正しい生年月日または性別にもとづいて、共済掛金を訂正し、すでに払い込まれた当該共済契約の共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に払い戻し、不足分は払い込んでいただきます。
- (3) 氏名または住所の変更

共済契約者は、つぎの事項について変更がある場合には、遅滞なくこの会の定める書式により、その旨をこの会に通知してください。

- ① 共済契約者の氏名または住所
- ② 被共済者の氏名
- ③ 共済金受取人および死亡共済金受取人を指定している場合の死亡共済金受取人の氏名
- ④ 指定代理請求人を指定している場合の指定代理請求人の氏名

(4) 共済契約関係者の続柄の異動

共済契約者は、共済期間中途において、被共済者が第1章「4. 被共済者の範囲」(1)の②から④までに該当しなくなった場合には、その旨を遅滞なくこの会に通知してください。

(5) インターネット扱

共済契約者は、「Ⅶ インターネット特則条項」に規定するインターネット特則を付帯することにより、書面の提出に代えて電磁的方法で共済契約の保全(「Ⅶ インターネット特則条項」における「3. 共済契約の保全」に規定する事項をいいます。以下同じです。)の手続をすることができます(以下「インターネット扱」といいます。)

2. 共済契約の締結内容の変更

(1) 払済契約への変更

- ① 共済契約者は、分割払契約において、この会の承諾を得て、年金開始日前の発効日の年応当日に限り、この会が定める方法により、共済契約の将来の共済掛金の払込みを中止し、共済掛金払済の契約(以下「払済契約」といいます。)へ変更することができます。
- ② 変更後の契約年金共済金額は、変更前の共済契約の変更日の前日における責任準備金より解約控除額を控除した額を、その日において変更後の共済契約の一時払共済掛金にあてるものとして算出した額とします。

(2) 定額型から通増型への変更

共済契約者は、分割払契約において、この会の承諾を得て、この会が定める方法により、年金開始日または年金開始日前の発効日の年応当日に限り、給付型を定額型から通増型へ変更することができます。

(3) 通増型から定額型への変更

共済契約者は、分割払契約において、この会の承諾を得て、この会が定める方法により、年金開始日または年金開始日前の発効日の年応当日に限り、給付型を通増型から定額型へ変更することができます。

(4) 年金開始年齢の繰上げ

共済契約者は、分割払契約において、この会の承諾を得て、この会が定める方法により、年金開始年齢の繰上げ後の年金開始日前の発効日の年応当日に限り、年金開始年齢の範囲で、年金開始年齢を繰上げることができます。

(5) 年金開始年齢の繰下げ

- ① 共済契約者は、分割払契約において、この会の承諾を得て、この会が定める方法により、年金開始年齢の繰下げ前の年金開始日の2年前までの発効日の年応当日に限り、年金開始年齢の範囲で、年金開始年齢を繰下げることができます。
- ② 変更前に共済事故が発生した場合は、当該年金開始年齢の繰下げの申込みは無効とします。
- ③ 年金開始年齢の繰下げの申込みをした後に払済契約への変更をした場合においても、当該申込みによる変更ができます。
- ④ 共済契約者は、変更前の年金開始日の1年前までに限り、年金開始年齢の繰下げの申込みを取り消すことができます。
- ⑤ 変更後の共済金額(以下、(5)において「変更後共済金額」といいます。))は、変更前の年金開始日を契約変更日とし、当該契約変更日の前日における共済掛金積立金を、その日において変更後の共済契約の一時払共済掛金にあてるものとして算出した額とします。

- ⑥ ①の方法により年金開始年齢を繰下げた場合、第3章 表中「終身年金」「家族年金」「重度障害年金」の共済金の額、ならびに「Ⅲ 確定年金特則条項」における「3. 確定年金契約の契約年金共済金額」(1)の「契約年金共済金額」とあるのは、「変更後共済金額」と読み替えます。

(6) 基本型から家重型への保障型の変更

共済契約者は、分割払契約において、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、この会が定める方法により、年金開始日前の発効日の年応当日に限り、保障型を基本型から家族年金・重度障害年金付帯型へ変更することができます。

(7) 家重型から基本型への保障型の変更

共済契約者は、分割払契約において、この会の承諾を得て、この会が定める方法により、年金開始日前の発効日の年応当日に限り、保障型を家族年金・重度障害年金付帯型から基本型へ変更することができます。

(8) 契約変更の方法

- ① (1)から(7)までに規定する契約変更の申込みは、書面で行うものとし、その書面には契約変更をする日(以下「契約変更日」といいます。))を記載してください。
- ② 年金開始年齢の繰下げを除き、契約変更日は発効日の年応当日とし、契約変更の効力は、契約変更日の午前零時から生じます。
- ③ 契約変更をした場合には、共済契約証書を再発行します。

(9) 契約変更後の契約年金共済金額

- ① 払済契約を除き、契約変更日の前日における責任準備金を契約変更原資といいます。
- ② (2)、(4)および(6)において、変更後の契約年金共済金額は、契約変更日の前日における共済掛金積立金を、変更後の共済契約のその日における共済掛金積立金と等しくなるように算出した額とします。ただし、その場合において、契約変更後の契約年金共済金額が増加するときは、契約年金共済金額を一定とし、この会は、その端数の契約年金共済金額に対応する契約変更原資を、共済契約者に返戻します。
- ③ (4)および(7)において、変更後の契約年金共済金額は、変更前の契約年金共済金額と同額とし、契約変更日の前日における、変更前の共済契約の共済掛金積立金と変更後の共済契約の共済掛金積立金との差額を返戻します。ただし、変更前の共済契約の共済掛金積立金が、この方法により算出した共済掛金積立金に不足する場合において、変更後の契約年金共済金額は、②に準じて算出します。
- ④ ②の規定により算出した契約変更後の契約年金共済金額に12,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててのものとし、この会は、その端数の契約年金共済金額に対応する契約変更原資を共済契約者に返戻します。

(10) 契約変更ができない場合

(1)から(7)までの規定にかかわらず、つぎの①から⑦のいずれかに該当する場合には、契約変更をすることができません。

- ① 契約変更日が、共済契約の発効日から2年以上経過していないとき。
- ② 「終身年金」「遺族年金」「家族年金」「重度障害年金」または「確定年金契約の契約年金」の支払期間中であるとき。
- ③ 共済掛金払込免除中の契約であるとき。
- ④ (1)および(9)の②の規定により算出した契約変更後の契約年金共済金額が12万円未満となるとき。ただし、この会が特に認めた場合は契約変更を可能とします。
- ⑤ (6)に規定する契約変更において、つぎのいずれかに該当するとき。
ア 契約変更日における被共済者の年齢が満61歳以上であるとき。
イ 契約変更の申込みの当時、第1章「4. 被共済者の範囲」(3)に規定する職業に従事しているとき。
ウ 契約変更の申込みの当時、被共済者がすでに重度障害になっているとき。
- ⑥ 払済契約のとき。
- ⑦ 一時払契約のとき。

(11) 契約変更における告知

- ① (6)の場合において、共済契約者および被共済者は、質問事項について、この会の指定する書面により事実を正確に告げなければなりません。
- ② 共済契約者は、①に規定するもののほか、この会が定める基準により、この会の指定する書類を提出しなければなりません。
- ③ この会は、①および②の規定により提出された書面の内容を、この会が定める基準により審査し、その契約変更の申込みを承諾するか否かを決定します。
- ④ ③の規定により、契約変更を承諾しない場合には、共済契約者にその旨を通知し、当該共済契約の契約変更の申込みはなかったものとします。
- ⑤ (6)の契約変更において、第7章「7. 共済契約の解除」に該当することが判明した場合は、同規定で定める共済契約を解除できない場合を除き、この会は、共済契約を解除することができます。
- ⑥ ⑤の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生または共済掛金払込免除事由発生のおこなわれたときであっても、この会は、解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金を支払わず、または共済掛金の払込みを免除しま

せん。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を、共済掛金の払込みを免除していたときは、払込みを免除した共済掛金の払込みを、請求することができません。ただし、共済契約者または共済金受取人が、被共済者の共済事故の発生の原因が解除の原因となった事実によらなかったことを証明した場合は、つぎのアからウの共済金の共済事故発生ごとに、それぞれに規定する金額（諸返戻金等がある場合はその金額を含め、精算すべきものがある場合はその金額を差し引いた金額とします。）を一括して共済金受取人に支払います。

- ア 家族年金 全期間分の家族年金の現価
- イ 重度障害年金 重度障害の状態となった日における責任準備金相当額
- ウ 契約年金 年金開始日の前日における共済掛金積立金

⑦ ⑤の規定により契約を解除する場合は、その旨を共済契約者へ通知します。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡共済金受取人に通知します。

(12) 契約変更の場合の前納共済掛金の返戻

① この会は、(1) から (7) までの規定により共済契約が契約変更される場合において、当該共済契約に前納共済掛金のあるときは、前納共済掛金の残額を共済契約者に払い戻します。

(13) 契約年金共済金額の減額

① 共済契約者は、この会が定める方法により契約年金共済金額を減額することができます。ただし、つぎのアからウのいずれかに該当する場合は減額することができません。

- ア 共済掛金の払込免除中であるとき。
- イ 減額後の契約年金共済金額が 12 万円未満になるとき。
- ウ 年金の支払期間中であるとき。

② ①の規定により契約年金共済金額を減額する場合には、この会は、その減額した分の契約年金共済金額に対応する共済契約について、第 7 章「4. 共済契約の解約」の規定による共済契約の解約が行われたものとみなします。

③ ①および②の規定により契約年金共済金額を減額した場合において、減額後の共済契約について、払い込むべき共済掛金があるときは、解約の効力の生じた日より共済掛金を改めます。

④ 契約年金共済金額の減額を行った場合には、共済契約証書を再発行します。

(14) 共済掛金の払込方法の変更

① 共済契約者は、共済掛金の払込方法のうち、月払、半年払および年払について、この会が認める場合には、その払込方法を変更することができます。

② ①の変更を行う場合、共済契約者は、この会所定の書類に必要事項を記載し、署名押印のうえ、共済契約証書を添えて提出してください。

③ ②の申込みがあった場合、この会は、申込みのあった直後の発効日の年応当日より共済掛金の払込方法を変更します。この場合において、この会が定める前納共済掛金のあるときは、その前納期間終了直後の発効日の年応当日より掛金払込方法を変更します。

第 9 章 契約者割りもどし金

1. 契約者割りもどし金

(1) この会は、別に定める基準により、当該事業年度末に有効な共済契約に対して、契約者割りもどし金の割当てを行います。

(2) この会は、(1) の規定により割り当てた契約者割りもどし金を、この会が定める方法により利息を付けて据え置きます。

(3) この会は、共済契約者から据え置かれた契約者割りもどし金の支払いの請求があったとき、または第 6 章「2. 共済契約の失効」、第 7 章「4. 共済契約の解約」「6. 重大事由による共済契約の解除」「7. 共済契約の解除」「8. 被共済者による共済契約の解除請求」もしくは「9. 共済契約の消滅」の規定により共済契約が失効し、解約され、解除され、または消滅したときは、この会が定める方法により据え置かれた契約者割りもどし金を共済契約者に支払います。ただし、被共済者と同一人である共済契約者が死亡した場合において、この会が共済金を支払うときは、死亡共済金受取人に支払います。

(4) 据え置かれた契約者割りもどし金を請求する場合は、別表第 4「各共済金請求等の提出書類」に定める所定の書類に必要事項を記入し、届出印または年金請求時の受取人印を押して署名し、共済契約証書または年金受給証を添えて、この会に提出してください。

(5) この会は、年金開始日の前日まで据え置かれた契約者割りもどし金を、共済金額の増額にあてることもできます。

(6) この会は、年金開始日以後に据え置かれた契約者割りもどし金については、共済契約者の申し出により、つぎのいずれかの方法により取り扱います。ただし、②の方法を選択した場合において、共済契約者は、年金開始日以後の契約者割りもどし金の請求をすることができません。また、①の方法に変更することもできません。

① この会が定める方法により、年金の支払いに合わせて支払う方法

② この会が定める方法により、共済金額の増額にあてる方法

(7) (5) および (6) の②により増額された共済契約の給付型、年金開始年齢、保証期間（確定年金契約については、その支払期間）およびその取扱いは、原契約と同一とします。

(8) 共済契約の締結に際して確定金額の割りもどしを約束するものではありません。

第 10 章 雑 則

1. 年齢の計算

被共済者の年齢は、満年齢で計算し、1 年未満の端数については切り捨てます。

2. 期間の計算

(1) この契約規定において月または年をもって期間をいう場合には、期間の初日を算入します。

(2) この契約規定において月または年をもって期間をいう場合の期間の満了日は、この契約規定において、特に規定のあるときを除き、その起算の日の当該応当日の前日とします。

(3) 応当日において、該当する月に該当する日がない場合には、その月の末日を応当日とみなします。

3. 時 効

(1) この会は、共済金受取人が共済事故の発生した日の翌日から起算して、共済金の請求手続を 3 年間行わなかった場合には、共済金を支払う義務を免れます。

(2) この会は、共済契約者が共済掛金の返還または諸返戻金等の請求の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続を 3 年間行わなかった場合には、共済掛金を返還する義務または諸返戻金等を支払う義務を免れます。

(3) 共済金受取人は、この会が共済金の返還の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続を 3 年間行わなかった場合には、共済金返還の義務を免れます。

(4) 共済契約者は、この会が共済掛金または諸返戻金等の返還の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続を 3 年間行わなかった場合には、共済掛金または諸返戻金等を返還する義務を免れます。

4. 事業の休止または廃止

この会は、この共済事業の全部または一部を休止し、または廃止する場合には、その理由および当該事業の休止または廃止に伴う共済契約の処理方法について、あらかじめ、厚生労働大臣に届け出るものとします。

5. 戦争その他の非常な出来事の場合

この会は、戦争その他の非常な出来事により共済契約にかかる所定の共済金を支払うことができない場合には、総会の議決を経て共済金の分割支払い、支払いの繰延べまたは削減をすることができます。この場合、責任準備金に相当する額を下まわらないものとします。

6. 共済掛金額の変更

(1) この会が特に必要と認めた場合には、この会は、共済掛金額を、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって変更することができます。ただし、この場合において、この会は、共済契約者にあらかじめその旨を通知します。

(2) 共済契約者が共済掛金額の変更を承諾しない場合において、共済契約者は、(1) の規定により変更した共済掛金の払込期日の前日までに、その旨をこの会に通知してください。

(3) (2) の通知があった場合において、共済契約は、その共済掛金の払込期日の前日に解約されたものとします。

(4) (2) の通知がなされないままで、その共済掛金の払込期日を経過した場合には、(1) の共済掛金額の変更を承諾したものとします。

7. 生死不明の場合

(1) この会は、被共済者の生死が不明の場合において、つぎのいずれかに該当する場合は、被共済者が死亡したものとみなし、この会が認めた日において被共済者が死亡したものと取り扱います。

- ① 被共済者が失踪宣告をうけたとき
- ② 船舶または航空機の危難およびその他の危難に遭った場合で、被共済者の生死が、危難の去った後、つぎの期間を経過してもわからないとき。ただし、つぎのそれぞれの期間が経過する前であっても、この会は、被共済者が死亡したものと認めたときは、遺族年金、家族年金または死亡一時金を支払うことができます。

ア 航空機の危難の場合	30 日
イ 船舶の危難の場合	3 か月
ウ ア、イ以外の危難の場合	1 年

- (2) (1) の規定により、この会が家族年金または死亡一時金を支払った後に被共済者の生存が判明した場合には、または、保証期間終了後に終身年金を支払い、そののちに被共済者の死亡が判明した場合には、共済金受取人はすでに支払われたこれらの共済金をこの会に返還しなければなりません。
- (3) (1) の規定により、死亡共済金受取人が家族年金または死亡一時金を受け取った場合は、当該死亡共済金受取人は、(2) の事項を記載した書類を、この会に提出してください。
- (4) (2) の規定により、共済金が返還された場合において、この会は、被共済者が死亡したとみなした日に共済契約が解約されたものとみなし、その日における解約返戻金相当額を共済契約者に支払います。

8. 管轄裁判所

この共済契約における共済金等の請求等に関する訴訟については、この会の主たる事務所の所在地または共済契約者あるいは共済金受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

9. 重度障害等級表の変更

- (1) 別表第 1「重度障害等級表」中の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、施行規則別表第 1「障害等級表」(以下「障害等級表」といいます。)中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において効力がある同障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、
- (2) (1) の規定にかかわらず、この会が、特に必要と認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって、別表第 1「重度障害等級表」を変更することができます。ただし、この場合には、この会は、共済契約者にあらかじめその旨を通知します。
- (3) (2) の通知があり、共済契約者が別表第 1「重度障害等級表」の変更を承諾しないときには、(2) の規定により変更した「重度障害等級表」が適用される日の前日までに、その旨をこの会に通知してください。
- (4) この会は、共済契約者から (3) の通知があったときには、当該共済契約者の共済契約は、(2) の規定により変更した「重度障害等級表」が適用される日の前日に解約されたものとみなします。
- (5) この会は、(3) の通知がなされないまま、(2) の規定により変更した「重度障害等級表」が適用される日を経過したときは、共済契約者が「重度障害等級表」の変更を承諾したものとみなします。

10. 通知の方法

共済契約者等、被共済者または共済金受取人に対するこの会の通知は、つぎの住所に発すれば足りるものとします。

(1) 共済契約の申込みのときに共済契約申込書に記載された住所

(2) 第 8 章「1. 共済契約の属性等の変更」(3) により通知があったときは、その住所

11. 定めのない事項の取扱い

この契約規定で規定していない事項については、日本国法令にしたがいます。

Ⅱ 掛金口座振替特則事項

1. 掛金口座振替特則の適用

この特則は、共済掛金の払込みを口座振替とする場合に適用します。

2. 掛金口座振替特則の締結

- (1) この特則は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、付帯することができます。
- (2) この特則を付帯するには、つぎの条件のすべてをみたさなければなりません。

① 共済契約者等の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)が、この会と共済掛

金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等(以下「取扱金融機関等」といいます。)に設置されていること。

② 共済契約者等が取扱金融機関等に対し、指定口座からこの会の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

3. 共済掛金の払込み

- (1) 初回掛金を口座振替扱いにより払い込む場合の初回掛金は、「1 一般条項」における第 1 章「10. 共済契約の申込みと成立」(5) の規定にかかわらず、この会が初回掛金をはじめ指定口座からこの会の口座に振り替えようとした日までに、指定口座から共済掛金相当額をこの会の口座に振り替えることにより払い込まれなければなりません。この場合、指定口座から初回掛金の振替ができなかったときは、当該共済契約の申込みはなかったものとして取り扱います。
- (2) 第 2 回以後の共済掛金は、「1 一般条項」における第 5 章「1. 共済掛金の払込み」(2) の規定にかかわらず、払込期日の属する月中のこの会の定めた日(以下「振替日」といいます。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。)、指定口座から共済掛金相当額をこの会の口座に振り替えることにより払い込まれなければなりません。
- (3) (1) および (2) の場合において、指定口座から引き落としがなされたときに、共済掛金の払込みがあったものとします。
- (4) 同一の指定口座から 2 件以上の共済契約(この会の実施する他の共済事業による共済契約を含みます。)の共済掛金を振り替える場合には、この会は、これらの共済契約にかかる共済掛金を合算した金額を振り替えるものとし、共済契約者は、この会に対して、これらの共済契約のうち一部の共済契約にかかる共済掛金の振替を指定できません。
- (5) 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- (6) この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略します。

4. 口座振替不能の場合の扱い

- (1) 月払契約の振替日における指定口座の残高が払い込むべき共済掛金の金額にみたなかったため、第 2 回以後の共済掛金の払込みができなかった場合において、2 回分以上の未払込共済掛金があったときは、その未払込共済掛金の全額の口座振替を行わない限り、共済掛金の払込みがされなかったものとみなします。
- (2) (1) の規定による共済掛金の口座振替が不能のときは、共済契約者は、共済掛金の払込猶予期間の満了する日までに、未払込共済掛金の全額をこの会またはこの会の指定した場所に払い込まなければなりません。

5. 指定口座の変更等

- (1) 共済契約者は、指定口座を同一の取扱金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している取扱金融機関等を他の取扱金融機関等に変更することができます。この場合、共済契約者は、あらかじめその旨をこの会および当該取扱金融機関等に申し出なければなりません。
- (2) 共済契約者が口座振替扱いによる共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじめその旨をこの会および当該取扱金融機関等に申し出なければなりません。
- (3) 取扱金融機関等が共済掛金の口座振替の取扱いを停止した場合には、この会は、その旨を共済契約者に通知します。この場合、共済契約者は指定口座を他の取扱金融機関等に変更しなければなりません。

6. 掛金口座振替特則の不適用

第 5 章「6. 共済掛金の前納」の規定により共済掛金を前納する場合の前納共済掛金の払込みには、この特則を適用できません。

7. 掛金口座振替特則の消滅

つぎの (1) から (5) のいずれかに該当する場合には、この特則は消滅します。

- (1) 「2. 掛金口座振替特則の締結」(2) に規定する条件に該当しなくなったとき。
- (2) 「5. 指定口座の変更等」(1) および (3) に規定する諸変更の際に、その変更手続が行われないまま共済掛金の口座振替が不能となったとき。
- (3) 共済契約者が「8. 振替日の変更」の規定による振替日の変更を承諾しないとき。
- (4) 共済掛金の払込みを要しなくなったとき。
- (5) 共済契約者が口座振替扱いによる共済掛金の払込みを停止したとき。

8. 振替日の変更

この会および取扱金融機関等の事情により、この会は、将来に向かって振替日を変更する

ことがあります。この場合、この会は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知します。

Ⅲ 確定年金特則条項

1. 確定年金特則の適用

この特則は、契約年金を確定年金支払とする場合において適用します。

2. 確定年金特則の締結

この特則は、共済契約申込みの際に共済契約者等から申し出があった場合に限り、この会の承諾を得て、付帯することができます。

3. 確定年金契約の契約年金共済金額

(1) 「Ⅰ 一般条項」における第3章「1. 共済金の支払い」の表中および(1)終身年金の規定にかかわらず、確定年金契約の契約年金はつぎの①から⑤のとおりとします。

① この会は、年金開始日以降につき、被共済者が生存していた場合には、確定年金として、契約年金共済金額に相当する金額を共済金受取人に支払います。

② ①に規定する確定年金は、年金開始日および年金開始日の年応当日ごとに、給付型に応じて支払います。

③ 確定年金契約の支払期間（以下「確定年金支払期間」といいます。）は、つぎのAおよびイに規定する支払開始日から支払終了日までとします。

A 支払開始日 年金開始日
イ 支払終了日 一定期間経過した後の最初に到来する発効日の年応当日の前日

④ ③に規定する確定年金支払期間は、5年以上20年以下とします。

⑤ ④の規定にかかわらず、共済金受取人は、確定年金支払期間の全期間分または残余期間分の現価を一括して受け取ることができます。

(2) 「Ⅰ 一般条項」における第3章「1. 共済金の支払い」の表中および(2)遺族年金の①から④の規定にかかわらず、確定年金支払期間中に被共済者が死亡した場合はつぎの①から⑤のとおりとします。

① この会は、確定年金契約において、確定年金支払期間中に被共済者が死亡した場合には、遺族確定年金として、死亡共済金受取人（以下「遺族確定年金受取人」といいます。）に残余期間分の確定年金を支払います。

② ①に規定する遺族確定年金は、年金開始日の年応当日ごとに、残余の確定年金支払期間分の確定年金相当額を継続して支払います。

③ 遺族確定年金の支払期間は、つぎのAおよびイに規定する支払開始日から支払終了日までとします。

A 支払開始日 被共済者の死亡日直後の年金開始日の年応当日
イ 支払終了日 確定年金支払期間の末日または遺族確定年金受取人の死亡日のどちらか早い日

④ ②および③の規定にかかわらず、遺族確定年金受取人は、確定年金支払期間の残余期間分の現価を一括して受け取ることができます。

⑤ 遺族確定年金支払開始後に遺族確定年金受取人が死亡した場合には、その相続人に確定年金支払期間の残余期間分の現価を一括して支払います。

4. 確定年金契約の変更

(1) 共済契約者は、分割払契約において、この会の承諾を得て、この会の定める方法により、年金開始日または年金開始日前の発効日の年応当日に限り、確定年金支払期間の短縮をすることができます。

(2) 共済契約者は、分割払契約において、この会の承諾を得て、この会の定める方法により、年金開始日または年金開始日前の発効日の年応当日に限り、確定年金支払期間の延長をすることができます。

(3) 共済契約者は、共済期間の中途において、この特則をはずすことはできません。

(4) 確定年金支払期間の短縮、確定年金支払期間の延長（以下、この特則条項において「確定年金特則に関する変更」といいます。）の申込みは、書面で行い、その書面には確定年金特則変更の日を記載します。

(5) (1)および(2)の規定にかかわらず、つぎの①から⑥のいずれかに該当する場合には、確定年金特則に関する変更をすることができます。

① 確定年金特則に関する変更が効力を生じる日が、共済契約の発効日から2年以上経過していないとき。

② 年金の支払期間中であるとき。

③ 共済掛金払込免除中の契約であるとき。

④ 確定年金特則に関する変更後の契約年金共済金額が12万円未満となるとき。ただし、この会が特に認めた場合は契約変更を可能とします。

⑤ 払済契約のとき。

⑥ 一時払契約のとき。

5. 確定年金契約の消滅

(1) 共済契約は、「3. 確定年金契約の契約年金共済金額」(1)の③または(2)の③に規定する年金の支払終了日に消滅します。

(2) (1)の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当する場合には、それぞれに規定する日に、共済契約が消滅します。

① この会が「3. 確定年金契約の契約年金共済金額」(1)の⑤に規定する一括支払をしたとき
共済金の支払日

② この会が「3. 確定年金契約の契約年金共済金額」(2)の④に規定する一括支払をしたとき
共済金の支払日

③ この会が「3. 確定年金契約の契約年金共済金額」(2)の⑤に規定する一括支払をしたとき
死亡日

6. 確定年金契約の契約者割りもどし金

「Ⅰ 一般条項」における第9章「1. 契約者割りもどし金」(6)の②の規定にかかわらず、確定年金契約においては、年金開始後据え置かれる契約者割りもどし金について、共済金額の増額にあててはできません。

7. その他

(1) 「Ⅰ 一般条項」における第3章「1. 共済金の支払い」(2)の⑤および⑥、第3章「2. 年金の支払い回数の変更」、第7章「11. 解約または解除の場合の返戻金の返戻」、第8章「1. 共済契約の属性等の変更」(1)の⑩、ならびに、「Ⅳ 個人年金税制適格年金特則条項」における「3. 税適扱契約の死亡共済金受取人の指定を無効とするととき」の規定は、この特則条項に準用します。この場合において、これらの規定中「終身年金」とあるのは「確定年金」と、「遺族年金」とあるのは「遺族確定年金」と、「保証期間」とあるのは「確定年金支払期間」と、「遺族年金受取人」とあるのは「遺族確定年金受取人」と読み替えます。

(2) 「Ⅰ 一般条項」における第8章「2. 共済契約の締結内容の変更」(8)の②ならびに(9)の①および④の規定は、この特則条項に準用します。この場合において、これらの規定中「契約変更」とあるのは、「確定年金特則に関する変更」と読み替えます。

(3) 「Ⅰ 一般条項」における第8章「2. 共済契約の締結内容の変更」(9)の②の規定は、この特則条項に準用します。この場合において、これらの規定中「(2)、(4)および(6)」とあるのは、「「4. 確定年金契約の変更」(2)」と読み替えます。

(4) 「Ⅰ 一般条項」における第8章「2. 共済契約の締結内容の変更」(9)の③の規定は、この特則条項に準用します。この場合において、これらの規定中「(3)および(7)」とあるのは、「「4. 確定年金契約の変更」(1)」と読み替えます。

Ⅳ 個人年金税制適格年金特則条項

1. 個人年金税制適格年金特則の適用

この特則は、共済契約を税適扱いとする場合に適用します。

2. 個人年金税制適格年金特則の締結

(1) この特則は、共済契約締結の際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があった場合に限り、この会の承諾を得て、付帯することができます。

(2) この特則を付帯するには、つぎの条件のすべてをみたさなければなりません。

① 被共済者の範囲が、共済契約者およびその配偶者（内縁関係にある人を除きます。以下この特則条項において同じです。）であること。

② 共済金受取人は被共済者とする。

③ 掛金払込期間が10年以上であること。

④ 確定年金契約であるときは、年金開始年齢が満60歳以上、かつ、確定年金支払期間が10年以上であること。

3. 税適扱契約の死亡共済金受取人の指定を無効とするととき

税適扱契約の死亡共済金受取人のうち、遺族年金受取人および家族年金受取人については、死亡共済金受取人の指定がされている場合においても、被共済者の死亡時に共済契約者またはその配偶者が生存しているときは、指定がなかったものとして、共済契約者またはその配偶者を遺族年金受取人または家族年金受取人とします。

4. 税適扱契約の制限

「Ⅰ 一般条項」における第8章「2. 共済契約の締結内容の変更」(1)および(4)ならびに「Ⅲ 確定年金特則条項」における「4. 確定年金契約の変更」(1)の規定にかかわらず、税適扱契約においては、つぎの契約変更ができません。

- (1) 契約変更日が、共済契約の発効日から10年を経過していない場合の払込契約への変更
- (2) 掛金払込期間が10年末満になる場合の、年金開始年齢の繰り上げ
- (3) 確定年金契約における、年金開始年齢が満60歳未満となる場合の、年金開始年齢の繰り上げ
- (4) 確定年金契約における、確定年金支払期間が10年末満となる場合の、確定年金支払期間の短縮

5. 税適扱契約の契約者割りもどし金

- (1) この会は、「Ⅰ 一般条項」における第9章「1. 契約者割りもどし金」(3)の規定にかかわらず、税適扱契約においては、つぎに該当する場合のほかは、契約者割りもどし金を支払いません。
 - ① 「Ⅰ 一般条項」における第6章「2. 共済契約の失効」、第7章「4. 共済契約の解約」「6. 重大事由による共済契約の解除」「7. 共済契約の解除」「8. 被共済者による共済契約の解除請求」または「9. 共済契約の消滅」の規定により、共済契約が失効し、解約され、解除され、または消滅したとき。
 - ② 「Ⅰ 一般条項」における第9章「1. 契約者割りもどし金」(6)の①の規定により、年金の支払いに合わせて、据え置かれた契約者割りもどし金を支払うとき。
- (2) (1)の①および②に規定する場合において、この会は、この会が定める方法により据え置かれた契約者割りもどし金を支払います。

6. 税適扱契約の返戻金等

- (1) この会は、税適扱契約について、共済契約の変更により、前納共済掛金の残額の返戻または共済掛金積立金の返戻がある場合において、その返戻金については、共済契約者の申し出により、つぎの①または②のいずれかの方法により取り扱います。
 - ① 年金開始日の前日まで据え置いて、共済金額の増額にあてる方法
 - ② 払い込むべき共済掛金にあてる方法
- (2) (1)の規定により増額された共済契約の給付型、年金開始年齢、保証期間(確定年金契約については、その支払期間)およびその取扱い、は、原契約と同一とします。
- (3) (1)の②の返戻金の共済掛金への充当は、一回の共済掛金額および前納共済掛金額にあてることにより行います。この場合において、共済掛金に充当した後、なお残額がある場合には、その残額は、(1)の①の方法により取り扱います。
- (4) 税適扱契約の年金開始日の前日においては、第5章「6. 共済掛金の前納」(5)に規定する前納共済掛金の残額があっても、共済契約者に返戻することはできません。
- (5) この会は、年金開始日が到来する場合において、その共済契約にかかる貸付金があるときは、当該共済契約の前納共済掛金の残額、据え置かれた返戻金(以下「据置返戻金」といいます。)ならびに据え置かれた契約者割りもどし金から差し引き、なお残額がある場合には、共済掛金積立金からその残額を差し引き、共済掛金積立金から差し引いた場合においては、当該共済契約の共済金額を減額します。
- (6) 「Ⅰ 一般条項」における第6章「2. 共済契約の失効」、第7章「4. 共済契約の解約」「6. 重大事由による共済契約の解除」「7. 共済契約の解除」「8. 被共済者による共済契約の解除請求」または「9. 共済契約の消滅」の規定により共済契約が失効し、解約され、解除され、または消滅したときは、据置返戻金を共済契約者に支払います。ただし、被共済者と同一人である共済契約者が死亡した場合において、この会が共済金を支払うときは、死亡共済金受取人に支払います。

7. 個人年金税制適格年金特則の消滅

共済契約者の承継等により、共済契約者が、「2. 個人年金税制適格年金特則の締結」(2)の①の規定をみたさなくなった場合には、この特則は消滅します。

V 共済金の年金払特則条項

1. 共済金の年金払特則の適用

- (1) この特則は、この会の実施する共済事業の事業規約にもとづく共済契約により、つぎの共済金(同時に支払われる諸返戻金等を含みます。以下同じです。)が支払われるとき、その共済金の全部または一部を個人年金共済の一時払掛金に充当することにより、共済金を年金払いとする場合において適用します。
 - ① 被共済者の死亡を共済事由として支払われる共済金
 - ② 被共済者の後遺障害を共済事由として支払われる共済金
 - ③ 共済契約者の死亡を共済事由として支払われる共済金
 - ④ 共済金受取人の死亡を共済事由として支払われる共済金
- (2) (1)の①から④までの共済金を支払う共済契約を、原契約といいます。

2. 共済金の年金払特則の締結

- (1) この特則は、原契約にもとづき支払われる共済金の共済金受取人から、つぎによる共済契約申込みの際に申し出があった場合に限り、この会の承諾を得て、当該共済契約についてこの特則を付帯することができます(以下、この特則を付帯した共済契約を「年金払契約」といいます。)
 - ① 原契約の共済金が支払われることとなった場合に申込むとき。
 - ② 原契約の共済金が支払われた日から1か月以内に申込むとき。
 - ③ ①および②の規定にかかわらず、この会が定める場合は、原契約の共済金支払い事由の発生日から10か月以内に申込むとき。
- (2) この特則を締結する場合には、つぎのすべてをみたさなければなりません。
 - ① 共済契約者、被共済者および共済金受取人は、いずれも原契約の共済金受取人であること。
 - ② 一時払契約であること。
 - ③ 掛金据置期間が0年であること。
 - ④ 年金開始日が発効日と同一であること。
- (3) 契約年金共済金額が、この会の定める額を下回る場合は、年金払契約を締結しません。
- (4) 原契約の共済金受取人が2人以上あるときに年金払をする場合は、それぞれの共済金受取人ごとに年金払契約を締結しなければなりません。

3. 年金払契約の成立および発効日

この会が年金払契約の申込みを承諾したときは、年金払契約はその申込みの日に成立したものとみなし、かつ、この会は、つぎのいずれかの日の午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始します。

- ① 「2. 共済金の年金払特則の締結」(1)の①により申込んだ場合
原契約の共済金受取人が年金払契約を申込んだ日の翌日
- ② 「2. 共済金の年金払特則の締結」(1)の②により申込んだ場合
この会が共済掛金を受け取った日の翌日

4. 年金払契約の無効

- つぎの①または②のいずれかに該当する場合には、年金払契約は無効とします。
- ① 「2. 共済金の年金払特則の締結」(2)の条件をみたさなかったとき。
 - ② 原契約にもとづき支払われる共済金の全部または一部を、この会に返還することとなったとき。

VI インターネット特則条項

1. インターネット特則の適用

この特則は、インターネット扱による共済契約の保全を実施する場合に適用します。

2. インターネット特則の締結

- (1) この特則は、共済期間の途中において、共済契約者から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、その申し出のつど、付帯することができます。
- (2) 共済契約者は、この特則を付帯するにあたっては、この会が定める基準をみたさなければなりません。

3. 共済契約の保全

- (1) 共済契約者は、つぎに掲げる事項については、この会所定の書類またはこの会が定める書式に代えて、電磁的方法によりこの会に通知することができます。

- ① 「Ⅰ 一般条項」における第8章「1. 共済契約の属性等の変更」に規定する事項中、(3)の①に定める住所の変更
 - ② 「Ⅱ 掛金口座振替特則条項」における「5. 指定口座の変更等」(1)に規定する指定口座の変更
 - ③ その他この会が認めた事項
- (2) (1)に規定する共済契約の保全手続は、つぎの①および②のとおりです。
- ① 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に(1)の①から③までに規定する通知事項を入力し、この会に送信します。
 - ② この会は①で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。
4. 電磁的方法
- この特則に規定するもののほか、電磁的方法の実施のための手続について、必要な事項は、別に定める基準によります。
5. 重複の回避
- インターネット扱による当該の共済契約の保全の手続を使用することが「Ⅰ 一般条項」による共済契約の保全の手続と重複するときは、この特則条項の規定を適用します。
6. インターネット特則の消滅
- つぎの①または②の場合には、この特則は消滅します。
- ① 共済契約者からの申し出に応じて、この特則に規定する当該の共済契約の保全の手続を終了したとき。
 - ② 電磁的方法が不可能なとき。

Ⅳ 共済契約貸付条項

1. 振替貸付

- (1) この会は、分割払契約について、年金開始日の前日までに限り、共済契約者が、この会が定める方法により共済掛金に振り替えるための資金の借入れを申し出た場合には、当該共済契約の解約返戻金の80%に相当する額の範囲内で、つぎの金額を共済契約者に貸し付けること（以下、この貸付を「振替貸付」といいます。）ができます。
- ① 年払契約または半年払契約にあっては、当該共済契約の1回分の共済掛金に相当する金額
 - ② 月払契約にあっては、当該共済契約の6か月分の共済掛金に相当する金額（ただし、この会が特に認める場合は6か月分未満分の共済掛金に相当する金額での振替貸付を可能とします。）
- (2) (1)の貸付の貸付日は、払込猶予期間の末日とし、その貸付期間は、貸付日から1年以内とします。
- (3) (1)の貸付の利率は、この会が定める利率とし、貸付日から1年を経過することに、元金に繰り入れて計算します。
- (4) 家族年金・重度障害年金付帯型における(1)の解約返戻金の額は、貸付日において、解約返戻金額が、家族年金を一括支払いするものとみなした場合の家族年金現価に相当する金額をこえるときは、当該家族年金現価に相当する額とします（以下この特則条項において同じです。）。

2. 普通貸付

- (1) この会は、年金開始日の前日までに限り、共済契約者が、この会が定める方法により、資金の借入れを申し出た場合には、当該共済契約の解約返戻金の80%に相当する額の範囲内の金額を、共済契約者に貸し付けること（以下、この貸付を「普通貸付」といいます。）ができます。
- (2) (1)の貸付の貸付日は、貸付実行日とし、その貸付期間は、貸付日から1年以内とします。
- (3) (1)の貸付の利率は、この会が定める利率とし、貸付日から1年を経過することに、元金に繰り入れて計算します。

3. 貸付の制限

- (1) 共済契約者に振替貸付と普通貸付の両方の貸付を行う場合は、合計して当該共済契約の解約返戻金の80%に相当する金額をその貸付限度とします。
- (2) この会は、共済金の支払いおよび諸返戻金の支払いを行う場合において、当該共済契約について貸付金があるときは、支払うべき金額からその貸付金の元利金を差し引きします。

- (3) この会は、つぎの①または②のいずれかに該当する場合には、その日以降において、当該共済契約を解除することができます。
- ① 貸付期間の満了の日に貸付金の全額が返済されていないとき。
 - ② (2)の規定により貸付金が差し引かれた結果、契約年金共済金額が12万円未満となるとき。

重度障害等級表

1 重度障害の状態の定義

重度障害とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態で、かつ、2の「重度障害等級表」に規定する身体障害のいずれかに該当するものをいいます。

2 重度障害等級表

本重度障害等級表の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、労働者災害補償保険法施行規則（以下「施行規則」といいます。）別表第1「障害等級表」（以下「障害等級表」といいます。）が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する同障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄の記載内容をもって読み替えます。

（平成22年1月1日現在）

障 害 等 級	身 体 障 害
第 1 級	1 両眼が失明したもの
	2 そしゃく及び言語の機能を廃したものと
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
	5 削 除
	6 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
	7 両上肢の用を全廃したもの
	8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
	9 両下肢の用を全廃したもの
第 2 級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
	2 両眼の視力が0.02以下になったもの
	2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
	2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
第 3 級	2 そしゃく又は言語の機能を廃したものと
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの

（備 考）

- 視力の測定は、万国式視力表によります。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定します。
- 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- 手指の用を廃したものと、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
- 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
- 足指の用を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

不慮の事故の定義とその範囲

1 不慮の事故の定義

不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。

2 外因による事故の範囲

外因による事故の範囲は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E800～E807
2. 自動車交通事故	E810～E819
3. 自動車非交通事故	E820～E825
4. その他の道路交通機関事故	E826～E829
5. 水上交通機関事故	E830～E838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E840～E845
7. 他に分類されない交通機関事故	E846～E848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれない。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E850～E858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれない。	E860～E869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E870～E876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E878～E879
12. 不慮の墜落	E880～E888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E890～E899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E902）」、「旅行および身体動揺（E903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置（E904）中の飢餓、渇」は除外する。	E900～E909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E912）」は除外する。	E910～E915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E927）中の過度の肉体的行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外する。	E916～E928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれない。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E930～E949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E960～E969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E978）」は除外する。	E970～E978
20. 戦争行為による損傷	E990～E999
21. その他この会が特に認めた場合	

共済掛金の払込免除となる身体障害の状態

1 共済掛金の払込免除となる身体障害の状態の定義

共済掛金の払込免除となる身体障害の状態とは、傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な状態であり、かつ、2の共済掛金の払込免除となる身体障害表に規定する身体障害のいずれかに該当するものをいいます。

2 共済掛金の払込免除となる身体障害表

- 1 両眼の視力が0.1以下になったもの
- 2 両耳の聴力を全く失ったもの
- 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの
- 4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
- 5 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
- 6 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
- 7 せき柱に著しい奇形または運動障害を残すもの
- 8 そしゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの
- 9 1上肢を腕関節以上で失ったもの
- 10 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの
- 11 1下肢を足関節以上で失ったもの
- 12 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの
- 13 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
- 14 両足の足指の全部を失ったもの
- 15 両手の手指の全部の用を廃したもの
- 16 1手の5の手指または母指および示指を含み4の手指を失ったもの

(備考)

1 眼の障害（視力障害）

視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

2 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力検査は、「標準聴力検査法」（日本オージオロジー学会制定）により行い、日を変えて3回測定し、2回目および3回目の測定値の平均値をとるものとします。
- (2) 平均純音聴力レベルは、周波数 500 ヘルツ、1,000 ヘルツ、2,000 ヘルツおよび 4,000 ヘルツの音に対して測定した聴力損失をそれぞれ A、B、C、D デシベルとしたときの、 $\frac{1}{6}(A + 2B + 2C + D)$ の値とします。
- (3) 「両耳の聴力を全く失ったもの」とは、両耳の平均純音聴力レベルが 90 デシベル以上のものまたは両耳の平均純音聴力レベルが 80 デシベル以上であり、かつ、最高明瞭度が 30% 以下のものをいいます。
- (4) 「両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの」とは、両耳の平均純音聴力レベルが 80 デシベル以上のものまたは両耳の平均純音聴力レベルが 50 デシベル以上 80 デシベル未満で、かつ、最高明瞭度が 30% 以下のものをいいます。
- (5) 「1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの」とは、1 耳の平均純音聴力レベルが 90 デシベル以上であり、かつ、他耳の平均純音聴力レベルが 70 デシベル以上のものをいいます。

3 神経系統の障害等

「神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの」とは、神経系統の機能の障害による身体的能力の低下または精神機能の低下などのため、独力では一般平均人の 1/4 程度の労働能力しか残されていない状態をいいます。

4 胸腹部臓器の障害

「胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの」とは、胸腹部臓器の障害による身体的能力の低下などのため、独力では一般平均人の 1/4 程度の労働能力しか残されていない状態をいいます。

5 せき柱の障害

- (1) 「せき柱の著しい奇形」とは、エックス線写真上明らかなせき椎圧迫骨折または脱臼等にもとづく強度の亀背・側湾等が認められ衣服を着用していても、その変形が外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「せき柱の著しい運動障害」とは、広範なせき椎圧迫骨折またはせき椎固定術等にもとづくせき柱の強直もしくは背部軟部組織の明らかな器質的变化のため、運動可能領域が正常可動範囲の 1/2 以上制限されたものまたは常時コルセットの装着を必要とする等著しい荷重障害のあるものをいいます。

6 そしゃくまたは言語の障害

- (1) 「そしゃく機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準する程度の飲食物以外は摂取できないものをいいます。
- (2) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、4 種の語音（口唇音、歯舌音、口蓋音、喉頭音）のうち 2 種の発音不能のものまたは綴音機能に障害があるため、言語のみを用いては意思を疎通することができないものをいいます。

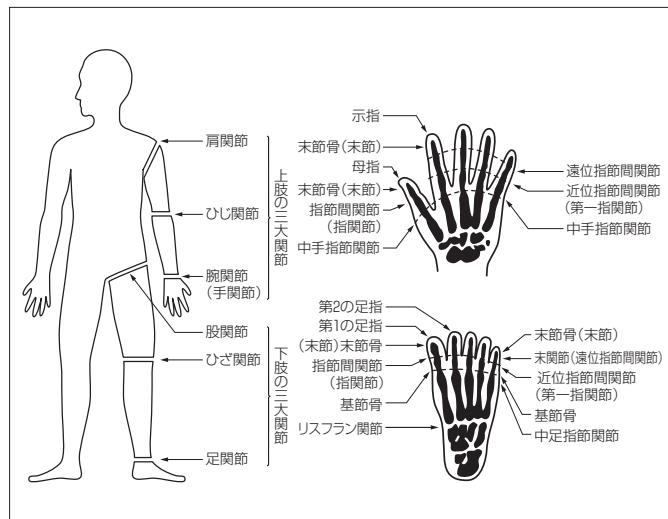
7 上・下肢の障害

「関節の用を廃したもの」とは、関節の完全強直もしくはこれに近い状態にあるもの、または、人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

8 手指・足指の障害

- (1) 「手指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節、その他の手指にあっては、近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2) 「手指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。
ア 手指の末節骨の長さの 1/2 以上を失ったもの。
イ 中手指節間関節または近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害（運動可能領域が健側の運動可能領域の 1/2 以下に制限される場合をいいます。以下同じです。）を残すもの。
- (3) 「足指を失ったもの」とは、その全部を失ったものをいいます。
- (4) 「足指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。
ア 第1の足指にあっては、末節骨の長さの 1/2 以上を、その他の足指にあっては遠位指節間関節以上を失ったもの。
イ 第1および第2の足指にあっては、中足指節間関節または近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すもの。
ウ 第3、第4、第5の足指にあっては、完全強直したもの。

身体部位の名称



各共済金請求等の提出書類

1 各共済金請求等の提出書類はつぎのとおりです。

○印のある書類を提出してください。

【各共済金請求等の提出書類】

提出書類 共済金等の種類	(1) 共済契約証書(年金受給証)	(2) 共済金請求書	(3) 掛金払込免除請求書	(4) 解約返戻金請求書またはその他の返戻金請求書	(5) 印鑑証明書		(6) 戸籍抄本または住民票	(7) 被共済者および共済金受取人の戸籍謄本	(8) 後遺障害診断書	(9) 不慮の事故である証明書	(10) 死亡診断書(死体検案書)	(11) 共済契約者の印鑑証明書(届出印のないとき)	(12) その他の必要書類
					被共済者	共済金受取人							
終身年金 確定年金	1年目	○	○		※1 ○	○							○
	2年目以後					○							○
重度障害年金	1年目	○	○			○			○				○
	2年目以後					○							○
家族年金 遺族年金 遺族確定年金	1年目	○	○			○		○			○		○
	2年目以後						○						○
死亡一時金		○	○			○		○			○		○
共済掛金の払込免除		○		○					○	※2 ○		○	○
解約返戻金等		○		○								○	○

※1 共済金受取人と被共済者が同一人の場合は不要です。

※2 「Ⅰ 一般条項」における第5章「5. 共済掛金の払込免除」(1)の①および②の規定に該当したときのみ必要です。

2 指定代理請求人、代理請求人または「Ⅰ 一般条項」における第4章「2. 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求」(5)に定める人による共済金等の代理請求の場合には、【各共済金請求等の提出書類】に規定する提出書類に加えて、つぎの書類を提出してください。

- (1) 共済契約者の戸籍謄本
 - (2) 指定代理請求人または代理請求人の戸籍謄本
 - (3) 指定代理請求人、代理請求人または「Ⅰ 一般条項」における第4章「2. 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求」(5)に定める人の印鑑証明書
 - (4) 指定代理請求人または代理請求人の住民票
 - (5) 共済契約者、被共済者、指定代理請求人または「Ⅰ 一般条項」における第4章「2. 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求」(5)に定める人が共済金等を請求できない特別な事情があることを証明する書類
 - (6) その他の必要書類
- 3 この会は、各共済金等請求および代理請求の提出書類の一部の省略を認めることができます。
- 4 「Ⅰ 一般条項」における第3章「1. 共済金の支払い」(2)の④または(3)の④もしくは

は「Ⅲ 確定年金特則条項」における「3. 確定年金契約の契約年金共済金額」(2)の⑤の規定により、共済金受取人の相続人が遺族年金、家族年金または遺族確定年金の残余期間分を請求するときは、【各共済金請求等の提出書類】に準じます。この場合には、(5)の「共済金受取人」および(7)の「被共済者」とあるのはそれぞれ「共済金受取人の相続人」と読み替えます。

5 (8)にいう「後遺障害診断書」とは、この会が定める書式によるものに限ります。

6 (9)にいう「不慮の事故である証明書」とは、つぎに定めるものとします。

(1) 交通事故による場合	自動車安全運転センター各都道府県事務所の発行する交通事故証明書
(2) エレベーター・エスカレーターの事故、建造物の倒壊、物の落下による事故の場合	その建物等の管理者の事故証明書
(3) 労働災害による場合	労働者災害補償保険請求書および支給決定・支払通知書の写し
(4) 公務上の災害による場合	公務災害認定申請書ならびに公務災害認定書の写し
(5) 上記以外の原因による場合	救急用自動車、消防用自動車の出動証明書 その他官公署の発行する不慮の事故を証明する書類
(6) その他	(1)から(5)に準ずる不慮の事故を証明する書類

解約返戻金額例表

確定年金5年・家重型(分割払い)、男性

(1口あたり・単位：円)

開始年齢	給付型	経過年数	加入年齢				
			20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
55歳年金開始	定額型	1			35,696	113,863	
		5			194,713	593,254	
		10			394,671		
		20					
		30					
		40					
	増額型	1			39,872	125,518	
		5			215,435	651,492	
		10			435,212		
		20					
		30					
		40					
60歳年金開始	定額型	1			27,231	56,123	
		5			151,356	295,982	
		10			305,025	594,118	
		20			594,118		
		30					
		40					
	増額型	1			30,811	62,440	
		5			169,037	326,742	
		10			339,283	652,356	
		20			652,356		
		30					
		40					
65歳年金開始	定額型	1			23,249	38,879	114,261
		5			130,950	207,184	593,254
		10			262,811	408,343	
		20			501,835		
		30					
		40					
	増額型	1			26,749	43,918	126,194
		5			148,214	231,365	651,492
		10			296,204	452,819	
		20			558,191		
		30					
		40					

解約返戻金額例表

確定年金5年・家重型(分割払い)、女性

(1口あたり・単位：円)

開始年齢	給付型	経過年数	加入年齢				
			20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
55歳年金開始	定額型	1			34,626	113,439	
		5			190,373	593,254	
		10			389,476		
		20					
		30					
		40					
	増額型	1			38,512	124,931	
		5			209,901	651,492	
		10			428,550		
		20					
		30					
		40					
60歳年金開始	定額型	1			25,247	54,381	
		5			142,414	290,663	
		10			290,676	594,118	
		20			594,118		
		30					
		40					
	増額型	1			28,311	60,206	
		5			157,741	319,855	
		10			321,101	652,356	
		20			652,356		
		30					
		40					
65歳年金開始	定額型	1			20,033	35,429	113,703
		5			115,747	193,536	593,254
		10			235,722	393,200	
		20			476,414		
		30					
		40					
	増額型	1			22,710	39,552	125,326
		5			129,094	214,018	651,492
		10			262,072	433,423	
		20			525,938		
		30					
		40					

解約返戻金額例表

確定年金10年・家重型(分割払い)、男性

(1口あたり・単位：円)

開始年齢	給付型	経過年数	加入年齢				
			20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
55歳年金開始	定額型	1	22,388	35,921	66,944	220,642	
		5	142,794	212,356	369,303	1,157,673	
		10	296,830	438,164	757,265		
		20	625,161	911,636			
		30	977,517				
		40					
	増額型	1	28,709	45,181	82,962	270,238	
		5	174,869	259,529	450,653	1,411,245	
		10	362,559	534,547	923,101		
		20	762,951	1,111,428			
		30	1,191,897				
		40					
60歳年金開始	定額型	1	18,895	29,029	48,704	105,601	
		5	124,941	177,140	275,905	565,405	
		10	260,116	365,684	564,204	1,159,401	
		20	547,330	756,803	1,159,401		
		30	852,473	1,159,401			
		40	1,159,401				
	増額型	1	24,463	36,797	60,750	130,059	
		5	153,173	216,688	336,923	689,562	
		10	317,948	446,379	688,021	1,412,973	
		20	668,410	923,120	1,412,973		
		30	1,040,060	1,412,973			
		40	1,412,973				
65歳年金開始	定額型	1	16,584	24,675	38,632	68,870	219,564
		5	113,126	154,880	224,323	376,290	1,157,673
		10	235,808	319,856	457,559	763,821	
		20	495,763	658,854	926,594		
		30	769,557	998,204			
		40	1,037,585				
	増額型	1	21,659	31,505	48,492	85,318	268,930
		5	138,830	189,631	274,150	459,204	1,411,245
		10	288,450	390,683	558,249	931,133	
		20	605,858	804,118	1,129,726		
		30	939,534	1,217,192			
		40	1,265,366				

解約返戻金額例表

確定年金10年・家重型(分割払い)、女性

(1口あたり・単位：円)

開始年齢	給付型	経過年数	加入年齢				
			20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
55歳年金開始	定額型	1	21,917	35,343	66,289	220,746	
		5	141,097	209,392	366,800	1,157,673	
		10	293,418	432,576	754,541		
		20	617,388	906,512			
		30	971,440				
		40					
	増額型	1	28,135	44,475	82,162	270,365	
		5	172,799	255,907	447,590	1,411,245	
		10	358,390	527,715	919,764		
		20	753,451	1,105,160			
		30	1,184,464				
		40					
60歳年金開始	定額型	1	18,057	27,948	47,340	104,707	
		5	121,376	171,624	269,926	563,132	
		10	252,904	354,942	555,021	1,159,401	
		20	531,703	741,757	1,159,401		
		30	834,752	1,159,401			
		40	1,159,401				
	増額型	1	23,441	35,475	59,084	128,966	
		5	148,821	209,948	329,614	686,775	
		10	309,138	433,252	676,791	1,412,973	
		20	649,320	904,727	1,412,973		
		30	1,018,400	1,412,973			
		40	1,412,973				
65歳年金開始	定額型	1	15,216	22,888	36,302	66,621	220,461
		5	106,869	145,781	213,496	367,976	1,157,673
		10	223,087	301,812	438,783	755,748	
		20	468,621	628,961	910,644		
		30	734,072	977,779			
		40	1,014,885				
	増額型	1	19,988	29,322	45,648	82,567	270,018
		5	131,191	178,516	260,921	449,034	1,411,245
		10	272,917	368,642	535,300	921,249	
		20	572,710	767,589	1,110,217		
		30	896,177	1,192,218			
		40	1,237,610				

解約返戻金額例表

確定年金15年・家重型(分割払い)、男性

(1口あたり・単位：円)

開始年齢	給付型	経過年数	加入年齢				
			20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
55歳年金開始	定額型	1	31,781	51,321	96,528	322,091	
		5	205,357	305,628	535,378	1,694,656	
		10	427,149	631,816	1,102,260		
		20	900,910	1,324,857			
		30	1,419,662				
		40					
	増額型	1	45,467	71,509	131,885	433,648	
		5	275,048	408,630	715,734	2,267,211	
		10	570,167	843,048	1,472,704		
		20	1,202,240	1,769,720			
		30	1,896,268				
		40					
60歳年金開始	定額型	1	26,184	40,604	68,988	152,530	
		5	176,756	250,865	394,367	821,709	
		10	368,352	519,123	810,803	1,697,248	
		20	776,353	1,084,216	1,697,248		
		30	1,219,694	1,697,248			
		40	1,697,248				
	増額型	1	37,869	57,030	94,857	206,614	
		5	236,230	334,648	526,154	1,098,387	
		10	490,376	690,817	1,080,872	2,269,803	
		20	1,033,259	1,444,713	2,269,803		
		30	1,625,072	2,269,803			
		40	2,269,803				
65歳年金開始	定額型	1	22,126	33,369	53,121	97,259	319,609
		5	156,015	213,886	313,121	537,146	1,694,656
		10	325,707	443,017	642,856	1,102,047	
		20	685,986	921,660	1,330,738		
		30	1,074,568	1,429,921			
		40	1,484,316				
	増額型	1	32,281	47,149	73,370	132,337	430,101
		5	207,669	284,143	416,125	715,972	2,267,211
		10	431,666	586,888	853,440	1,469,951	
		20	908,899	1,222,787	1,773,556		
		30	1,425,438	1,904,948			
		40	1,977,040				

解約返戻金額例表

確定年金15年・家重型(分割払い)、女性

(1口あたり・単位：円)

開始年齢	給付型	経過年数	加入年齢				
			20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
55歳年金開始	定額型	1	31,546	51,041	96,269	322,699	
		5	204,811	304,113	534,620	1,694,656	
		10	425,974	628,958	1,101,889		
		20	897,262	1,322,851			
		30	1,417,111				
		40					
	増額型	1	45,268	71,275	131,716	434,577	
		5	274,811	407,316	715,455	2,267,211	
		10	569,561	840,566	1,473,114		
		20	1,199,311	1,768,419			
		30	1,894,451				
		40					
60歳年金開始	定額型	1	25,696	39,967	68,214	152,443	
		5	174,938	247,563	391,208	822,335	
		10	364,621	512,735	806,537	1,697,248	
		20	767,580	1,076,289	1,697,248		
		30	1,210,364	1,697,248			
		40	1,697,248				
	増額型	1	37,405	56,416	94,131	206,806	
		5	234,661	331,437	523,338	1,100,218	
		10	487,114	684,630	1,077,474	2,269,803	
		20	1,025,089	1,437,661	2,269,803		
		30	1,616,777	2,269,803			
		40	2,269,803				
65歳年金開始	定額型	1	21,269	32,226	51,636	96,152	321,890
		5	152,331	208,033	306,460	533,907	1,694,656
		10	318,182	431,487	631,988	1,100,699	
		20	669,401	903,877	1,323,799		
		30	1,053,793	1,419,779			
		40	1,472,701				
	増額型	1	31,425	45,992	71,868	131,407	433,395
		5	204,129	278,200	409,531	713,887	2,267,211
		10	424,410	575,223	843,089	1,470,781	
		20	892,566	1,205,551	1,768,402		
		30	1,405,517	1,896,356			
		40	1,966,945				

2015 年 4 月 1 日以降加入分

解約返戻金額例表

終身年金・基本型(一時払い)、男性

(1口あたり・単位：円)

開始年齢	給付型	経過年数	加入年齢				
			50歳	51歳	52歳	53歳	54歳
55歳年金開始	定額型	1	3,381,526	3,414,022	3,446,838	3,479,979	3,513,446
		2	3,388,699	3,421,262	3,454,148	3,487,356	
		3	3,421,326	3,454,212	3,487,421		
		4	3,437,118	3,470,156			
		5	3,452,977				

(1口あたり・単位：円)

開始年齢	給付型	経過年数	加入年齢				
			55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
60歳年金開始	定額型	1	3,024,596	3,053,530	3,082,749	3,112,252	3,142,041
		2	3,030,885	3,059,877	3,089,151	3,118,709	
		3	3,059,933	3,089,208	3,118,767		
		4	3,073,922	3,103,328			
		5	3,087,965				

(1口あたり・単位：円)

開始年齢	給付型	経過年数	加入年齢				
			60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
65歳年金開始	定額型	1	2,617,892	2,642,772	2,667,891	2,693,251	2,718,850
		2	2,623,177	2,648,100	2,673,262	2,698,661	
		3	2,648,149	2,673,311	2,698,711		
		4	2,660,083	2,685,351			
		5	2,672,057				

2015 年 4 月 1 日以降加入分

解約返戻金額例表

終身年金・基本型(一時払い)、女性

(1口あたり・単位：円)

開始年齢	給付型	経過年数	加入年齢				
			50歳	51歳	52歳	53歳	54歳
55歳年金開始	定額型	1	3,792,905	3,829,507	3,866,474	3,903,808	3,941,513
		2	3,801,099	3,837,782	3,874,830	3,912,245	
		3	3,837,853	3,874,901	3,912,317		
		4	3,855,725	3,892,949			
		5	3,873,677				

(1口あたり・単位：円)

開始年齢	給付型	経過年数	加入年齢				
			55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
60歳年金開始	定額型	1	3,421,739	3,454,633	3,487,853	3,521,402	3,555,283
		2	3,429,008	3,461,972	3,495,263	3,528,882	
		3	3,462,036	3,495,328	3,528,948		
		4	3,478,031	3,511,478			
		5	3,494,094				

(1口あたり・単位：円)

開始年齢	給付型	経過年数	加入年齢				
			60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
65歳年金開始	定額型	1	3,018,570	3,047,437	3,076,589	3,106,027	3,135,754
		2	3,024,837	3,053,762	3,082,973	3,112,469	
		3	3,053,819	3,083,030	3,112,527		
		4	3,067,774	3,097,118			
		5	3,081,786				

2015 年 4 月 1 日以降加入分

解約返戻金額例表

確定年金10年・基本型(分割払い)、男性

(セット専用契約)
(1口あたり・単位：円)

開始年齢	給付型	経過年数	加入年齢			
			20歳	30歳	40歳	50歳
60歳年金開始	定額型	1	19,684	29,299	48,622	106,786
		5	119,825	168,867	267,439	564,131
		10	248,124	348,712	550,884	1,159,401
		20	522,208	733,907	1,159,401	
		30	824,967	1,159,401		
		40	1,159,401			
	増額型	1	24,871	36,588	60,138	131,022
		5	146,284	206,053	326,183	687,763
		10	302,391	424,978	671,367	1,412,973
		20	636,420	894,419	1,412,973	
		30	1,005,395	1,412,973		
		40	1,412,973			

(1口あたり・単位：円)

開始年齢	給付型	経過年数	加入年齢			
			20歳	30歳	40歳	50歳
65歳年金開始	定額型	1	16,495	23,798	37,019	67,994
		5	103,557	140,808	208,248	366,255
		10	214,761	291,162	429,480	753,555
		20	451,989	612,786	903,894	
		30	714,038	968,060		
		40	1,003,502			
	増額型	1	20,985	29,884	45,997	83,747
		5	126,459	171,856	254,045	446,610
		10	261,731	354,842	523,412	918,365
		20	550,844	746,809	1,101,584	
		30	870,205	1,179,783		
		40	1,222,978			

2015 年 4 月 1 日以降加入分

解約返戻金額例表

確定年金10年・基本型(分割払い)、女性

(セット専用契約)
(1口あたり・単位：円)

開始年齢	給付型	経過年数	加入年齢			
			20歳	30歳	40歳	50歳
60歳年金開始	定額型	1	19,684	29,299	48,622	106,786
		5	119,825	168,867	267,439	564,131
		10	248,124	348,712	550,884	1,159,401
		20	522,208	733,907	1,159,401	
		30	824,967	1,159,401		
		40	1,159,401			
	増額型	1	24,871	36,588	60,138	131,022
		5	146,284	206,053	326,183	687,763
		10	302,391	424,978	671,367	1,412,973
		20	636,420	894,419	1,412,973	
		30	1,005,395	1,412,973		
		40	1,412,973			

(1口あたり・単位：円)

開始年齢	給付型	経過年数	加入年齢			
			20歳	30歳	40歳	50歳
65歳年金開始	定額型	1	16,495	23,798	37,019	67,994
		5	103,557	140,808	208,248	366,255
		10	214,761	291,162	429,480	753,555
		20	451,989	612,786	903,894	
		30	714,038	968,060		
		40	1,003,502			
	増額型	1	20,985	29,884	45,997	83,747
		5	126,459	171,856	254,045	446,610
		10	261,731	354,842	523,412	918,365
		20	550,844	746,809	1,101,584	
		30	870,205	1,179,783		
		40	1,222,978			

2015 年 4 月 1 日以降加入分

解約返戻金額例表

確定年金15年・基本型(分割払い)、男性

(セット専用契約)
(1口あたり・単位：円)

開始年齢	給付型	経過年数	加入年齢			
			20歳	30歳	40歳	50歳
60歳年金開始	定額型	1	28,671	42,744	71,033	156,178
		5	175,369	247,163	391,463	825,790
		10	363,229	510,479	806,438	1,697,248
		20	764,460	1,074,366	1,697,248	
		30	1,207,669	1,697,248		
		40	1,697,248			
	通増型	1	40,383	59,205	97,036	210,904
		5	235,112	331,126	524,103	1,104,948
		10	485,763	682,686	1,078,485	2,269,803
		20	1,022,346	1,436,796	2,269,803	
		30	1,615,069	2,269,803		
		40	2,269,803			

(1口あたり・単位：円)

開始年齢	給付型	経過年数	加入年齢			
			20歳	30歳	40歳	50歳
65歳年金開始	定額型	1	24,002	34,693	54,046	99,392
		5	151,557	206,088	304,812	536,119
		10	314,387	426,232	628,717	1,103,130
		20	661,667	897,059	1,323,211	
		30	1,045,281	1,417,143		
		40	1,469,028			
	通増型	1	34,139	48,436	74,318	134,961
		5	203,266	276,193	408,221	717,558
		10	420,444	570,020	840,810	1,475,264
		20	884,877	1,199,676	1,769,587	
		30	1,397,900	1,895,207		
		40	1,964,595			

2015 年 4 月 1 日以降加入分

解約返戻金額例表

確定年金15年・基本型(分割払い)、女性

(セット専用契約)
(1口あたり・単位：円)

開始年齢	給付型	経過年数	加入年齢			
			20歳	30歳	40歳	50歳
60歳年金開始	定額型	1	28,671	42,744	71,033	156,178
		5	175,369	247,163	391,463	825,790
		10	363,229	510,479	806,438	1,697,248
		20	764,460	1,074,366	1,697,248	
		30	1,207,669	1,697,248		
		40	1,697,248			
	通増型	1	40,383	59,205	97,036	210,904
		5	235,112	331,126	524,103	1,104,948
		10	485,763	682,686	1,078,485	2,269,803
		20	1,022,346	1,436,796	2,269,803	
		30	1,615,069	2,269,803		
		40	2,269,803			

(1口あたり・単位：円)

開始年齢	給付型	経過年数	加入年齢			
			20歳	30歳	40歳	50歳
65歳年金開始	定額型	1	24,002	34,693	54,046	99,392
		5	151,557	206,088	304,812	536,119
		10	314,387	426,232	628,717	1,103,130
		20	661,667	897,059	1,323,211	
		30	1,045,281	1,417,143		
		40	1,469,028			
	通増型	1	34,139	48,436	74,318	134,961
		5	203,266	276,193	408,221	717,558
		10	420,444	570,020	840,810	1,475,264
		20	884,877	1,199,676	1,769,587	
		30	1,397,900	1,895,207		
		40	1,964,595			

組合員および出資金について

1. 組合員の資格

- (1) この消費生活協同組合（都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます）の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- (2) この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- (1) 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりについて脱退することができる。
- (2) この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりについて当該組合員は脱退するものとする。
- (3) 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- (4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

5. 除名

- (1) この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
 - ① 3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ② この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2) 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

6. 出資1口の金額およびその払込み方法

出資1口の金額は、100円とし、全額一時払込みとする。

7. 出資口数の増加

組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

8. 出資口数の減少

- (1) 組合員は、やむを得ない事由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりについて出資口数を減少することができる。
- (2) 組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の4分の1を超えたときは、4分の1以下に達するまで、その出資口数を減少しなければならない。
- (3) 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に應ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

個人情報保護方針 ―お客さまに関する個人情報の取り扱いについて―

全労済は、各種の事業活動を通じて、お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供するとともに、これらをご案内し、利用していただいています。お預かりしたお客さまに関する情報は、お客さまのご希望に沿って取り扱うとともに、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）をはじめ関係する法令等を遵守し、必要な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています。

1. 情報収集・利用目的

全労済は、お客さまにより良い共済商品・サービスを提供させていただくため、お客さまに関する必要最小限の情報を収集させていただいています。

これらお客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金のお支払いなどを含む共済契約の判断に関する業務や、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。

また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめご本人の同意をいただきます。

2. 収集する情報の種類

お客さまの住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、その他共済契約の締結、共済金のお支払い等に必要な情報や、全労済ホームページ等に登録されたお客さまのメールアドレス他の情報を収集させていただいています。

3. 情報の収集方法

主に申込書・契約書やアンケートにより、お客さまの情報を収集させていただきます。協力団体・労働組合等を通じて共済を利用されるお客さまについては、お客さまの所属する協力団体・労働組合等を経由して、共済に係わるお客さまの情報を収集させていただいています。

4. 情報の管理

全労済では、「個人情報保護規程」にもとづき、個人情報保護管理者等の責任者の設置や情報セキュリティ対策をはじめ適切な安全管理措置を講じ、お客さまの個人情報の漏えい、紛失、き損または個人情報への不正アクセスなどの防止に努めています。

また、お客さまの個人情報については、利用目的の達成に必要な範囲内において正確、最新なものにするように努めています。

なお、関連事業会社等に業務委託を行う場合にも、責任をもってお客さまの個人情報の適切な管理を求め、目的外の利用を行わせないものとします。

5. 情報の提供

全労済では、お客さまの個人情報を業務上必要がある場合にのみ利用し、以下の場合を除いて、お客さまの個人情報を利用したり外部に提供することはありません。

- (1) お客さまが同意されている場合
- (2) 法令により必要と判断される場合
- (3) お客さままたは公共の利益のために必要と考えられる場合
- (4) 業務提携先等との間で、全労済が保有する共済契約等に関する所定の情報（以下「個人データ」といいます。）を共同して利用させていただく場合で、以下のことをあらかじめご本人に通知し、またはご本人が容易に知り得る状態に置いているときには、個人情報保護法にもとづき第三者への提供には該当しないものとします。
 - ① 共同利用する旨
 - ② 共同して利用される個人データの項目
 - ③ 共同して利用する者の範囲
 - ④ 利用する者の利用目的
 - ⑤ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

6. 共同利用

全労済では、共済契約の維持および共済金のお支払いの適正化などを目的に、それぞれ行政庁および共済事業団体・生損保各社等との間で、保有個人データを共同して利用させていただいています。

- (1) 全労済は、自動車損害賠償責任共済・保険（以下「自賠責共済・保険」といいます。）制度における原動機付自転車の無共済・無保険車対策として、国土交通省との間で保有個人データを共同して利用させていただいています。
- (2) 全労済は、自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」といいます。）にもとづく自賠責共済事業の適正な運営のため、また共済金のお支払いに際して関連する自動車総合補償共済

Handwriting practice lines on page 93. The page contains 20 horizontal dotted lines for writing practice.

Handwriting practice lines on page 94. The page contains 20 horizontal dotted lines for writing practice.

Handwriting practice lines on page 95. The page contains 20 horizontal dotted lines for writing practice.

Handwriting practice lines on page 96. The page contains 20 horizontal dotted lines for writing practice.

1. 苦情のお申し出先について

全労済では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。

苦情は、受付専用窓口の「**全労済 お客様相談室**」へご相談ください。なお、全労済ホームページでも受け付けております。

◆**全労済 お客様相談室**

- ・専用フリーダイヤル 0120-603-180
- ・受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始除く）
- ・ホームページ <http://www.zenrosai.coop>

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

- ・電話 03-5368-5757
- ・受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始除く）

※ ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

1. 2014年7月から、米国法「FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）」による確認手続きが開始されました。FATCAは米国の納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関（共済団体や保険会社も含む）に対して、契約者が米国の納税義務者であるかを確認することを求める法律です。
2. 全労済では、FATCA実施に関する日米当局間の声明^(注)および米国法令にもとづき、皆さまが共済金等を受け取るとき、海外渡航をされるときなどに、米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には必要な書類のご提出、ご記入をお願いすることがあります。
3. その確認により、ご契約内容がFATCAの求める基準に該当する場合には、米国内歳入庁宛にご契約情報の報告を行っています。なお、書類提出に同意いただけない場合についても、米国内歳入庁の要請にもとづき、税務当局から情報開示が求められた場合には、該当のご契約情報等の提供を行います。

(注) 国際的な税務コンプライアンスの向上およびFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局間の相互協力および理解に関する声明

各都道府県本部の所在地一覧

都道府県本部 労済名	所 在 地	お問い合わせ先
北 海 道	〒003-0803 札幌市白石区菊水3条4-1-3	お客様 サービスセンター ☎0120-00-6031 受付時間 平日9:00～19:00 土曜9:00～17:00 (日曜・祝日・ 年末年始は除く) ※携帯電話・PHS からもご利用いた だけます。 番号をよくお確かめ のうえ、おかけ間違 いにご注意ください。
青 森 県	〒030-0802 青森市本町3-4-17	
岩 手 県	〒020-0026 盛岡市開運橋通1-1 アクア盛岡ビル7F	
宮 城 県	〒980-0014 仙台市青葉区本町1-10-29 全労済宮城会館	
秋 田 県	〒010-0817 秋田市泉菅野1-1-12	
山 形 県	〒990-0827 山形市城南町1-18-22	
福 島 県	〒960-8540 福島市荒町1-21 協働会館内	
茨 城 県	〒310-0804 水戸市白梅1-1-10	
栃 木 県	〒321-0963 宇都宮市南大通り2-5-4	
群 馬 県	〒371-0854 前橋市大渡町2-3-3	
埼 玉 県	〒338-8504 さいたま市中央区下落合1050-1	
千 葉 県	〒260-0045 千葉市中央区弁天1-17-1	
東 京 都	〒160-0023 新宿区西新宿7-20-8	
神 奈 川 県	〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-4-9	
長 野 県	〒380-8710 長野市立町978-2	
山 梨 県	〒400-0031 甲府市丸の内3-29-11	
静 岡 県	〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2-13-4	
富 山 県	〒930-8563 富山市奥田新町7-41	
石 川 県	〒920-8544 金沢市西念1-12-22	
福 井 県	〒910-0859 福井市日之出1-10-1	
愛 知 県	〒456-8530 名古屋市熱田区金山町1-12-7	
岐 阜 県	〒500-8262 岐阜市茜部本郷2-7	
三 重 県	〒514-0004 津市栄町4-259-1	
滋 賀 県	〒520-0801 大津市におの浜4-5-1	
奈 良 県	〒630-8325 奈良市西木辻町200-47	
京 都 府	〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都7F	
大 阪 府	〒559-0034 大阪市住之江区南港北1-24-33	
和 歌 山 県	〒640-8331 和歌山市美園町5-10-3	
兵 庫 県	〒650-0027 神戸市中央区中町通4-1-1	
島 根 県	〒690-0006 松江市伊勢宮町543-3	
鳥 取 県	〒680-0846 鳥取市扇町14	
岡 山 県	〒700-8569 岡山市北区駅元町6-26	
広 島 県	〒732-8505 広島市東区曙4-1-28	
山 口 県	〒753-0222 山口市大内矢田南7-1-1	
徳 島 県	〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 労働福祉会館1F	
香 川 県	〒760-0011 高松市浜ノ町72-5	
愛 媛 県	〒790-8513 松山市辻町1-1	
高 知 県	〒780-0870 高知市本町4-1-32 こうち勤労センター内	
福 岡 県	〒810-8611 福岡市中央区舞鶴1-1-7 全労済モルティ天神ビル	
佐 賀 県	〒840-0054 佐賀市水ヶ江2-2-19	
長 崎 県	〒852-8016 長崎市宝栄町3-15	
熊 本 県	〒860-0811 熊本市中央区本荘5-10-30	
大 分 県	〒870-0035 大分市中央町4-2-5 全労済ソレイユ	
宮 崎 県	〒880-0806 宮崎市広島1-11-17	
鹿 児 島 県	〒892-0835 鹿児島市城南町7-28	
沖 縄 県	〒900-0014 那覇市松尾1-18-22	
新 潟 県	〒950-8566 新潟市中央区新光町6-6 新潟県総合生協	

*苦情のお申出先 ☎0120-603-180